

61

27

醫學博士吳秀三著



精神病鑑定例

太皞庵藏梓

61-27

醫學博士吳秀三著

精神病鑑定例

太皞庵藏梓

42.10.7  
內交

精神病鑑定例第四集目次

第三十四例 非精神病患者 官名詐稱 詐欺取財 鑑定ノ結

果處刑 控訴 不論罪

第三十五例 ヒステリー 妊娠 離婚被請求 生家ノ嚴待

意識溷濁状態ノ惹起 夫ニ對スル故殺未遂

不論罪

第三十六例 緊張病 禁治産

白癡 繼母ノ叱責ヲ怨恨 隣家ニ放火未遂

不論罪

第三十八例 精神健全 家内不和 養母ニ對スル故殺養父

嫁及ビ孫ニ對スル故殺未遂 從前ノ精神異常

及ビ無意識中行爲ナリトノ主張 死刑宣告

3  
2

控訴中……………七四頁

第三十九例 精神健全 從前祈禱者 飲酒後爭論 情婦縊

殺 死刑宣告 控訴中……………八七頁

第四十例 早發性癡呆 從前ノ自殺企圖及ビ精神病 妄

覺及ビ妄想ヨリ妻及娘ノ首ヲ斬リ佛壇ニ供フ

不論罪……………九九頁

第四十一例 癡愚 家内不和 妻ノ濫費及ビ外出ヲ怨憤

之ニ對スル謀殺未遂 不論罪……………一一三頁

第四十二例 老耄病 甥ノ呼己求援聲ノ幻聽甥ヲ殺セル仇

敵ト誤認シテノ殺人 不論罪……………一二五頁

第四十三例 ひすてりい 誣謗ニ憤激 意識溷濁状態ノ惹

起 老婆縊殺 尋ギ來ル三人ヲ縊殺未遂 徒

跣ニテ急走自首 監内自縊企圖 不論罪……………一三三頁

第四十四例 癡愚 痲癩不安自恣粗暴 無定業 道義心薄

第四十五例

弱 小言ニ對スル不平 怨恨ヨリ金子窃取主

家放火 自首 事件中……………一五三頁

精神病性素質 前回鬱憂症 中酒性精神薄弱

家内不和 孫兒ノ愛惜 厭生 自殺企圖 孫

ノ殺害 不論罪……………一七五頁

精神病鑑定例

第四集

醫學博士 吳 秀 三 著

官名詐稱詐欺取財被告人坂○信○  
精神狀態鑑定書



本籍地 ○○縣○○○郡瀧町村大字瀧町參百參拾七番地

平民

出生地 右同斷

現住地 右同斷

官名詐稱詐欺取財被告人 坂 ○ 信 ○

明治十年十一月三日出生

右ハ明治三十九年十月十三日午後六時頃○○六丁目旅人宿營業松○屋事山○惣○郎方ニ至リ警視廳刑事掛專務警部坂○進ト官職名ヲ詐稱シ同夜宿泊シ酒食料ヲ支拂ハズ翌十四日○○警察署ニ出頭シ山○警部ニ面會シ用務ヲ辨ズル旨ヲ述ベテ山○惣○郎ヲ信用セシメ且人力車一輛ヲ雇ハシメ之ニ乗リテ○

○警察署門前ニ至リ下車シ同所受付ニ至リ談話ヲナシタル體ニ裝ヒ人力車夫ニ對シテハ山○警部不在ナレバ他ニテ用務ヲ辨シ旅人宿松○屋へ歸ルト詐稱シテ車夫ヲ歸ラシメ其マ、山○惣○郎方宿泊料酒肴料人力車賃右計金一圓八十錢ヲ支拂ハズ逃ゲ去リ

又同年十月十六日午後六時頃○○區○○町三丁目十九番地旅人宿營業赤○館事赤○地○衛方ニ至リ○○○刑事係專務部警視小○行○ト官職氏名ヲ詐稱シテ同夜宿泊シ酒肴ヲ命ジテ宿泊酒食ヲナシ翌十七日○○警察署ニ至リ用務ヲ辨ズルニ就キ人力車一輛ヲ雇フベシト命ジ人力車ニ乘リ同宿ヲ出發シ約二時間同區内雇入口入營業者ヲ點檢シタル末警察署ニ至リ用務ヲ辨シ旅人宿ニ歸ル旨ヲ以テ車夫ヲ欺キ歸ラシメ宿泊料酒肴料人力車賃合計金二圓○五錢ヲ支拂ハズ其マ、逃ゲ去リ

又明治三十九年十月十八日午後七時頃○○區○○町八丁目四番地雇入口入營業江○エ○方ニ至リ○○○刑事係專務警視正八位岩○○三○ナリト官職氏名位階ヲ詐稱シ雇入口入簿ヲ點檢シ記載方規定ニ違フノ點アリト叱責シ且其際同家ニ居合セシ○○縣北○○郡○○町料理店營業折○長○郎同家雇人キ○○ノ兩人ガ談判中該事件ニ容喙干與シ同○○○町旅人宿營業鹿○屋佐○ヨ○方ニ案内セシメタル末共ニ宿泊スル體ニ裝ヒ且酒食ヲ注文セシメ飲食中官職名ヲ詐稱シテ折○長○郎ヲ畏怖セシメ其間種々甘言ヲ弄シ婦女即チ道○○キ○ヲ欺瞞シ自己ヲ利セントスルモ其目的ヲ達セズ同夜十一時三十分浮浪罪ニヨリ巡查ノ爲ニ引致セラレタルモノナリ

以上ノ事實ハ巡查ノ報告書、被害者ノ始末書、被告ガ任意ノ自白等ヲ綜合シテ○○警察署ニ於ケル司

法警察官警部山○○ノ報告書ニ據ル

茲ニ明治三十九年十二月二十日○○地方裁判所第一刑事部法廷ニ於テ裁判長判事今○恭○郎ハ判事名○○○梅○郎判事岡○治裁判所書記小○吉○列席檢事清○孝○立會ノ上余等ニ命ズルニ右被告人坂○信○ニ付キ其精神狀態ヲ鑑定スベキヲ以テセリ

鑑定事項

- 一。被告坂○信○ハ精神病者ナルヤ否
- 二。被告ハ精神病者ナリトセバ本件ニ於ケル官名詐稱無錢宿泊等ノ行爲ハ知覺精神喪失狀態中ノ行爲ナルヤ否

余等ハ之ニ由リテ明治三十九年十二月二十日ヨリ明治四十年三月二十日ニ至ルマデノ間ニ於テ被告人ノ調書各證人ノ陳述記錄等ヲ參照シ數回東京監獄署ニ臨ミ被告ノ精神狀態並ニ身體狀態ヲ診査シ鑑定書ヲ作ルコト左ノ如シ

遺傳歴

父ハ六十九歳ノ頃卒中ノ爲メ頓死シ母ハ中風ニカ、リ約三年間半身不遂ニシテ六十五歳ノトキ死亡セリ

内祖父母ハ被告ノ父ガ六七歳ノ頃死去セシヲ以テ其年齡病名等詳ナラズ

外祖母ハ十有餘年間に中風ニ苦シ後八十歳頃死亡シ外祖父ノ死亡年齡病名等ハ知ルニ由ナシ

曾祖父母系ニ至テハ全ク不明ナリ

被告ニハ姊二人アリシモ共ニ生後二二日ニシテ死シ二兄又命名前(被告ノ郷里ニテハ生後十日目ニ命名ス)ニ斃レ目下現存セルハ被告一人ノミ

要スルニ被告ノ血統中ニハ精神病者ナキガ如キモ(〇〇縣〇〇〇警察署長警部村〇幸〇ノ搜查報告)被告ガ實母ノ弟一人深ク宗教ニ歸依セシ結果諸國修驗ニ出ヅトテ家出セシマ、行衛不明ナリトノ一事ハ頗ブル異ムベシ(被告ノ言)又母方ノ血統ニ中風ノ者多シ

既往症

胎生期 被告ノ父ハ瘦セ方ナリシモ生來健全ニシテ曾テ大患ニ罹リシコトナシ酒ハ平均一日一升除ヲ傾クルノ豪飲家タリシ母ハ肥滿家ナリシモ生來健全ニシテ飲酒セズ受胎中亦壯健ニシテ毎時ノ出産ハ容易ナリシガ乳汁ノ分泌少ナクシテ自カラ愛兒ヲ哺乳スルニ足ラズ殊ニ被告出生ノ際ノ如キハ産前ヨリ乳母ヲ雇ヒ置キシ程ナリシ(被告ノ聞キ傳ヘニヨル)

小兒期 被告ハ生來虛弱ニシテ身體ノ發育尋常ナラズ身長ハ矮小ナリシモ十歳以後ニ至リ俄然身長ヲ増シタルモ榮養ハ之ニ伴ハズシテ瘦セ方ナリキ歩行ハ普通ヨリ數ヶ月後レタリ

被告ノ生ル、ヤ未ダ幾許ナラザルニ其父一夜醉フテ被告ヲ抱キ上ゲシガ誤テ行燈ノ内ニ落シ其頭部ヲ打撃シタルコトアリ

被告ハ幼時家庭ニアリテ父ヨリ大學ノ句讀ヲ受ケシガ睡眠後時々其章句ヲ謔語シ或ハ夜中突如眠ヨリ

覺メ無意味ニ室内ヲ徘徊スルモ被告自身ハ之ヲ知ラズ此ノ如キコト殆ド毎夜ニシテ凡ソ十二三歳頃迄續キシト云フ又被告ハ十三四歳頃迄片頭痛(左右何レカ明カナラズ)ヲ訴ヘタリ(〇〇縣〇〇〇警察署長警部村〇幸〇ノ搜查報告)幸〇ノ搜查報告並ニ被告ガ乳母ヨリ聞キ傳ヘタル言

破瓜期 詳カナラズ獨リ色情ノ發動ハ著シク晩カリシガ如シ被告自身ハ曰ク今ニ至ル迄曾テ色情ノ動キタルコトナシト

成年期 體格普通、身質強壯曾テ大患ニ罹リシコトナシ(〇〇縣〇〇〇警察署長警部村〇幸〇ノ報告)丁年ニシテ徵兵検査ヲ受ケシモ體格ハ丁ニシテ不合格トナレリ(被告自身ノ言)

被告二十四歳即チ金澤高等學校遊學中脚氣ニ罹リ右足ノ浮腫、筋痙攣等アリシガ四五ヶ月ニシテ治シ爾來年々脚氣ニカ、ル

二十七歳ノ夏文科大學講堂ニ於テ聽講中卒倒シ約二十四時間人事不省ナリシコトアリ(以上被告自身ノ言)

年齢不詳ノ時胃擴張(〇〇〇〇市〇〇〇院長醫學士渡〇〇ノ診断)ニカ、リ約三ヶ月間胃洗滌ヲ行ヒタリ(同被告ノ言)

被告ハ睡眠不足ノ結果遂ニ嗜酒家トナリ殊ニ冷酒ヲ好ム其飲酒スルヤ顔面ハ蒼白トナル精神感覺ハ過敏ノ方ナリ

氣質ハ小膽自恣ニシテ憤怒シ易シ(警部村〇幸〇ノ報告)

教育史 八歳頃小學ニ入り十四歳頃卒業シ其ヨリ補習科ヲ修メ十七歳ノ頃尋常小學校授業生トナリ數年勤績セリ(警部村○幸○ノ報告)

被告自身ノ語ル處ニヨレバ八歳ニシテ○小學ニ入り高等科一年ヲ修業シ次デ中學ニ入り卒業後二十三歳ノ時○高等學校ニ入り一度落第シ二十七歳ノ時卒業セリ又明治三十六年九月東京文科大學ニ入り二ヶ月半ニシテ病氣ノタメ退學セリト云フ

生活史 地價二千圓ヲ有シ村内相應ノ家ナルガ十七歳頃ヨリ小學校授業生トナリ二十七歳頃ヨリ村役場書記トナリ數年勤績セシモ家計ヲ顧ミルコトナク贅澤放蕩ニシテ終ニ破産セリ目下政黨ニ關係ナク生活困難ノ状態ニアリ明治二十八年十月妻と○ヲ迎へ交情稍密ナリ犯罪ナシ(以上○縣警部村○幸○搜查報告)

被告ノ語ル所ニヨレバ伯父ノ娘ト許嫁シ幼少ヨリ同居セシヲ以テ自分ハ妹ト思ヒ居タリ被告二十歳ノ時其許嫁セシモノ腸窒扶斯ニカ、リ重症ナリシカバ生前ニ結婚式ヲ舉ゲントテ内祝ヲナセシモ間モナク死去セリ年十九、サレバ被告ハ女性ト同衾シタルコトナク又他ヨリ嘗テ妻ヲ娶リシコトナシ云々

現在症

甲 身體症狀

體長百六十六仙迷アリ尋常人ニ比シテ丈高シ

顔面ハ細長クシテ蒼黃色ヲ呈シ時々多少ノ潮紅ヲ認ム顔貌ハ稍愁色ヲ帶ビ活氣ニ乏シク感情ヲ呈露スルコト極メテ少ナシ  
榮養ハ中等ナリト雖ドモ體格ニ比スレバ多少瘦弱ノ觀アリ  
頭顱ヲ測定スルニ

周圍	五五・〇仙迷	耳前頭圍	三三・〇仙迷
耳後頭圍	二二・〇仙迷	耳顱頂圍	二六・〇仙迷
耳下顎圍	三〇・五仙迷	前後徑	一八・〇仙迷
左右徑	一五・〇仙迷	鼻根後頭圍	三五・〇仙迷
耳孔徑	一二・五仙迷	前頭骨額突起徑	一一・〇仙迷
耳孔鼻棘徑	左一一・〇仙迷	耳高	左一三・二仙迷
	右一二・〇仙迷		右一二・四仙迷
橫徑示數	八三・三仙迷		

頭形ハ著シク短顱ニ屬シ頭髮ノ發育尋常ニシテ創痕ノ痕ナシ  
右顱顳骨稍扁平ニシテ左ヨリ低ク耳高ハ左右不同ニシテ耳孔鼻棘徑亦左右均等ナラズ  
瞳孔ハ中等大ニシテ左右均同ナリ光線反應、調節反應アリ自ラ近視眼ト稱シ昨年五六月頃ヨリ眼鏡ヲ用フルモ河本博士ノ視力表ニヨリ檢スレバ左右殆ンド同等ニシテ20/20乃至15/20ノ視力アリ近視眼ニ



アラズ色盲モナシ眼底ニ變化ナシ  
 口裂ハ左右不同ニシテ右方ハ常ニ左方ヨリモ多ク開キ上前齒ハ平時露出ス下唇ハ稍左方ニ傾向シ且ツ左ノ口角ハ右ノ口角ヨリモ著ク低シ  
 鼻梁ニハ異常ヲ認メザルモ左方ノ鼻腔内ニ於ケル中甲介ニ約大豆大ノ柔軟ニシテ帶赤白様ノ滑澤ニシテ濕潤セル肥厚アリ即チ所謂鼻茸ニシテ鼻中膈ニ向テ突起セリ即チ音聲ハ是ガ爲メ常ニ鼻音ヲ帶ビ呼吸息ハ多ク閉塞シテ通利宜シカラズ  
 嗅覺ノ障礙顯著ニシテ普通ノ臭氣ハ之ヲ識別セズ例ヘバ甘硝石精ニ對シ臭覺ナク安母尼亞水ニ對シテハ是アリ結晶石炭酸ニ對シ臭氣ナシト云ヒ依的兒ニ對シテ燒酎ノ様ナ臭ガスルト云ヒテ要スルニ嗅覺一般ニ鈍キガ中ニモ左ハ右ヨリモ尙ホ鈍シ  
 耳ニアリテハ其形一般ニ異様ナリ即チ右耳殼ハ普通ヨリ小ニシテ稍壓平シ外耳輪ハ其上上部橢圓狀ナラズシテ二ヶ所ニ多少ノ角度ヲ示セリ  
 又左右耳ノ縱徑ハ不同ニシテ右〇五・五仙迷ニ對シ左ハ五・〇仙迷ナリ  
 聽能ハ尋常ナリ常ニ左耳ノ耳鳴ヲ訴フ  
 口唇ハ稍薄クシテ暗江色ヲ呈シ少シク口臭アリ  
 齒列ハ略ボ尋常ナレドモ左下方ノ第一及ビ第三白齒ハ齶齒ノ爲汚穢ニ摧碎セリ  
 胸廓ニ異常ナク内部器官ニ打診及ビ聽診上ニ變異ヲ認メズ腹部ノ形狀又尋常ナルモ打診上輕度ノ胃擴張アリ即チ胃ノ下界ハ臍部ノ高サニアルヲ認ム被告ハ食慾ノ常ニ不振ヲ訴ヘ且ツ曰ク〇〇〇〇市〇〇〇醫院長醫學士渡〇〇ノ診察ヲ受ケ胃擴張トシテ治療ヲ受ケシト數月ナリキト  
 四肢ノ關節ニ異常畸形等ナシ  
 膝蓋腿反射活潑アヒルレス腿反射提牽筋反射腹壁反射等尋常  
 針刺ニ對スル感覺ハ一般ニ右方ヨリ左方ニ於テ遲且ツ鈍ナリ觸覺又然リ試ミニ兩脚觸覺計ヲ取テ額骨弓部ノ皮膚ニ觸レ其尖端ヲ一ニ感ズルヤニツニ感ズルヤヲ檢セシニ右ハ二仙迷ノ間隔ニ於テ初メテニツニ感ズト答ヘ前額部ニアリテハ約一仙迷ニシテ正答ヲ得タリ  
 脊柱ノ彎曲ハ尋常ナルモ打診ニ對シ第一腰椎部ニ壓痛ヲ訴ヘタリ然レドモ全身中麻痺若クハ末梢神經ノ障礙ヲ認メズ  
 膀胱直腸等ノ障礙ナシ大小便通ハ性質分量トモ尋常  
 食氣ハ不振ニシテ一度ニ半斤ノ食麵麩ヲ食シ得ズト云フ之ヲ同房者ニ聞クニ絶エズ菓子類ヲ間食シ居ルト云フ  
 睡眠ハ殆ンド終夜熱セスシテ多クハ惡夢ニ襲ハルト云フ然レドモ私ニ同房者ニ聞ケバ鼾聲ヲ發シテ他ノ妨害トナルコトアル程ナレバ睡眠不足ハナカルヘク思ハル云々  
 被告ノ目下主トシテ訴フル處ハ頭痛眩暈(午後ニ於テ烈シ)ニシテ對談中モ『あゝ頭がいたい』『めまいがして倒れそうです』ナト幾回トナク言ヒテ其郁度大息ヲ發シ或ハ應答澁滯シテ茫然タルコトアリ暫

張アリ即チ胃ノ下界ハ臍部ノ高サニアルヲ認ム被告ハ食慾ノ常ニ不振ヲ訴ヘ且ツ曰ク〇〇〇〇市〇〇〇醫院長醫學士渡〇〇ノ診察ヲ受ケ胃擴張トシテ治療ヲ受ケシト數月ナリキト  
 四肢ノ關節ニ異常畸形等ナシ  
 膝蓋腿反射活潑アヒルレス腿反射提牽筋反射腹壁反射等尋常  
 針刺ニ對スル感覺ハ一般ニ右方ヨリ左方ニ於テ遲且ツ鈍ナリ觸覺又然リ試ミニ兩脚觸覺計ヲ取テ額骨弓部ノ皮膚ニ觸レ其尖端ヲ一ニ感ズルヤニツニ感ズルヤヲ檢セシニ右ハ二仙迷ノ間隔ニ於テ初メテニツニ感ズト答ヘ前額部ニアリテハ約一仙迷ニシテ正答ヲ得タリ  
 脊柱ノ彎曲ハ尋常ナルモ打診ニ對シ第一腰椎部ニ壓痛ヲ訴ヘタリ然レドモ全身中麻痺若クハ末梢神經ノ障礙ヲ認メズ  
 膀胱直腸等ノ障礙ナシ大小便通ハ性質分量トモ尋常  
 食氣ハ不振ニシテ一度ニ半斤ノ食麵麩ヲ食シ得ズト云フ之ヲ同房者ニ聞クニ絶エズ菓子類ヲ間食シ居ルト云フ  
 睡眠ハ殆ンド終夜熱セスシテ多クハ惡夢ニ襲ハルト云フ然レドモ私ニ同房者ニ聞ケバ鼾聲ヲ發シテ他ノ妨害トナルコトアル程ナレバ睡眠不足ハナカルヘク思ハル云々  
 被告ノ目下主トシテ訴フル處ハ頭痛眩暈(午後ニ於テ烈シ)ニシテ對談中モ『あゝ頭がいたい』『めまいがして倒れそうです』ナト幾回トナク言ヒテ其郁度大息ヲ發シ或ハ應答澁滯シテ茫然タルコトアリ暫

クニシテ曰ク『只今めまいが強く氣が遠くなつて何を問はれたか知りませんでした質問はどういふことでしたらう』ト反問ス被告受持ノ看守並ニ醫局員ノ云フ處ニヨレバ被告ハ殆ド毎日睡眠ノ不熟ト頭痛、眩暈トヲ訴ヘ來ルト

入監以來會テ卒倒シタルコトナシ

生殖器ノ發育尋常ナリ

筋肉ハ全身ニ於テ一モ萎縮セルモノナシ

握力ハ右二十五 左二十

脈搏ハ橈骨動脈ニ於テ一分間平均八十二ヲ數ヘ整正ニシテ大、緊張中等ナリ

乙 精神症狀

被告本人ガ目下ノ精神狀態ヲ診査スルニ

指南力ハ尋常ニシテ自己ノ所在地周圍ノ狀況等ヲ正當ニ指南スルモ時ニ關スル指南力ノミハ著シク不良ナリ例ヘバ『本月本日を知れりや』ト問フニ答『一月十五日頃と思ひます』實ハ一月十八日ト云ヒ『起牀は何時なりや』ト問フニ『何時か知りませんが電氣燈の消ゆるのを相圖に起されぬ前に自分から起きます』ト答ヘ『就牀は何時か』ト問フニ『大抵七時頃かと思ひます』ト云ヒ『今は何時頃なるや』ト問フニ『分りませんが晝餐がすむと間もなく呼び出されて此處へ來ました』ト云フガ如キ之ヲ要スルニ被告本人ガ時ニ關スル指南力ハ一ツモ正確ナルモノナク時トシテハ全然誤レルヲ認ム

注意力 不充分ニシテ周圍ノ事物ニ對シ稍不關性ナリ例ヘハ對談中急劇ニ卓子ヲ打チ或ハ牀下ヲ踏ミナラスモ左マデ被告ノ注意ヲ引キシ模様ナク平然談話ヲ續ク試ミニ『今幾つ音がしたるや』ト問ヘバ『二ツか三ツでしょう』(實は三ツ)ト答ヘ暫クシテ再ビ之ヲ試ミニシニ『二ツ四ツしました』(實は四ツ)ト云フ

記憶力 著シク不良ナリ例ヘバ

問 『何歳にして小學に入り何年間修業せしや』

答 『滿八歳にして瀧町小學校に入り九年間許修業したと思ひますが忘れしました』

問 『小學校は卒業せしや』

答 『高等科の一年になりて退學し〇〇〇郡〇〇中學校に入り五年にして卒業しました』

問 『高等中學に入りしは何歳なりしや』

答 『二十三か四の時金澤の高等學校に入りまして一度落第し日清戦争の頃否日清ではない北清事件の頃即ち明治三十三年か四年でしたらうか(頻りに考ふ)ツマリ二十七歳のとき卒業しました』

問 『大學に入りしは明治何年何月なりしや』

答 『明治三十六年九月に東京大學へ入り文科を修業し二ヶ月半にして退學しました』  
(東京帝國大學ヨリ清水検事ヘソ回答ニヨレハ明治三十五年申二三月文科ニ在學シタルニ相違ナシトアリ)

問 『退學の理由はいかに』

答 『其理由は講堂で卒倒し二十四時間位は全く覺えなく大學の病室にあるに氣付きて  
どうして此處に居るかを疑ひし位なり』

問 『其當時内科の誰教授の監督せる病室なりしや』

答 『知りません主治醫を覺えて居りません』

問 『然らば明治何年何月頃大學病院に入りしや』

答 『よく考ふれば分るかも知れませんが忘れてしまいました』

問 『時間が幾許かゝつても宜しいからヨーク氣を静めて考へみよ』

答 『凡ソ十分モ頭ヲ曲グ指折リ數ヘシ後二十五歳のとき金澤の高等學校を卒業したの  
ですから大學に入つたのは其年即ち明治三十四年の九月ですると十一月三日の天  
長節ツたか賑やかなことがあつたのを記憶して居ますから大學病院へ入ッに何であ  
たのは其後でたしか十一月の半ばだと思ひますそれに間違ひありませんとして病室  
は三浦内科に相違ありません』

依テ余等ハ最後ノ調査トシテ明治四十年三月十三日三浦内科醫局へ出頭シ〇〇醫學士〇〇醫學  
士ノ立合ノ許ニ明治三十四年九月以降ヨリ明治三十五年末ニ至ル間ノ入院患者病牀日誌ヲ精査  
シタルモ被告ト同名同姓同縣ニシテ大學生ナルモノ曾テ一人モ在院シタルコトナキ事實ヲ確カ

メタリ同時ニ青山内科入澤内科ヲ調査シタルモ同様ナリキ

問 『何故監獄署に入るべき境遇となりしや』

答 『昨年(明治三十九年)指ス)十月(日は忘れましてウーと十六七日頃と思ひます)〇  
〇の或旅宿(この名も忘れまして)にとまり警視廳官吏と口で言つたのでしようそれ  
を番頭か宿帳に書いたイヤ私が言つたのだらうと思ひますそれがため不審に思はれ  
拘留されたのです』

問 『拘留になつた時日を記憶するや』

答 『確かに覺えて居ます昨年(明治三十九年)十月十八日であります』

問 『此處(東京監獄)へ來たりしは何時か』

答 『昨年十月二十九日か三十日頃と思ひます』

問 『初めて法廷に出でしは何時なりしや』

答 『昨年十二月十五日か十六日頃で何でも二十日以前なりしと思ひます』(實は十二月  
二十日)

問 『裁判所法廷に於て次の公判を何月何日と定むる旨言渡されしか記憶し居るや』

答 『其當時覺えて居ましたが監獄署へ歸へる途中にて忘れてしまい殆ど困て居ます保  
釋願も出したが却下されました』

問 『犯罪の場所時日等を知れりや』

答 『浅草警察署に拘留中警部さんからお前は二三度無銭飲食をして歩いたことがあるだらうと言はれたときアーそうであつたそんなともあつた様な気持は確にしましたが何區何町の何と云ふ旅舎であつたか更に分りませんやがて警察から旅主と引合はされて見たら確かに旅主の顔を見覺がありました先方は無言で居たか私は確に分りました尋ねらるればそんな事もあつたと思ふが何故かゝることをしたか自分にも分りません私の父は○家の大肝煎オコキイリといふて名主五十許を管轄する役を承つて千石を領し地方では相當の家柄であつたか身分相當の巨額な御用金を○○より仰せ付けられた爲身代は俄に衰へました其れとて又地方では可なりな身分であつたのですから三圓や四圓の支拂がないような淋い量見がどうして出たのか自分で自分が知れませんか』

之ヲ要スルニ被告ノ談話ニハ順序アリト雖記憶ノ茫莫ニシテ曖昧ナルト追想力ノ缺乏セルトハ小學ヨリ大學ニ至ル迄ノ年數ニ關シ殆ド前後矛盾セルニテモ知ルベク又犯罪ノ前後ニ關スル陳述ニ關シテモ『あ、そんなこともあつたような氣持ちがする』『私が口で言つたのでしよう』『泊つた旅宿の名も町名も忘れて』等追想ノ極メテ曖昧ナルニテモ知ルベシ(被告自身ハ一語ヲ發スル毎ニ記憶ガ惡クテ困リマスト訴フ)

計算能力其他學校習得ノ智識ニ關シテハ之ヲ被告ノ教育學歷ト對照シ余等ヲシテ殆ト被告ガ伴狂ヲ裝

フニアラザルカラ疑ハシムル程ナリ

問 『金澤八景とは何々を云ふや』

答 『金澤の高等學校在學中自身見物に行たこともありますが其名は忘れまして』

問 『日本の最高と稱せらるゝ山名及び其國名を擧げよ』

答 『富士山は駿河甲斐にあり次は知りません』

問 『大井川は何國に屬するや』

答 『忘れまして地理は尤も不得意で皆忘れて知りません』

問 『利根川の所在地は』

答 『關東にあることだけは知て居ますが國の名は一つも知りません』

問 『三十七八年の戦争は何月に始まりしや』

答 『二月十一日に宣戰の詔勅が出たと思ひます』

問 『其原因は』

答 『朝鮮の方へ約束に違つて多分の兵を入れた爲と思ひます』

問 『神武天皇以來の列代天皇の御名を順序に答へよ』

答 『神武、綏靖……………知りません』

問 『本年は西曆何年なりや』

答 『ツ：……(暫ク時ヲ要シテ考ヘタルモ)忘れまして知りません』

問 『明治四十年より八年以前は何處に居りしや』

答 『〇〇に居たと思ひます』(學歷ヨリスレハ明治三十三年頃ハ被告金澤高等學校ニ在學中ナリシ筈ナリ)

問 『(a+d)及び (a-d)を解け』(筆ト紙トヲ與ヘタルモ)

答 『出来ません忘れました』

5<sup>2</sup> = 125 (正)

17 × 3 = 61 (否)

57 + 23 = 80 (正)

被告ハ此時自白シテ曰ク 『只今も丁度眩暈がして眼がくらんで茫として何をして居たのか分りませんでした。が今よくなりました。した前の數學の問題は何でしたらうか』ト

依テ更ニ (a+d)(a-d)ヲ解カシメントセシニ鉛筆ヲ手ニシテ考ヘシガ遂ニ正解ヲ得ザリキ

被告本人ハ感情柔脆ニシテ人ニ接スルニ温顔丁寧ナルモ其思想ヲ犯罪事件ニ及ボサシムルトキハ歔歔トシテ涕泣シ怨嗟痛恨ノ言ヲ漏ラスガ常ナリ例ヘバ

『被告が家系は地方に於ては恥しからざる家にして父は大肝煎の役をなし祿千石を領したるに

其家を繼げる自分が監獄に入るやうな犯罪をしたとは祖先に對し申譯がありません官名詐稱と言はるれば止むを得んとした處で詐欺取財の犯罪名を付けられたのは何しても不服です保釋願も二三度しましたが却下されました』

『〇〇〇の警察や郷里の生家やから私の「身上に關係する取調へ書類が来ました」となアア困たものだ郷里へまで悪いことをしたのが知れてしまったのか最早郷里へ出入も出来ず知己親戚にも逢ふ面目がない困つたものだ』ト云ヒツツ兩手ヲ以テ顔面ヲ被ヒ聲ヲ揚ゲテ號泣セリ被告ハ郷里ニアルノ際放蕩ノ結果資産ヲ蕩盡シタリトハ事實ナリヤノ詰問ニ對シ

『自分は放蕩などした覚えはありません元來家産の傾きし譯は父の存生中徳川將軍に敵對の行爲ありしたため巨額の御用金を申付けられた爲であります自分で費つたのは大隈さんや三浦子爵(梧樓)さんなどが一處で縣下へ減租同盟會の演説に來られた時其運動などに奔走して費たきりです其頃地所の賣買や金錢貸借に際し自分の實印だけでは行はれず必ず從兄内〇武〇〇の同意連帶でなくては何することも出来ませんでしたから妙な譯だと思つて居ましたが裁判所でオマイは放蕩のため準禁治産の宣告を受けたことがあらうと言はれて初めてそんなことがあつたのかと氣が付いた位です今も實印は自分の自由になりません』トテ落涙ス

(證人龍〇〇ガ裁判長ニ答ヘシ處ニヨレバ『父が存命中に年月は分りませんが父の申立により準禁治産者となり五六年前死なれてから信〇の妻の申立により取消されたるなり』)

被告ハ又曰ク

『自分は感情もろくて困ります通りすがりの他人でも憐れな者を見ると行き過ぎることが出来ず自分の衣服を脱ぎても之に與へ或は自分に關係なき他人の喧嘩を買って自ら苦勞し或は長上に對しては少し無理と思ふことあれば用捨なく抵抗する風がある故學校で二三回罰を受けたことがあります』

之ヲ要スルニ被告ノ感情ハ柔脆ニシテ動キ易ク判断ハ尋常ナリト雖之ヲ調書證人等ノ陳述ト對照スルニ多少虚偽ノ形跡アリト疑ハル、ナリ何トナレバ〇〇警察署長警部〇〇ノ清〇檢事へ回答シタル報告書中ニ『被告ハ明治三十二年迄ハ土地家屋ヲ有シ數千圓ノ資産アリテ農業竝ニ養蠶ニ従事セシガ放蕩ニシテ明治三十九年九月迄ニ無資産トナリ目下ハ生活困難ノ状態ニアリ』ト云フニ照シテ被告ガ零落ノ原因ヲ父ノ所爲ニ歸シ『自分ハ會テ酒色ニ耽溺シタルコトナシ』ト云フガ如キハ少シク矛盾スル所アレバナリ又證人小〇作〇〇ガ『被告は随分感情強い人であると云ふことを聞きました』ト云ヒ村〇警部ノ報告『小膽ニシテ自恣憤怒シ易シ』(直江津警察署村〇幸〇ノ言)ナドアルヲ以テ觀ルモ感情ノ動キ易キ人物タルコトヲ推知スルニ足ル

被告ハ自ら『うそな申立をすれば却て罪が重くなりますから決してうそは申しません』ト言ヒツ、余等ガ犯罪前後ノ事實ヲ糾問スルニ際シ

問『被告は何事も知らぬおぼれましたと斗り言ふ故保釋願却下され公判も延び〜になるだ公判の後ろゝは裁判所の悪いのではない余等の鑑定書ができないためだそれも被告が余等の質問に對し隠さず有體に話せば鑑定書も早くでき放免も早くなるのだ一體卒倒したる時日は何時か大學内科の内誰教授の病室に入院したのか』

答『アーそう言ふ譯ですかンナラ早く申上ぐれば善かつた甲乙と少し善く考へさして下さい』ト言ヒテ約十分間程深思熟考シタル後眞面目ニナツテ

『數へ年二十五歳の時金澤高等學校を卒業したのでから大學へ入りしは其年の九月スルト明治三十四年で卒倒したのは十一月の天長節後と思ひますアーンダ入院したのは三浦内科で明治三十四年の十一月中旬に相違は御座いませندドーカ早速御調べの上二日も早く放免になりますよう願ひます云々』

(余等ハ三浦、青山、入澤等ノアラユル大學内科ニツキ三十四年以降三十五年十二月ニ至ルマデノ入院患者病牀日誌ヲ調査シタルド被告ハ勿論之ニ似合ハシキ姓名ノ者モ見當ラザリシ是レ被告ガ記憶ノ不良ナルタメカ又虚言ナルカ頗ル疑ハシ)

問『被告は如何なる用事ありて何時出京したるや』

答「國に居るとき無断で平服のまゝ折々外泊することがあつたり又時々奇妙な行爲があると思へて家に居るときは殆ど幽閉されて居る姿であつたのですツエデ突然無断で家を出て帳場の金を持って東京へ来たのが三十九年の八月でありました又自分は〇〇鐵道の株主である故途中の驛長は皆知ても居るしバツスを持って居た等の便宜あるため容易に東京へ来ました」

(證人籠〇龍〇〇が裁判長ノ訊問ニ對スル答ニヨレバ「明治三十九年八月十二日に債務者より非常な嚴談を受けたものですから翌十三日に家を飛出して處々尋ねたる處が東京に居ると云ふことが分りましたであります」ト云フ)

被告ノ同居者ニ聞クニ「あの人は夜分眠れぬ〜と申しますが大きな聲を發して妨げになるようなことがあります」又「食事がすまないと申しますがヤクヲニ間食をして居ます」『卒倒したと云ふ様なことは一度もありません』又「あの人はなかく學者の様です萬葉集とか何とか古き物語りや歴史などの話をして同居者に聞かせます性質は極く温和な人で憤怒したような風を見たことはありませんあんな人がドーして此處へ来たかと思はれます」以上ノ陳述者ハ看守長ノ見立テニテ尤モ事能判斷ノ分リソノ人ヲ呼ビ出シクレタルナリ)

其他被告ハ小學ノ兒童モ教育ナキ車夫馬丁モ知り居ル有名ナ大井川、利根川等ノ所在地ヲ忘レタト云ヒ或ハ中學ノ一年生モ明記シ居ル(ロナロ)或ハ(ロロー)公式ヲ「數學が下手ですから出来ません」言

ヒテ強テ考ヘントモ勉メズ又之ヲ恥カシムルモ微笑ヲ洩シテ稍平然タルガ如キハ高等教育ヲ受ケタル學生ニハ似合ハシカラズ精神衰弱セル患者カ將タ虚偽ニアラザルヨリハ斯ノ如キ扮装ヲナシ得ザルベキナリ況ンヤ監房内ニ於ケル被告ハ文學談歴史談ヲナシテ相當ノ能力アル而モ精神健全ナル同居者ニ敬聽セラレツ、アルニアラズヤ是レ余等ガ疑ヲ挾ム所以ナリ

意志及ビ行爲〇ノ表現モ法ニ適ヒ規ニ從ヒ敢テ異常ヲ認メズ然レドモ被告ガ犯罪ノ前後ヲ探究スレバ

意志ノ堅固ナル人トモ思ハレズ斯ハ説明ノ條下ニ於テ詳論スベシ  
聯想ニ異常ナク幻覺妄想ノ誤謬等ナク既往及ビ現在ノ病覺アリ例ヘバ大學ニテ卒倒シ爾來健康勝レズ夏ハ海水或ハ温泉ニ行キ目下ハ現ニ不眠頭痛眩暈食氣不振等アリテ腦が悪ク物忘れして困まるト云フガ如キハ以テ其一斑ヲ窺フニ足ル

拒絶症狀又命令的自動等ノ徵候ナシ

説明

被告ノ遺傳歴ニ就テハ責任アル血縁者若シクハ被告ノ平素ヲ知レル關係者ノ證言ヲ徵スルニ由ナキヲ以テ是ガ詳細ヲ盡スベキ様ナク僅ニ被告自身ノ口供ニ據リシモノナレバ事實ノ眞偽ハ固ヨリ期待スベカラズト雖ドモ左ニ其一斑ヲ記スレバ

被告ノ父ハ大酒家ニシテ卒中ノ爲ニ斃レ母竝ニ外祖母モ又中風ニカ、リ半身不遂ヲ以テ三年乃至十餘年間病牀ニ呻吟シ共ニ高齡ヲ以テ死亡セシ他被告ノ二姉二兄皆夭折シ其他又被告ガ實母ノ弟一人深ク

宗教ニ歸依セン結果自ラ悟リヲ得タリト稱シ飄然家出セシマ、行衛不明ナリト云フハ吾人ヲシテ此人ガ精神病ニ罹リシニアラザルヤヲ疑ハシムルナリ  
以上ヲ信據スベキ事實ナリトセバ「被告の血統中には精神病者なきが如し」テフ〇〇縣〇〇〇警察署長村〇幸〇ノ搜查報告アルニモ拘ハラス吾人ハ「被告の血統中には腦病の遺傳あり」ト斷言スルニ躊躇セズ

既往症 ニ關シテモ血族關係者ノ證言ヲ聞クニ道ナクシテ其調査甚ダ不十分ナレド暫ラク被告本人ノ口供ヲ信實ナリトセバ

- (一) 被告ハ生來虛弱ニシテ身體ノ發育常人ニ後レタリ
- (二) 生後幾許モナクシテ行燈ノ内ニ墜落シタルコトアリ(被告ガ乳母ノ言)
- (三) 幼時夢中譫語、夢中驚怖徘徊等ノ癖アリ(〇〇〇警察署長〇〇〇ノ搜查報告)
- (四) 十三四歳迄片頭痛(左右何レカ明カナラズ)ヲ訴ヘタリ(村〇幸〇ノ報告)
- (五) 文科大學聽講中(年齢ハ二十五歳ノ時ト云ヒ或ハ二十七歳ノ時ト云ヒ曖昧ナリ)卒倒シ約二十四時間人事不省(被告ノ言)ナリシコトアリ
- (六) 胃擴張(年齢ハ不詳ナレド〇〇〇〇市〇〇〇院長醫學士渡〇〇〇ノ診斷ニ係ルト被告本人言ヘリ)ニカ、リ約三ヶ月間胃洗滌ヲ行ヒシコトアリ
- (七) 睡眠不足ニ苦ミシ結果遂ニ嗜酒家トナリ殊ニ冷酒ヲ好ム(被告本人ノ言)

(八) 氣質ハ小膽自恣ニシテ感情ニ強ク憤怒シ易シ(村〇幸〇ノ報告)

(九) 明治三十三年中ヨリ時々精神病ヲ發シ金錢ノ浪費甚キヲ以テ明治三十八年迄準禁治産ノ宣告ヲ受ケ居タリ(〇〇〇警察署長〇〇〇ノ報告)

(十) 怠惰ニシテ放蕩酒色ニ耽溺シ金錢ヲ浪費シ巧ニ虚言ヲ弄シ極メテ信用ナシ(關〇〇〇ノ報告)  
等ノ各項アルニヨリ被告ハ精神病性及神經病性ノ體質ヲ抱持スルモノト謂フベキモノ、如シ  
現在症 身體症狀

- (一) 頭形ハ著シク短顛ニ屬ス
- (二) 右顛骨稍扁平ニシテ左ヨリ低シ
- (三) 耳高左右不同ニシテ耳形モ左右均等ナラズ且ツ右耳ノ縦徑ハ左耳ノ縦徑ヨリモ長キコト〇・五仙迷ナリ
- (四) 口裂ハ左右不同、左ノ口角ハ右口角ヨリ低ク、下唇ハ稍左方ニ傾ク
- (五) 鼻腔中左方ノ中甲介ニ約大豆大ノ鼻茸アリテ鼻閉症ヲ呈セリ、嗅覺ハ一般ニ鈍麻セリ
- (六) 打診上胃ノ下界ハ臍部ノ高サニアリ、食思不振
- (七) 皮膚感覺ハ右ヨリ左方ガ鈍且ツ遲ナリ
- (八) 膝蓋腱反射活潑
- (九) 睡眠不安、多夢、頭痛、眩暈、倦怠、脈搏平均八十二至



精神症狀

- (一) 時ニ關スル指南力不確
- (二) 注意力不全
- (三) 記憶力減弱
- (四) 追想力缺乏
- (五) 計算能力不良
- (六) 感情柔脆
- (七) 精神運動不活潑

以上ノ要點ヲ一括シテ考フルニ被告ハ遺傳素因アル血統ヲ承ケ初生兒時期ニ頭部ヲ撲チ身體ノ發育常人ニ後レタルノミナラス幼時既ニ夢中譫語、夢中驚怖、徘徊等ノ精神障礙アリシ事實ハ偶々以テ被告ガ身體精神ノ發育尋常ナラザリシヲ證シテ餘リアリト云フベシ

其後稍長シテヨリ學校生活ニ於テ尋常年間ヨリ多クヲ費シ落第モ二三回アリシ事實ヨリ推考スレバ依然精神ノ發育不充分ナリシヲ知ルニ足ル

其他被告ハ三十四歳ニ至ル迄偏頭痛ヲ訴ヒ一時輕快シタルモ曾テ文科大學在學中(明治三十五年)講堂ニ於テ卒倒シタル事實ハ愈吾人ヲシテ被告ガ腦髓ニ故障アルヲ疑ハシムルニ至レリ而シテコハ今〇判事ガ余等ニ鑑定ヲ命ズルノ際特ニ疑ヲ置キテ注意セシ所ナルヲ以テ余等ハ其眞象ヲ知ラント欲シ被告ガ嘗テ入院シタリト云ヘル東京醫科大學附屬病院内科ニ出張シ種々調査シタルモ被告ガ入院シタル形跡ナク從テ其當時ニ於ケル被告ガ病狀ヲ詳ニシ得ザリシハ誠ニ遺憾ナリ加之卒倒當時ノ病狀ニ付テハ被告モ之ヲ知ラズト云ヒ又之ヲ證明スベキ關係者ノ一人モナキナリ然レドモ吾人ハ被告ガ身體症狀中

唯一ノ推斷ノ根據トスベキモノアルヲ發見シタルガ故ニ左ニ之ヲ詳論セント欲スルナリ

凡ソ卒倒ヲ將來スベキ疾病ニハ病理上多種ノ區別アリ例ヘバ萎縮腎、糖尿病、腦溢血、腦腫瘍、鉛中毒、麻痺狂、ヒステリー、癲癇等ノ類是ナリ而シテ萎縮腎、糖尿病ハ被告ノ尿ニ尋常ナキ故ニ之ヲ否定スベク鉛中毒ハ被告ノ鉛ト關係ナキヨリテ之ヲ否定スベクヒステリー等ハ殆ンド婦人ニ多數ニシテ男子ニ稀有ナリ又特殊ノ病狀アリ麻痺狂ニハ極メテ固有ナル言語障礙、瞳孔強直等アレドモ被告ニハ今全ク之ヲ見ズ被告ガ目下現ニ眩暈不眠頭痛等ヲ訴フルヨリ考フレバ或ハ腦腫瘍ナラザルヤノ疑ヒアリト雖本病ニ固有ナル鬱血乳頭、嘔吐、腦視神經障礙等ノ病狀ヲ缺キタリ

若シ夫レ被告ガ自カラ稱シ判事ノ余等ニ解決ヲ求メタル腦溢血ニ至リテモ亦之ヲ否定セザルヲ得ズ何トナレバ此病ハ四五十歳ノ若年者ニ起ルコト極メテ稀ニシテ此年齡者ニ發スルトキ多クハ微毒カ腦血栓カ其他ノ血管異常ニヨル類似ノ症ナリトス今被告ニハ微毒ノ確徵ナク又心臟病等ナキガ故ニ此病症アリト考フベカラズ又腦溢血トスレバ人事不省ヨリ次第ニ恢復スルニ從ヒ四肢ニ麻痺ヲ來シ半身不遂トナルコト多キモノナルニ被告ニハ此等ノコトモ亦之ヲ見ルベカラズ又被告ノ幼時ニ於ケル夢中談話夢中徘徊ノ如キハ吾人ヲシテ彼ノ卒倒症ハ癲癇ニアラズヤト疑ハシムルモ而モ亦其確徵ナク又其發作ノ僅カニ一回ノミナレバ益疑ハシ之ヲ要スルニ以上ノ諸病ハ一モ之アリト認メ難キモノナリ然ラバ彼ノ卒倒症ハ果シテ何病ナリヤ之ヲ説明スルニハ唯僅ニ身體症狀ヲ根據トスルヨリ他ナシ其身體症狀トハ何ゾト云フハ前記ノ鼻茸即チ是ナリ

抑鼻病ハ神經ノ介傳ニヨリ其附近乃至遠隔ノ身體器官ニ種々ナル反射症狀ヲ發生スルモノニシテ鼻性喘息、鼻性筋肉痙攣、鼻性神經痛、鼻性扁頭痛、鼻性癩癩、鼻性神經性眼障礙、バセドー氏病等皆是ヨリ發生スルコトヲ得ルモノニシテ之ヲ鼻性反射性神經諸症ト稱シ而シテ鼻茸ハ又此症ノ原因トナルコト多シ今被告ハ既ニ鼻茸アリ又頭痛、眩暈、心神恍惚等アリ幼時ニハ夜中驚起症、夢中徘徊等ヲ呈シ偏頭痛、考慮ノ遲鈍、記憶ノ減退、精神運動ノ不活潑等ノ諸症アリ皆之ヲ鼻茸ニ因ル反射性神經症狀ト見做スヲ得ベク彼ノ卒倒症ノ如キモ亦此ノ如ク解釋スルヲ得ベキモノ、如シ余等ハ偏ニ其發作當時ノ狀況ヲ知ルニ由ナキヲ遺憾トス

只疑フラクハ被告ガ入監ノ前後ニ於テ癲癩様發作アリシヲ聞カザルト曾テ大學在學中卒倒セシ時ノ意識障礙ガ餘リニ永カリシコトナリ然レドモ被告ガ卒倒後二十四時間ノ永キ間人事不省ノ状態ニアリシト云ヘルハ蓋シ被告ガ醫者ニアラザル故斯ク言ヒタルニテ吾人専門科ノ所謂ル人事不省ニハアラザリシナラン

次ニ證人訊問書中ヲ參考スルニ『被告は折々狂氣したることがあるので先年〇〇警察署より注意を與へられき駐在巡査にも注意せらるゝことゝの始終あるので』妙なことがあるので醫者にかけて置きました』(以上證人龍〇龍〇〇言)『明治三十三年中より時々精神病を發し金銀の浪費甚し』(關〇〇ノ報告書)ト言ヘルガ如キヲ以テスレバ被告ガ精神ノ尋常ナラザリシヲ推知スベシト雖ドモ果シテ如何ナル精神病ナリシヤニ至ツテハ毫モ之ヲ詳知スルニ由ナキヲ遺憾トス

終ニ臨ンデ余等ハ證人ノ陳述、被告本人ノ口供及ビ調書ノ一部ヲ左ニ寫シテ被告ガ果シテ精神病患者ナリヤ否ヤヲ論斷セン

- 一 『私は本年八月十三日無斷家出して上京し下宿の後別にこれと申す職業もなく書見等を爲し居たれども都合ありて〇〇町四丁目番地不明〇〇館と云ふに下宿し矢張り爲すこともなく徒食して居りました』
- 二 『自分は〇〇區〇〇町なりと住所を詐稱したるは同斷で知人あるにつき出鱈目を申したのであります同所には日本新聞の〇〇〇〇と云ふ畫工等を知り居るにつき何氣なく申したのであります自分は官職名を詐稱して其法律上罪とならぬと思ひ警視廳の刑事だとか警視だとか申す人が畏怖しますからそれが面白くて遣つたのであります』(以上山〇〇ノ聽取書)
- 三 『如何なる譯であるか知りませんが家人が私を病氣だと申して一室に閉ぢこめる様にして居りますから窮屈の餘り目的なしに家人に隠れて飛び出したのであります』
- 四 『食逃げなどする者ではありませんが田舎で金を拂はずに後で支拂ふ習慣がありますからツイ其考で後に支拂をすれば宜敷と思ふて歸らなかつたのでありますそれに私は其時急に又他所へ參つて遊び度い様な氣がしたからであります』(以上第一回公判始末書)
- 五 『警察は威權のあるもので面白いものだなと云ふ考が頭にあつた故それで警部の警視のと言ふたのでしようどうもよく分りません』

六 『私は日本酒なら冷酒がすきでビールなら四五本飲みます飲みますと歸るべき道を忘れてしまします』(以上ハ被告ガ鑑定人ニ話シタル言)

以上犯罪後ニ於ケル被告ガ記憶、追想、意志、行爲等ノ一般ヨリスレバ其尋常ナラザルハ何人モ首肯スル處ナラン然リ被告ノ記憶ハ此ノ如ク缺漏性ナリ然レドモ余等ハ被告ガ申分ニ全然偽リナキヲ保セズ何トナレバ意志行爲判斷等ノ薄弱ナルハ『官職名を詐稱しても法律上罪にならぬと思ひました』爲すこともなく徒食して居ました『警察は威権のあるもので面白いものだなー人が畏怖しますのが面白くてやつたのです』何となく叱り付けて見たいような気がして……』等ニヨリ其一斑ヲ知ルニ足ル其他『私は急に他所へ行て遊び度いような気がしましたから』私は酒がすきで諸所で飲食しますが飲むと歸る道を忘れまます』自分でしたことが後で自分に分りません』叱り付けることが面白くて遂歸らなかつたのであります』等ノ口調ハ明ニ意識ノ清明ナラサルヲ示スモノニシテ畢竟被告ガ犯罪ノ行爲ニハ確タル目的ナク判斷辨別モ又頗ル薄弱ナルヲ認ムルナリ然レドモ臙テ之ヲ想ヘバ被告ノ陳述ハ頗ル曖昧ニシテ余等ハ寧ロ其虚偽タルヲ疑フモノナリ何トナレバ尋常中學ヨリ高等學校ヲ卒ヘ大學ニマデ入りタル程ノ永キ年月間諸國ニ遊學シテ風土人情ノ如何ヲ實驗シタル被告ノ如キ書生ガ田舎ノ習慣ヲ墨守シテ宿泊飲食料等ヲ後テ拂ヘバヨキモノト心得ルガ如キハ殆ンド常識ヲ以テ判スベカラザルノミナラズ一方ニハ車夫旅主ヲシテ被告ノ言ヲ信用セシメテ疑ハザラシメシ能力ヲ示セシ事實ハ偶以テ犯罪ヲ糊塗セントノ虚言ニ過ギザルヲ證明スルモノニアラズヤ

又窮屈ノ餘リ目的ナシニ家人ニ隠レテ無斷家出シタルナリト被告ハ主張スレドモ證人龍〇龍〇〇ガ裁判長ノ訊問ニ對スル答辯ヲ見ルニ明治三十九年八月十二日債務者ヨリ非常ナ嚴談ヲ受ケシ故翌十三日家出シ處々尋チタルニ東京ニ居ルコトガ分リマシタト言ヘルニ對照シテ考フレバ被告ハ強テ自分ノ非行ヲ暗マサントシ余等鑑定人ヲ欺キシコトヲ知ルニ足ル、如之ナラズ五六ヶ月以前ヨリ近視眼ト稱シ現ニ眼鏡ヲ使用シ居ルモ余等ノ視力試験ニヨリ近視眼ニアラザルヲ證明セラレ『近視ではありませんか』ト驚キノ色ヲアラハシ或ハ『小學校を卒へてのち如何なる生活をなせしや』ノ問ニ對シ『中學より高等學校―大學に順次入学しました』ト答フルモ警部村〇幸〇ノ搜查報告ニハ十七歳頃ヨリ小學校授業生トナリ二十七歳頃ヨリ村役場書記トナリ數年勤績セシモ云々ノ事實アリシニモ拘ハラズ余等ニ對シテハ全ク之ヲ秘シテ一回モ語ラズ又曾テ準禁治産ノ處分ヲ受ケシハ何頃ナリシヤノ問ニ答ヘテ『準禁治産になつたことは此處へ來て初めて知りました』ト言ヒシ其一方ニ於テハ『曾て在郷の際友人なる三百代言に準禁治産のことを尋ねたら其れは白癡が浪費者でなければ受けることなき處分であること申しました』ト語ルガ如キハ前後撞著モ又甚シカラズヤ尙虚偽ト思ハル、著シキ事實ハ被告ガ曾テ大學病院ニ入院セシコトアリト言ヘルヨリ其病室ハ何號ニシテ大學内科ノ位置ハ何レナルヤノ問ニ對シ『しかと覚えがありません』知りません』ト答ヘシコト是ナリ此ノ如キハ大學ニアリシ學生ノ返答ニモ似合ハシカラズ何トナレバ日々見聞シ居ルベキ筈ナルノミナラズ一二月ノ永キ間入院セシモノトスレバ必ず記憶シオルベキ筈ナルベキナリ又郷里ニ在リシ際モ曾テ官名ヲ詐稱シタルコトアリトノ證言

アルニモ拘ハラズ『國に居るとき警察へすら呼ばれたことはありません犯罪などは今回以前には露  
 覚えがありません』ト余等ニ斷言シ『淺草で捕へられた時は途中で道づれになつた何處のものだか知ら  
 ない人と一處に旅宿の奥座敷で酒を吞て居ましたシカシ道づれの人はドコカで見覚えのある兎に角料  
 理屋の人です』ト言ヘルハ被告ガ口入周旋業者へ立寄りシ節其奥ノ一室ニ男女ノモノガ談合シ居ルヲ  
 見谷メ被告ハ其氏名職業談合ノ理由等ヲ訊問シタル後相伴フテ旅宿ニ至リ飲食セシハ調書ニ記載セル  
 證言ナルニモ拘ハラズ余等ニハ單ニ未聞不見ノ道連レナリト答ヘ監房ニアル時ノ被告ハ歴史談萬葉集  
 等ノ高尚ナル話シヲナシテ精神健全ナル同房者ニ敬聽セラレツ、アルト聞ケルニ余等ト問答ノ際ハ知  
 リマセン覺エマセント言ヒテ尤モ甚ダシキハ大井川ノ所在地スラ知ラズト答ヘ又不眠多夢ヲ訴フルモ  
 監房内ニテハ肝聲ヲ發シテ他ノ妨ゲトナル程熟睡シ(同房者ノ言)食思不振ト言ヒナガラ多クハ間食シ  
 居ルノ類一々枚擧ニ違アラザルナリ之ヲ要スルニ被告ノ陳述ハ記憶ノ缺漏性ナルガ故ニ曖昧ナリト言  
 ハンヨリモ寧ロ大部分ハ虚偽ノ陳述ナリト言フベク從テ判斷辨別ノ薄弱ナルベキ精神病アルモノト認  
 ムルヲ得ザルナリ

只被告ニハ時ニ關スル指南力ノ不確、注意力不全、記憶減弱、追想力缺乏、計算能力不良、感情ノ柔  
 脆、精神運動ノ不活潑等ノ諸症アルハ疑フベカラザル事實ナリト雖ドモ是ハ必ズシモ精神病ノ諸症ニ  
 アラズシテ寧ロ神經衰弱症ト見做スベキモノナリ是ニ由テ之ヲ觀レバ證人籠〇龍〇郎ガ『被告は折々  
 狂氣したることのあるので云々』ト言ヒ又關〇〇ノ報告書中ニ『明治二十三年中より時々精神病を發し

云々』ト云ヘリシハ蓋シ被告ガ現ニ神經衰弱症ニカ、リ居ルヨリ推斷スレバ其當時病勢熾ニシテ時々  
 異常ナル行爲ヲナセシヲ『狂氣』或ハ『精神病』ト名付クシモノナルベシ目下ノ状態ヨリスレバ少ナクト  
 モ神經衰弱症ハ現在スルモ神經衰弱狂乃至其他ノ精神病ト名付クベキ程ノ症状ハ認め得ラレズ  
 以上ノ理由ニヨリ鑑定ヲ下スコト左ノ如シ

鑑定

- 一。被告ハ精神病者ニアラズ
- 二。被告ガ官名詐稱無錢宿泊等ノ行爲ハ知覺精神喪失狀態中ノ行爲ト認ムルヲ得ズ

明治四十年三月二十日

東京醫科大學教授

醫學博士 吳 秀 三

助手 醫學士 山口 高三 郎

\* \* \* \* \*

右被告ハ知覺精神喪失者ニアラズト認定セラレ明治四十年三月三十日重懲罰三月監視六月(拘留十日水利ニ通算ス)  
 罰金五圓ニ處セラレタリ。

但シ本件ハ控訴ノ結果明治四十年十一月三十日原判決取消ノ上知覺精神喪失者トシテ無罪ノ旨渡アリタリ。



遺傳歴 母方ノ祖父(〇〇縣〇〇〇〇那〇〇〇〇村加〇新〇)ノ實妹ハ精神病ニ罹リ自ラ井中ニ陥リテ死セリ

父方ノ祖父ハ甚キ酒客ナリキ

長兄ハ八歳ニ達スル迄言語ヲ發セズ自ラ飲食スルコト能ハズシテ腦病ヲ以テ逝ケリ次兄及ビ一人ノ妹ハ平生頭痛ノ癖アルノミニテ健存ス尙他ノ妹や〇ハ嘗テ精神病ヲ發シ被害妄想ヲ有シ興奮シテ暴行セシガ、目下ハ快癒セリト云フ

被告自身ハ小兒期ニ於テ麻疹實扶的里ヲ經過シ概シテ健康ノ方ナリシガ痲性ナリキ十三歳ノ頃二階ノ物干ヨリ墜落シ顛頂部ヲ打チ人事不省ニ陥リ二ヶ月許リニシテ快癒セシガ爾來頭痛ノ癖ヲ殘シ時々感情ノ興奮著シク現ハレ些細ノ事ニテモ憤激シテ思慮ヲ其間ニ廻ラスコト能ハズ輕舉盲動ノ傾向ヲ呈セリ既ニ十七八歳ノ頃ニモ父母ヨリ少シノ小言ヲ云ハレタリトテ不意ニ外出シテ日本橋邊ヲ徘徊シ夕刻ニ及ビテ始メテ吾ニカヘリ歸家シタリトイフ事モアリキ

十七歳ノ正月月經初潮シ爾來極メテ不順ニシテ或ハ三月間一回ノ月經ヲモ見ザリシコトモアリシト云フ

教育ハ高等小學三年迄ニシテ成績好良其間一回ノ落第モナカリキ

乙。現在證

(一)身體證狀

身長四尺三寸九分體重十四貫六百八十三匁

頭部測定

周圍	五三・〇仙迷	耳前頭圍	二九・〇仙迷
耳後頭圍	二一・〇仙迷	耳顛頂圍	三三・〇仙迷
耳下顎圍	二七・五仙迷	前後徑	一八・五仙迷
左右徑	一五・〇仙迷	鼻根後頂圍	三二・〇仙迷
耳孔徑	一三・〇仙迷	前頭骨額突起徑	一一・〇仙迷
耳孔鼻棘徑	一一・〇仙迷	耳高	一二・〇仙迷

横徑示數七一、即チ長顛ニ屬ス

體格榮養中等ニシテ顔面潮紅シ皮膚潤澤ナリ筋肉ノ發育佳良ニシテ關節運動ニ障礙ナク體溫三六・七脈搏一〇〇至、軟ニシテ整ナリ

頭部ハ尋常ニシテ顔面左右殆ンド均等ニ發育シ顔面神經ニ異常ナシ

眼球運動ハ尋常ニシテ瞳孔左右同大、光線調節兩反應共ニ存ス

視野ヲ檢スルニ狭小シテ健康者ノ半ニモ達セズ

耳殼ニ畸形ナシ

味覺ハ一般ニ減弱ス嗅覺モ亦然リ聽覺ハ尋常ニシテ觸覺ハ左半身ニ於テ一般ニ過敏ナリ

二頭筋、三頭筋反射及ヒ膝蓋腱反射著シク亢進シ、筋肉ノ器械的刺戟性著シク現ハル、  
言語障礙ナシ

胸腹部ノ所見ハ左ノ如シ

(い)外診 乳房稍懸垂シ乳嘴突出シテ乳暈ハ淡褐色ヲ呈ス乳腺ノ發育好ク手壓ヲ加フレハ少量ノ薄キ  
乳出ツ

腹部ハ一様ニ膨隆シテ柔軟ニ緊張ス、白腺ハ著色シテ上ハ劍狀突起部ヨリ下ハ恥骨縫際部ニ達ス臍窩  
ハ存在ス新舊ノ妊娠腺ハ下腹部及ヒ大腿内側ニ多數ニ存ス

子宮底ノ高サハ臍窩上一横指ノ所ニアリ觸診スレバ胎兒ノ頭部ハ右側ニアリ臀部ハ骨盤入口ノ直上ニ  
アリ

胎兒ノ心音ハ右ノ臍棘線ノ中央ニ聞エ搏動數ハ五秒ニ拾參ヲ算ス

胎兒運動(雜音)モ亦聴取スルヲ得タリ(三十九年十二月十四日所見)

骨盤測定

周圍	八〇・〇仙迷	腸骨前上棘ノ距離	二二・五仙迷
腸骨櫛ノ最大距離	二六・五仙迷	外結合線	二一・〇仙迷
第一外科徑線	二一・五仙迷	第二外科徑線	二二・〇仙迷
大腿骨大轉子徑	三二・〇仙迷		

(ろ)内診 外陰部異常ナク脂肪層ニ富ミ腔口ハ稍廣ク腔ハ甚ダ柔軟ニシテ子宮腔部ハ蒼白色ヲ呈シ稍  
糜爛ス子宮口ハ横裂シテ粘液過多ナリ腔ノ前穹窿部ニ於テ胎兒ノ臀部ヲ觸ル其質軟ニシテ凹凸アリ

(二)精神状態

被告ハ容姿溫雅ニシテ一見淑女ノ風アリ對話數分何等ノ異狀ヲ呈セザルガ如クナレドモ事犯罪當時ニ  
迦レバ忽チ流涙滂沱トシテ言語爲ニ絶ユ然レドモ其際ニ於ケル顔貌ノ表出ハ寧ロ悲愁ノ色ヲ缺キ且ツ  
攪涙一掃忽チ溫容ヲ呈シ健康者ニ於ケルガ如キ深甚ノ趣ナク感情ノ興奮淺クシテ速ニ、深キ感動ヲ存  
セザルガ如シ

更ニ話頭ヲ轉ジテ寒暑ヲ述ベ其思路ヲ世上一般ノ事ニ誘導スルニ應對尋常ニシテ觀念ノ經過速ナラズ  
遲ナラズ記憶モ亦犯罪事件ニ關連セザル限リ概シテ佳良ナリ

妄覺妄想ハ少クトモ前景ニ於テハ之ヲ認ムルヲ得ズ

丙。被告ノ資質及ヒ犯罪當時ノ事態

余等今此處ニ暫ク犯罪以前ニ迦リテ離婚談當時ノ事ニ就キテ聊カ記ス所アラムトス是レ現在症ト相待  
ツテ犯罪當時ノ狀況ヲ審明スルニ當リ重要ナル著眼點ヲ吾人ニ提供スルモノナレバナリ

(一)被告自身ノ性格ニ就キテ之ヲ考フルニ

〇〇警部ノ竹〇調書ニ左ノ如キ問答アリ

問 『本人は何か病氣はなつかぬか』

然レドモ余等ニ對スル竹○ノ答ハ全ク相反セリ

問 『ヒサは逆上性でヒステリー様の病氣があつたさうだね』

答 『いえ強壯の方です、決して其様な病氣がありません』

問 『一體どんな氣質なのか』

答 『負けん氣で少しの事でふい／＼機嫌が變ります客來があつても其挨拶振りが氣に入らんといふて口を利かん事もありませんどうかすると死ぬ／＼というて職業用の藥劑を飲むだ振りをした事が始終ありました私はあれには障らん様にして置いたのです氣の立つた時は私共構はんで一室に入れて襖を締切つて仕舞ひます』

被告ガ屢々行ヒントイフハ自殺企圖カ或ハ自殺ノ狂言ナリシカ余等ハ之ヲ窮メトシテ更ニ慎○(竹○實父)ニ問ヒシニ左ノ如ク答ヘタリ○サは屢々吾等を威かす爲めに口唇に齒磨粉をつけ毒藥を服せし如く裝ひたるなり』ト、竹○ノ言モ亦之ニ一致ス然レドモ被告自身ノ陳述スル所ニヨレバ屢々自殺セムトシテ藥劑ヲ服用セシ事アリシガ量少ナカリシ故カ死スルヲ得ザリキト  
自殺ノ意志ノ有無ハ暫ク問ハズ以上ノ事實ヨリ外見的自殺企圖ノ屢々行ハレシハ疑フベカラズ最モ注意スベキ點ハ林竹○ハ○サハ強健ニシテヒステリー様疾病ナシト云フニモ構ラズ其語ル所偶然之ニ一致スル事ナリ慎○ノ上申書ヲ閱スルニ『○サ儀は明治三十六年十月私方へ來り、同三十九年八

月迄醫師の診斷を受けたる事なく又服藥したる事もなし』トアリ而シテ余等ニ向ヒテ陳述スル所上記ノ如シ即チ是レ時々被告ヲ一室ニ幽居セシメテ醫藥ヲ與ヘザリシナル語モノニシテ身體的健康ニ精神的脆弱ナルモノノ屢々遭遇スル所ノ運命ナリ

慎○又余等ニ語リテ曰ク『已にそんな性質の女ですから彼の事件の起る前にも警戒して居つたのですがどうどう彼様な事になりました』又同人ノ上申書中ニ『夫竹○の咽喉を刺す前日の如きは○サ及び竹○の間に於て若し珍事あらむことを恐れ、深く心配罷在云々』トアリ隠微ノ間ニ這般ノ消息ヲ傳ヘテ遺憾ナシ

次ニ余等ノ大○盛○ニ對スル問ハ左ノ如ク答ヘラレタリ

問 『一體○サはどういふ氣質だつた』

答 『頭痛持で短氣で少しの事でくわつとして前後考へずに事をする方でした』

最後ニ豫審調書中河島判事ノ同人トノ問答ヲ抄記セム

問 『○サは元來逆上する性質なのか』

答 『幼少の時より疝性で僅の事でも氣苦勞にする性質で既に十七八歳の時にも少し父母から小言でも云はれると不意と外へ出て行つて日本橋邊を徘徊し、夕方氣付き家へ歸つて來たといふ様な事もありました』

彼ト此ト之ヲ對比スレバソハ前後照應シテ吾人ヲシテ被告ノ性質ノ尋常ニ様ナラザリシヲ知ラシムル



ニ足レリ。即チ被告ハ少クトモ外見的自殺企圖ヲ屢々行ヒシ處ノ婦人ニシテ細微ナル刺戟ニ對シテ激烈ナル感動ヲ發スルモノニシテ所謂感情變換ノ症狀アリテ其夫ガ平生『障らんやうにして置き』感動烈シキ時ハ屢々一室ニ幽居セシメ置キタル如キ性格ナリ是レ周圍ノ事情ニ負フ所多カリシナラントイヘドモ實父ノ證言ノ如ク其萌芽ハ已ニ幼時ヨリ存シ痼性ニシテ我執、輕卒ニシテ感動烈シク突然外出スル等ノ事アリ年長ズルニ從ヒテ上記ノ如キ運命ニ處シテ刺戟極メテ多カリシヲ以テ此ノ如キ性格トハアルナラン

(二)離婚ノ理由 ハ豫審調書ニアルガ如ク極メテ不得要領ノモノナリ即チ左ノ如シ  
先ヅ川○警部ノ竹○調書中ニ左ノ如キ問答アリ

問 『其許が妻を離縁するといふ事は何か理由あるのか』

答 『本人は家計上餘りよくありませんし、萬事氣に合ひません所より離縁の相談を申込みましたので別に深き理由ムりません』

警部ノ○サ調書ハ左ノ如シ

問 『離縁の事は何か他に深き理由あるのにあらざるや』

答 『否、別に深き理由はムりません』

次ニ○〇豫審判事ノ竹○調書中ニ左ノ如キ問答アリ

問 『其當時(離縁當時)○サは懷妊中であつたのか』

答 『左様です三月目でありました』

問 『其子供は其方の種を宿したに相違ないのだな』

答 『相違ありません』

又同判事ノ離縁事件ニ關スル○サ調書中ニ左ノ問答アリ

問 『唯家風に合はぬといふ丈ではなくて何か其方も心に思ひ當ることはないのか』

答 『何も心に思ひ當る事はありません』

又同判事ノ○サノ實父大○盛○調書中ヨリ左ニ抄記ス

答 『本年八月十六日○○の所から○サを遣すから様子を聞取つて呉れとの手紙が来ました、其中に○サが參りしに付き其様子を聞くと夫婦の折合が悪いから出て行けといふ事でした私は聞けば今妊娠三ヶ月とか云ふ事ではないか然るに唯だ折合が悪いから出て行けと云ふて引取れるものではないと申聞けて居る内○○の親愼○が續いて參り矢張り折合が悪いから離婚をするとの事でしたけれども私は相當の理由がないので承諾する事は出来ぬといふて云々』

又被告ガ余等ニ漏ラシタル消息ハ左ノ如シ

答 『竹○が凱旋して來てから別にかうといふ事もなしには無理ばかり云つてる汝の里みたいに構はない里はない汝は貧乏神だ〜と口癖の様に申して居りました』

是レ竹○ガ「常人が家計上餘りよくありませんし」ト言タルニ一致スルガ如シ又○一ノ言ニ大○方ハ平素ヨリ○サニハ無情ナリトアリ離婚ニ關スル裏面ノ消息察知スルニ難カラズ  
上記ノ如キ性格ノ者ニシテ而シテ又其離婚セラレムトスル理由ノ薄弱ナルコト右ノ如ク且其縁家ヨリ  
遇セラル、コト如何ナリシカ。更ニ少シク之ヲ説カン

(三)兇行前ノ狀況

明治三十九年八月十六日被告ハ上文ニ既ニ記セル如ク縁家ヨリ離婚ノ請求ヲ受ケ歸家セシガ實父肯ゼズシテ被告ヲ縁家ニ歸ラシメタリ是レ同夜深更ニシテ被告ハ縁家ニ歸リシガ入ルヲ得ズ再ビ實家ニ歸リシガ叱シテ入ルヲ許サレズ終夜眠ラズシテ徘徊ノ間ニ夜ハ明クルニ至リシガ竹○方ノ戸ハ尙締リテ入ルヲ得ザリシ故暫シ同家差配榎本方ニ立寄り縁家ノ戸開クヲ待ツテ漸ク入ルヲ得タリ而シテ兇行ハ其際ニ行ハレタルモノナリ

離婚ノ請求ヲ受ケタル當時ニ關スル余等ノ問ハ被告ニヨリテ次ノ如ク答ヘラレタリ

「格別の理由もないのに離婚するといふのですから私は悲しい一杯で其時はどつちへどう行つてどんな話を致したのもやら夢中で御座いましたが、後から考へますと大凡の覚えはありますので」

又榎本方ニ立寄りタル際ノ狀況ハ同差配ノ陳述ニヨリテ明カナリ即チ左ノ如シ

答 「何でも大變勞れて居つて顔も蒼ざめて一寸休ましてくれといふのでさアお這入んなさい

つて座敷へ上げましたが話がごんちんかんで何だか嫁入前の話をする様でしたが此の話、彼の話ちつとも纏まらん事を獨りで饒舌つて暫くすると出て行かれました

(四)犯罪後ノ狀況ニ付キテハ調書中ノ記載及ビ余等ノ調査スル所左ノ如シ

問 「殺意があつた様思はるゝが如何」

答 「否、決して其様な考へはムりません只々夫の無慈悲なることを思ひ詰めました餘り一時逆上したことを思ひますから何れの分別なくして致したことです

問 「彼の兇行の時刻は何時頃か覚えあるか」

答 「今早朝に相違ムりませんが、何時でしたか覚えムりません」

又同警部ノ竹○調書ヲ檢スルニ左ノ如シ

問 「其許に切り付けたる時は彼のヒステリー様の病氣が起つて精神錯亂したのでないか、其許は如何心得るや」

答 「へい、幾分が狂つて居つたかと心得ます」

次ニ○○豫審判事ノ被告トノ問答ヲ左ニ抄記ス

問 「併し其方は竹○の咽喉を小刀で突いたではないか」

答 「私は離別されると云ふのが悲しいので氣が取り逆上して何をしたか分りませぬ病院に送られて後氣がついて父親から夫の咽喉を突いたといふ事を聞き又私の咽喉を

突いたと云ふ事も氣付いたのであります』

又被告ニ對スル余等ノ問ハ次ノ如ク答ヘラレタリ

問 『どうして夫を突いたのか』

答 『今考へて見ますと如何してあんな事をしたか別りません、夫の仕打があまり酷いのでそれを思詰めて逆上せたのだらうと思ひます』

又被告ノ入院セル〇〇病院醫員〇〇氏ノ言ニ徴スルニ現場ニ立會ヒシ警官兇行當日被告ヲ病院ニ訪ヒ其聞取書ヲ讀聞カスルニ當リ『私を見覚えてるか』ト問ヒシニ被告ハ注視シツ、全ク警官ヲ見覺エ居ラズト答ヘ狀貌亦全ク然リシガ如シト警官ハ次ニ被告ノ聞取書ヲ讀聞カセタルニ次第ニ追想ヲ呼起シタルガ如ク仰臥ノ位置ヨリ半側臥位ニ轉ジ感動激シク堪ヘカキタルガ如ク枕邊ノ氷塊ヲ取リテ之ヲ憲ニ向ツテ投付ケタリトイフ後夢ヨリ醒メタル人ノ如ク『私はどうしてあんな事をしたか別らぬ』ト語レリト

尙同町ノ醫師〇〇氏ハ兇行後直ニ現場ニ赴キタル人ナルガ同氏ノ言ニ徴スルニ『節削は頗る鈍き物にて之にて人を殺し自らも死せむとするは宛然兒戯に類す且つ當時臺所には節は削りかけて直に目に觸るゝ所にありたり』トコレ被告兇行ノ際ニ於ケル狀況ヲ察知セシムルニ足ルモノナリ

丁。結論

現在症中胸腹部ノ所見ニヨリテ被告ハ昨年八月十六日頃ハ妊娠中ナリシコト明ナリ而シテ被告生來ノ

資質ハ夙ニヒステリー様性情ヲ有セシモノニシテ少クトモ外見的自殺企圖ヲ屢々セシハ事實トシテ可ナリ加之感情變換アリテ行爲輕躁ニシテ衝動的ナリ即チ行爲ヲ支配スルモノハ理解ニアラズシテ卒然タル感情沸騰ナリシナリ

而シテ之ヲ現在症ニ照スニ頗ル相一致スルモノアリ即チ感情ノ變換視野ノ狭小感覺ノ障礙等ニシテ此等ハヒステリーニ屢見ル所ノ症候ナリ故ニ此ノ如キハ兇行後ニ特發シタルモノト見ルヨリモ寧ロ已ニ有シタル異常ト認ムルヲ妥當トス

既ニ有スル所ノ疾病障礙ハ此ノ如シ而シテ被告ガ離婚ノ請求ヲ受ケタル際ニ於テハ之ニ加フルニ妊娠初期ノ生理的變化ヲ以テシタリ抑モ妊娠中ニ於ケル婦人ノ身體ハ精神神經ノ脆弱ヲ促シ各種ノ疾病ニ犯サレ易キ狀況ニアルヲ以テ凡テ大ナル刺戟ハ重大關係アルモノト言ヒテ可ナリ況ンヤ病的素因アルモノニ於テオヤ被告ガ離婚ノ請求ヲ受ケテ悲愁ノ感胸中ニ漲リ夢中ニテ歩キ廻レリト陳述セシハ結構ナラザルベシト思惟ス是レ被告ガ此ノ如キ重大ノ件ナラザルベキ日常ノ不和ニ際シテモ屢々自殺企圖ヲ演ジタルコトアルヨリ推シテモ知ルヲ得ベキコトナリ

若シ既ニ有スル所ノ疾病障礙ガ外界ノ事情ニヨリテ特ニ著シク發露シタルモノニシテ之ヲ精神ニ異狀ヲ呈シタリト云フヲ得ベクンバ被告ハ實ニ此ノ如クナリシナリ

被告ハ兼テヨリ家内不和ナリシ所ニ剩サヘ妊娠トナリ其神經ノ長ク久ク刺戟サレタルノミナラズ突然トシテ又急ニ離婚ノ請求ヲモ受ケタルヲ以テ兇行直前ニ於ケル被告ノ精神狀態ハ病的素因アルガ上ニ

妊娠ト慢性心痛トノ爲メニ攪亂セラレ之ニ加フルニ更ニ劇シキ急性心痛ヲ以テシ尙終夜不眠ト高度ノ疲勞困憊トヲモ加ヘタリ被告ノ精神狀態ガ此時刻ニ其常態ヲ逸シタルモ當然ニシテ且又其實際尋常ナラザリシコトハ其際ニ於ケル被告ノ言語ガ差配榎本氏ノ述べタルガ如ク内容聯絡ヲ失ヒ纏リタル意味ヲ爲サハリシ獨語ナリシニヨリテモ知ラル、ナリ

而シテ兇行ハ直ニ其後ニ起レリ、被告ハ其當時自ラ何ヲ爲シ、カラ自覺セザリキト言ヒシハ前文中ニ述べタルガ如シ其性情及ビ兇行直前ニ於ケル狀況ヨリ察スルニ是レ寧ロ眞實ナリシガ如シ然レドモ此種ノ疾患ニ於テハ病的虛構ノ屢々現ハル、モノナレバ固ヨリ輕シク此ノ如ク決定スベカラズトイヘドモ兇行直後ニ於ケル〇〇病院醫員ノ言ニ徴スルモ被告ノ述べタル所ハ全ク信ズルニ足レルガ如シ則然ラバチ其際ニ於ケル被告ノ意識ハ之ヲ溷濁シタリト云フベクシテ而シテ其意識溷濁ハ既ニ離婚ノ請求ヲ受ケタル際又ハ少ナクトモ兇行前ノ午前中榎〇氏ニ立寄リタル頃ヨリ現ハレタルモノニシテ但シ斯様ノ際ニ於ケル云爲ニ付キテハ被告ハ全然之ヲ追想シ得ザルニアラズシテ漠然ナガラ之ヲ追想スルコトヲ得ルナリ

意識溷濁ハヒステリーニ屢々見ハル、症候ニシテ溷濁ノ程度及ビ持續ハ素ヨリ各病人ニヨリテ差アリトイヘドモ被告ノ場合ニ於テハ其前後ニ直接セル人々ノ陳述アルニヨリテ彼ノ兇行ガ此意識溷濁ノ持續中ニ遂ケラレタルモノナルコト明ラカナリ

故ニ鑑定スルコト左ノ如シ

戊。鑑定

- 一。明治三十九年八月十六日ハ林〇サ妊娠中ナリキ
- 二。其時期ニ於テ〇サハ其意ニ反シテ離婚ノ請求ヲ受ケタル場合ニ精神ニ異常ヲ呈シタリ
- 三。翌十七日ノ兇行ハ其精神ノ異常ニ基クモノナリ

此鑑定ハ明治三十九年十一月二十九日ニ始マリ明治四十年三月二十九日ニ了リタリ  
 明治四十年三月二十九日

東京市小石川區關口臺町二十一番地  
 鑑定人 醫學博士 吳 秀 三  
 東京市本郷區駒込富士前町五十五番地  
 鑑定人 醫學士 石 田 昇

右被告ハ知覺精神喪失者トシテ明治四十年四月三日免訴トナレリ

第三十六例 飯○イ○精神状態鑑定書

明治四十年三月三十日東京區裁判所判事秋○愛○ハ飯○イ○ガ禁治産被申立人タルニ付キ之ニ關シ左ノ事項ノ鑑定ヲ余等ニ命ジタリ

被申立人飯○イ○ハ心神喪失ノ常況ニ在リヤ否ヤ

由テ之ヲ檢診シテ鑑定書ヲ作ルコト左ノ如シ

出生地 ○○國○○市  
本籍地 ○○市○○○○町五十一番地  
現住地 ○○市○○○○町三丁目五番地  
被申立人 飯 ○ イ ○

明治三年三月十五日生

(甲) 遺傳歴

被申立人ノ父ハ大酒家ニシテ中風ノ爲ニ死シ(年齢今詳カナラズ)母ハ飲酒セザルモ同ク中風ニテ死セリ(年齢今詳カナラズ)

内祖父ハ七十五歳内祖母ハ八十七歳ヲ以テ共ニ老死セリ、外祖父ハ八十九歳ノ高齢ヲ以テ老衰ノ結果ニ死シ外祖母ハ五十歳ヲ以テ病死シタルモ今其病名ヲ知ルモノナシ

曾祖父母系ハ一切詳カナラズ

兄弟四人アリ本人ハ第五子ニシテ末子ナリ三兄一姉共ニ今尙健在ス

本人ハ未ダ一子ヲモ舉ゲタルコトナシ

(乙) 既往歴

被申立人ハ胎生中母親健全ニシテ其出産モ安易ノ方ナリキ、被申立人自身ハ生來強壯ナリトハ謂フベカラザルモ其精神身體ノ發育ハ尋常ニシテ特ニ記スベキ疾患ニ罹リシコトナシ

破瓜期モ異常ナク経過セリ本人三十三歳ノ頃(明治三十五年)子宮病ヲ患ヒ三十六歳ノ時(明治三十八年十一月)脊髄炎(醫師ノ診断ニヨリ)ニ罹リ約二ヶ月間腰立タザリシモ醫療ヲ加ヘテ漸次ニ恢復ニ至レリト云フ

性質ハ自恣ニシテ多辯ナルモ敢テ人ト争ヒ或ハ容易ニ憤怒スル等ノコトナク居常多クハ快活ナリ、智力ノ發達ハ尋常

月經ハ大抵順序ヲ以テ反復シ其分量モ人竝ナリ妊娠分娩授乳等ナシ  
養育。六歳迄父母ノ膝下ニアリシモ其ヨリ十六歳迄ハ某寺ニ養育セラレタリ十六歳ノ秋再ビ生家ニ歸ル

教育。某寺ニ於テ讀書習字ヲ修メタリト云フ他學歷アルヲ聞カズ  
二十六歳ニシテ飯○宇○ニ嫁シ爾來交情温カナリシ

被申立人ハ交際ニ長シ商賣ヲ好ム

(丙) 精神病歴

被申立人ハ明治三十九年八月七日東京府巢鴨病院ニ入り同年十二月二十六日不治退院セリ

精神病ノ初メテ發セシハ明治三十九年二月頃ニシテ其當時ハ日ニ幾度トナク衣服ヲ著換ヘ戶外ヲ徘徊

シテハ太物及菓子ヲ濫買シ或ハ平素自身ガ好愛ノ餘ニ貯ヘ置キ物品ヲ惜氣ナシニ他人ニ與ヘ時ニ自

適セザルコトアレバ大聲ヲ發シテ罵詈暴行シ或ハ夜間ノ眠リ熟セズシテ家人ノ隙ヲ窺ヒ清酒正宗ノ廣

告ヲナサント外出シテ巡查ノ厄介トナリシコトアリ

東京府巢鴨病院ニ於ケル本人ノ病歴ヲ見ルニ、精神症狀トシテハ時ニ關スル指南力ハ全然缺如セルモ

注意力ハ非常ニ亢進シテ容易ニ周圍ノ出來事ニ容喙シ感情轉換シ易ク或ハ大笑シ或ハ泣キ或ハ憤怒罵

詈シ多辯多動ニシテ暫モ靜穩ナルヲ得ズ稍亢奮スルニ至レバ手ニ觸ル、器物障子硝子等ヲ破壊シ衣類

ヲ寸斷シテ罵詈激昂ノ聲ヲ交ユルガ常ナリキ然レドモ其運動ニ關シテハ其區域ハ廣カラズシテ重ニ室

内ニ止マレリ

意想ハ奔逸性ニシテ同一言語ナク猥リニ枝葉ニ馳セテ本幹トノ聯絡ヲ缺キ而モ饒舌ニシテ流暢ナリ但

シ文句ノ意味ハ通ズレドモ章句間ノ聯絡ナシ、自家ノ感覺ハ異常ニ亢進シ精神内容ハ主トシテ妄想ノ

爲ニ支配セラル今其言ヲ其儘ニ記スレバ左ノ如シ

『腰の骨が八つ折になり大骨が三つになり手の骨もクシャクシャになった、自分は法然上人なり男

であります翠丸はこの位の大きさ(手ニテ大サヲ示ス)あります、湯に行くときは女になります天

竺に百遍行きました紫雲の雲に乗りて五分間に行て來ます其間は脈が上つて居るか心許り行く

のです私は毎夜三萬八千度殺されます』

『千五百年前に仙臺様の許嫁で此世すら四十年間附添ひたり』

『〇〇様も〇〇様も皆私の子です其上私は世界一の大博士だ』『からだの重さは千二百五十貫あ

りて力量は四十貫あります』

『〇〇陛下、大臣、參議か迎ひに來て居るのに看護婦め、二世も三世も契りある男が三千人も來

て病院の門前に待ち居るを逢せないと實に大悪人だ此位なら一層殺して呉れ』

『私の大便は金にして小便は白金なりもつたない』

トテ大便ヲ拭ヒタル紙ヲ以テ笄ヲ作り、或ハ夜中牀ノ内ニ放尿脱糞スルニ至ル

幻視アリ獨語アリ又衝奇症狀ト云ヘル症狀アリテ手指ニ赤布ヲ纏ヒ、或ハ頭髮ニ種々ナル色ノ布ヲカ

ザシテ得意ガルコトアリ其他反響症狀トテ人ノ言語或ハ舉動ヲ真似ル症狀アリ

(丁) 現在症

一。身體症狀

身長四尺八寸一分體重四十四基瓦膚色ハ潮紅シ體格榮養共ニ佳良ナリ

頭顱ヲ測定スルニ

周圍	五三・五仙迷	耳前頭圍	二八・〇仙迷
耳後頭圍	二一・五仙迷	耳顛頂圍	二六・五仙迷
耳下頸圍	三六・五仙迷	前後徑	一八・〇仙迷
左右徑	一五・〇仙迷	鼻根後頭圍	三三・〇仙迷
耳孔徑	一二・二仙迷	前頭骨額突起徑	一一・〇仙迷
耳孔鼻棘徑	一一・〇仙迷	耳高	一一・一仙迷
橫徑示數ハ	八四・四		

顔形ハ丸ク角張リ容貌ハ稍快樂性ニシテ顔色潮紅ス

頭部ニ癩痕及ビ異常形ヲ認メズ頭髮ハ多少赤味ヲ帶ベルモ發生尋常ナリ

瞳孔ハ左右均散大シ光線ニ對スル反應甚鈍シ

眼球運動ニ障礙ヲ認メズ眼險結膜稍充血ス視力尋常ナリ舌上苔ナク乾燥セルモ震戰歪斜ナク口蓋又普通ナリ齒牙ハ齶齒三四アル外特ニ記スベキコトナシ

鼻腔及ビ耳内ニ異常ヲ認メズ

顔面神經ニ異常ナシ

胸部ヲ診スルニ視、觸、聽、打諸診上ニ異常ヲ認メズ

心肺肝諸臟ノ位置等又尋常ニシテ腹部ノ臟器ニモ障礙アルヲ認メズ脊柱ニモ異常ナシ只左手ノ中指ノ

爪發育惡ク僅ニ其痕跡アルヲ見ルノミ是ハ癩痕ノ爲メ手術セル結果ナリト云フ

膝蓋腱反射ハ現存スルモ微弱ナリ其他ノ諸反射ハ尋常ニ存在ス

感覺ハ一般ニ鈍麻シ針ヲ以テ刺スモ疼痛ヲ訴ヘズ手指ニ震顛ナク諸關節ノ運動ニ異常ナシ舉動ハ騷擾ニシテ歩行ハ普通ナリ

言語ハ多辯饒舌ナルモ敢テ蹉跌スルコトナシ

二。精神症狀

知覺力ハ一種ノ障礙ヲ被ムリテ健康人ノ如ク正確ナラズ例ヘハ鉛筆ヲ示シテ其名ヲ問ヘバ正答シ得タルモ缺ヲ見テ花缺ト云ヒ小刀ヲ見テハ『小柄です大砲の代りに人を殺すのです』ト答フルガ如ク是レ寧ロ思考進行上ノ障礙ニ屬セリト云フ

指南力モ亦之ト同様ニ障礙セラレ日時場所自他ノ關係等ニ就テ其答フル所精當ナラズ

注意ハ散漫ニシテ一定點ニ向フ能ハズ容易ニ外界ト混入シテ見ルゴト聞クゴトニ容喩干涉スト雖ドモ

一トシテ事物ノ正確ナル認識ナシ例ヘバ被申立人ノ付添者ト談話スルニ際シ檢診者ノ二三言ヲ聞テハ

直ニ自ラ容喩シテ辯解ヲ試ムルモ話頭容易ニ他ニ逸シ他人ノ診察室ニ來ルコトアレバ舊知ノ如ク會釋

シテ丁寧ニ揖禮シ談話ヲ試ムルモ内容ハ自己ノ胸中ノ妄想ヲ話スニ過ギズ又試ミニ針刺ヲ取テ其手背

ヲ刺セバ針デスカト反問スルモ敢テ疼痛ヲ訴フル模様ナク只餘事ヲ喋々スルノミ

現在ノ場所又曾テ入院セシ病院名竝ニ年月ヲ問フモ一モ正答ヲ得ズ其應答時トシテハ正鶴ヲ得ルモ時トシテハ又全ク問題ト柄懸スルコトアリ例ヘバ自身ハ十六歳ニシテ初婚次デ飯塚ニ再婚シタリナド云ヘルコトハ其本夫ニ聞キ糺セバ事實ナルガ如ク又或ハ今朝家ヲ出テ此處マデ來タリシ間ノ事實ヲ語ルコトモアリ然レドモ左ノ二三應答ノ如キハ被申立人ノ記憶ガ其思考方ノ障礙ノ爲ニヤアラン如何ニ精確ナリ得ザルカラ知ルベシ

問 『現時の年齢は』

答 『今は生れました樋口の祖先を今日殺しました夜ひる十九萬九千九百たび生れ死にします』

問 『此處は』

答 『此處は麻布の兄の家です』(實ハ東京府巢鴨病院ノ外來診察所)

問 『今日は何處より來たりしか』

答 『埼玉縣戸隠權現を出て東京へ來ました車も氣車もないで歩いて來た』(實ハ淺草ヨリ歩行シ來リシモノ)

又其後來院セシトキハ上野公園ノ動物園ヲ見物シ來リタリシト飯○宇○ガ申セシ故

問 『今日は何處より來たりしや』ト問ヒタルニ左ノ如ク答ヘタリ

答 『逓信局へ寄り控訴判事により赤坂三丁目演伎座に寄て來た』

記銘力トテ近キコトノ記憶モ亦著ク障礙サレタリ例ヘバ二三時間以前ニ動物園ヲ見物シナガラ之ヲ問フモ更ニ追想ノ之ニ及ブ氣色ナキガ如キ或ハ朝餐晝飯ヲ何時ナセシヤヲ問フモ明カニ速答セザルガ如キハ共ニ記銘ノ尋常ノ如ク發展シ得ザルヲ證シテ餘リアリ  
想像力ハ異常ニ亢進シ觀念ノ經過即思考ノ進行疾速ニシテ輕ク其言談ハ滑脱ナリ然レドモ其内容ニ至リテハ貧弱ニシテ且ツ首尾相對應セズ、考慮往々懸隔ノコトニ逸シ去リ歸着スル所ヲ知ラズ所謂言語錯亂ノ傾キアリ

彼ハ其家人ト共ニ上野ノ動物園ニ行キシ後余等ハ之ニ對シテ『どんな禽獸が居りしや』ト問フニ『菩薩たの稻荷たの千島の氣狂たの居た』ト云ヒ『牙の長い體の大きな動物が居たでしよう象が』ト質スモ『象だの熊だの……菩薩だの』ナト、云ヒテ問ニ對スル答ラシキ答ラセズ如何ニ誘導スルモ三時間許リ以前ニ見物シタリシ動物園内ニ關スル追想ヲ喚起スル能ハザルノミカ問ニ對スル答ノ内容ハ全然正鶴ヲ得ズシテ數々他事ニ逸シ而モ多辯饒舌ニシテ喋々止ムコトヲ知ラズ

彼ガ知覺彼ガ記憶皆之ニ基ツキタル一種異様ノ變調ヲ呈スルコト前記ノ如ク又其言行凡テ之ガ結果トシテ著キ異常ヲ呈セリ

判斷辨別ノ能力又大ニ衰へ貴キモ賤キモ汚穢モ清潔モ殆ト區別ナシ例ヘバ『自己を○○陛下の妹なり太陽の子なり』ナド、云ヒ或ハ『世界一の博士』ト稱シ或ハ紙屑乃至砂礫ヲ拾フテ白金ト信シ之ヲ以テ『時計を造る』ト云ヒ大便ヲ拭ヒシ紙片ヲ手ニシテハ『麝香である勿體ない』トテ頭部ニ簪シ或ハ頭部ニ



塗り乃至着服ヲ惜ゲモナシニ寸断シテハ自ラ誇揚シ衣類、金銀等は置き所ない程澤山あるト云フガ如キハ判断辨別ノ缺乏セルヲ表示スモノニシテ且ツ其間ニ妄想ノ横溢スルヲ見ルベシ其妄想ハ重ニ誇大的ナリト雖ドモ時トシテハ又全ク微少的乃至被害的ナルコトアリ例ヘバ

『私は世界一の博士だ、御前たちの寝て居る内に毎夜はた織をする衣類はイクラ破つても壁の下に山程あるからよい』

『日本中は金だらけで金の置き處がない』

『私は太陽の子で一年に十億八千八萬たび生死する』

『私は世界一の美人で○○陛下の御目にもかゝる位たもの御前達のような貧乏人とは違ふぞ十萬や二十萬の金は何時でも呉れてやるぞ今日は陛下と大臣様と来るからお前達も早く白粉をつける馬鹿者め汚らしい』

『金は一分間に言はれないほど勘定ができなきはと生れますこんな衣類は何枚破つても山ほどある』

『私は○○陛下の妹だ小栗判官極○喜○○山○權○○も牧越前守も皆飯○イ○のヤシャゴである私が今白金の時計を造つてやる私は日本中を五色の雲に乗つて何萬度も生れ變りて昇り御釋迦様日蓮尊者は皆私の祖先だ私は法然上人だ世界國中のものは皆のこらす私のものだ』

ノ如キハ皆無稽ノ言語ニシテ其間少シモ系統ナシト雖ドモ之ヲ要スルニ皆誇大自負ノ言ナラザルハナ

ク又左ノ如キ言談ハ是レ被害妄想ニ基クモノト認ムベシ

『親にも嫌はれ日本中に厭はれ磯部にも悪まれ大臣參議にも殺されつゞけた唯が助けてやるものですかあへこへに正一位稻荷に皆殺さしてやるぞ今も普請中、けさも又普請中、あんな不幸な氣狂はありません千島の氣狂だ乞食だ乞食の六郎千島の乞食』

被申立人ニ在リテ妄想ハ又是等二種ヲ雜呈シテ

『私は昨夜二百圓を盗賊に取られた早く見附けてこい其れで鏡と白粉を買て来い』

『私は毎夜三萬八千度殺される便所に行く九萬九千の佛様や御釋迦様やが棺が來てるから早く來い早く來いといひます私は日本中の人から恨まれる大臣參議にも殺されつゞけた貴様は飯○宇○のマオトコだらう畜生く悔しいく飯○なんかいるものか貴様にくれてやる』

『山ほどあつた簪も皆盗まれてしまつた』

等ノ語氣中ニハ悲哀怨恨痛苦ノ内容アリテ所謂抑鬱性ナルガ中ニモ事多クハ自身ニ關係シタル被害的觀念ニ富メルヲ認ム此ノ類ハ即チ所謂被害的妄想ナリ

計算能力ハ減殺シ加減ニ敏活ナレドモ乗除ニ至リテハ一モ正答ヲ爲シ得ズ

問 『酒一升は何程なりや』

答 『八十錢なりこは宮内省御用の正宗にて陛下の御用みなさるものなり』

問 『麥酒は何程』

答 『一本二十一錢何でも同じことです』

問 『竝酒は』

答 『五十錢なり』

問 『一升八十錢の酒七合は買ふには何錢を要するや』

答 『一合は八十五錢なり然れども面倒なる故一合八十錢の割に負けてやる、八十五錢なり』

問 『然らば一升買ふも二升買ふも同じことならずや』

答 『ソーサ其方が徳さ』

問 『十五錢が二ツで何程』

答 『三十錢』

問 『三十錢と四十五錢にては』

答 『七十五錢』

問 『四十五錢を三倍すれば』

答 『九十五錢イヤ一圓二十五錢』(不正)

問 『七に九を乗すれば』

答 『三十六』(不正)

問 『八に入を乗すれば』

答 『八、八。七十二』

以上ノ問答ニ於テ彼ハ少シモ熟慮スルコトナク又靜ニ聞キ糺サントモセズ問ニ對シテハ直ニ即答セシナリトハ言ヘ之ヲ要スルニ計算能力ノ減弱セル事實ハ是ニヨリテ顯著ナリトス  
本人ノ思考竝ビニ意志ハ前記ノ如ク錯亂混雜セル中ニモ而モ傍人ノ言語等ニヨリテ其影響ノ爲ニ左右サル、性質ヲ有ス例ヘバ彼ガ上野ニ行キタルコトナキ時ニ

問 『御前さんは一昨日上野を散歩して居たてしようソジテ私にあつて話をしたことを覚えてゐるでしょう』

答 『ア、そうです花が咲いて立派で奇麗でした金は一分間に言はれないほど勘定がでさなはいはどうされます』

問 『御前さんは昨夜死んだでしょう』ト云ツテスラ

答 『この那智の瀧に昨夜三萬二千五百たび身を投げました一年に十億八萬八千たびいき死にしますいつでもアカンボウです』

彼ノ如クニシテ被申立人ニハ時トシテ全ク獨立ノ強硬ナル思考又意志ナキモ又時トシテハ全ク其正反對ニ頑固執拗モ人ノ命ニ從ハズ絶對ニ拒絶スルコトアリ  
要之其言語行爲ハ思考ト同ク全ク錯亂シテ殆ド三四歳ノ頑是ナキ兒童ト似タリ例ヘバ彼ハ或場合ニ於

テ獨語シ或ハ空笑ヲ洩シツ、茫然トシテ吾人ノ前ニ占坐スルノミ何ノ用事アリ何レノ目的ヲ以テ吾人ノ前ニ來リシヤモ自覺セズ或ハ牀上ノ塵土ヲ拾ヒ上ゲテ金ト喜ビ紙屑ヲ懷中シテ札ト稱シ勿體ナイト言フ故傍ヨリ歸レト云ヒ又立テト云ヘバ何ノ思慮モナク只「あいソーですか」ト云ヒテ命ノ如ク從ヒ金ニモアラズ札ニモアラザレバ之ヲ捨テヨト諭スニ唯々トシテ又直ニ之ヲ捨テ未ダ數分ナラザルニ又砂礫紙屑ヲ拾ヒ集ムルコト故ノ如シ偶々不行儀ナルコトヲ爲スニヨリ傍ヨリ之ヲ止ムルモ被申立人ハ頑トシテ其説諭ニ服セズ強テ益々其主張ヲ通シ而シテ又一旦其意ノ如クスルヲ得ルトキハ又却リテ之ヲ放擲シテ願ミズ例ヘハ食物ヲ請ヒ之ヲ制スルモ肯セズ已ムナクシテ與フレバ却リテ食ハントモセザルガ如シ

被申立人ハ又時々淫猥ニシテ色情興奮セルヲ見

『私は桃代と云ふ女郎でありました男に惚れられて、店に出ると目に立てく月に千五百も玉がつきまして日本一の男に惚られる女であつたこれからは飯〇をよして大臣の奥様となつて自動車で何處でも二人でのり込で行きますクヤシイ〜』

ナド、云ヒ又或ハ自身ノ陰部ニ手指ヲ挿入シ或ハ紙片ヲ入レ下體ヲ動カシナガラ『今私の處に牧さまや小栗判官が來てやりつゝけたから腰が抜けてしまつた』等淫猥聞クニ堪ヘザル言語ヲ弄シ嘻々トシテ大笑シ恬トシテ羞耻ノ風ナキコトアリ

感情ハ爽快ニシテ常ニ笑容ヲナシ何事モ何物モ愉快ノ原因トナラザルハナク同時ニ自家感覺充進セル

ヲ以テ獨リ自ラ高トナシ傍人ヲ見ルコト下婢奴僕ノ如ク縱マニ談笑動作シテ毫モ顧慮スル所ナキノミナラズ學問技藝一トシテ修メザルモノナシト自負セルガ故ニ他人ノ注意抑制ニ遇フヤ已ニ抵抗シ妨害ヲ與フルモノトナシ忽チ憤怒シテ惡口罵詈ヲ恣ニシ或ハ怨嗟悔恨ノ言ヲ洩ラシテ號泣スルニ至ル彼ハ乃チ感情轉換ノ甚キヲ呈スルナリ

然レドモ是等ノ感情ハ皆表面的ニシテ深キ根底ヲ有セズ其感情ハ却テ正ニ鈍麻スルヲ認ム例ヘバ剪刀ニテ舌ヲ切ラントシ或ハ小刀ヲ以テ眼ヲ刺サント擬スルモ敢テ驚キ避クルノ舉止ナク或ハ家人ノ面會ニ遇フモ更ラニ訴フル所ナク又其消息ヲ聞カントモセズ獨リ連絡ナキ言語ヲ喋々シテ外觀甚ダ爽快ノ狀ヲ呈スルカトミレバ忽チ怨恨ノ言ヲ洩シテ憤怒シ或ハ號泣ス家人側ヲヨリ之ヲ慰諭スレバ又忽チ止

ミ獨語喃々底止スル所ヲ知ラズ畢竟是等ハ皆感情ノ鈍麻セル標榜ト認ムベキモノナリ以上ノ他被申立人ニハ反響言語(トテ檢診者ガ其人ノ面前ニ於テ一、二、三等ト發音スレバ二者ハ不隨意的ニ之ヲ真似スルヲ云フ)強硬症(二者ノ兩上肢或ハ下肢或ハ頭部等ニ被動的ニ或ル位置ヲ與フレバ二者自身ノ重量ニ堪ヘザルニアラヌヨリハ永ク其與ヘラレタルマ、ノ位置ニ止マルヲ云フ)等ノ症狀アリ是等諸症狀ハ皆被申立人ノ意志ニ著キ障礙アルヲ證スルニ足ルモノナリ

(戊) 説明

被申立人ノ遺傳歴ヲ案ズルニ父母共ニ中風ニ斃レタル他異狀アル者ヲ發見シ得ズ  
既往症トシテハ子宮病脊髓病(?)ニカ、リシ他著患ナク精神状態ニアリテハ彼ハ生來自恣ノ性質ナリ

シモ敢テ甚ク憤怒シ又ハ罵詈喧闘シタルコトナシト云ヘルヨリ考フレバ神經病性體質ノ人物トモ認メ得ザルナリ況ヤ其他ニ記載スベキ程ノ著變ナキニ於テヲヤ

精神稍異常トモ目スベキ諸症ノ顯レシハ明治三十九年二月頃ガ初メニテ當時感情亢奮、自覺亢進、戶外徘徊、濫興、多辯、多動、睡眠不熟等ノ諸症アリシト云フ越エテ明治三十九年八月七日東京府巢鴨病院ニ入り約四ヶ月ノ入院治療ヲ受ケ鑑定人等モ同院醫員トシテ之ヲ診治シタルガ故ニ被申立人ガ其當時精神病ニ罹リ居タルコトハ疑フベクモアラズ

又今回余等ノ檢診ニ當リ得タル成績ヲ一括スレバ

第一、身體症狀

- (一) 頭形ノ短顛ニ屬スルコト
- (二) 瞳孔ハ左右均等ニ散大シ對光反應極メテ遲鈍ナルコト
- (三) 左指ノ中指爪發育異常ナルコト
- (四) 膝蓋腱反射ハ微弱ナルコト
- (五) 痛覺ハ著ク鈍麻セルコト

第二、精神症狀

- (一) 感情著ク鈍麻セルコト
- (二) 注意力散漫性ニシテ一定點ニ向フコト能ハズ

- (三) 記憶力ハ著ク減弱セリ
- (四) 記銘力ハ全然缺如セリ
- (五) 計算能力ハ減退セルモ缺如セズ
- (六) 觀念經過ハ疾速ナルモ其内容ハ聯貫ヲ缺キ思考錯亂ス
- (七) 妄想ハ種々雜多ニシテ頗ル豐富ナルカ如キモ其言フ處ハ殆ド常ニ同一性質ノ妄想ヲ繰リ返スニ過ギズシテ且其妄想ニ少モ系統ナシ
- (八) 多言多動ニシテ精神運動的興奮ス
- (九) 行爲及意志ニハ深キ障礙アリ、強硬症、反響言語、衣類破毀、街奇的症狀、陰部露出、不潔

等諸症狀アリ

以上列舉シタル諸症狀ヲ綜合スレバ被申立人ガ目下精神病ニ罹リ居ルコトハ疑フベクモアラザル事實ナリ而シテ其病名ハ如何ト考フルニ微智ノ餘リニ薄弱ナルハ麻痺狂ニアラザル乎ノ疑ヒヲ抱カシムルモ麻痺ノ重要症狀タル瞳孔線光反應ノ缺亡膝蓋腱反射ノ消失言語蹉跌等ノ症狀ガ一モ之ナキハ麻痺狂ニ罹リ居ラザルヲ斷言スベシ

然ラバ早發癡狂乎蓋シ本病ハ感情甚ク鈍麻シ意思ニ一種異様ノ變常アルモ指南力知覺力記憶力領解力等ハ稀々甚キ障礙ヲ被ムルヲ固有トス其他本病ノ初期ニハ幻覺ヲ來タスコト多ク後來ニハ妄想ヲ呈シ來ルモ其妄想ハ順序モ聯絡モ系統モナキヲ多シトス之ヲ被申立人ノ精神狀態ニ考フルニ感情ハ著ク鈍

麻シ寂智ノ衰弱甚ク言語ノ錯亂シテ頭緒ナク妄想ハ雜駁ニシテ系統ヲナサス意志ニ深障礙アル結果トシテ被害的妄想誇大妄想色事的妄想術奇的症狀不潔症狀強硬症狀反響症狀等ヲ呈スルコト正ニ之ニ相當セリ故ニ余等ハ被申立人ハ目下緊張狂ト稱スル一種ノ精神病ニ罹リ居ルモノト斷言スルニ憚カラザルナリ

抑緊張狂ナル疾患ハ其發病亞急性ニシテ最初ハ鬱憂性トナリテ尋キテ安覺妄想ノ逞マシキ病期トナリ次ニハ或ハ興奮シ或ハ昏迷トナリ(之ヲ緊張性興奮又ハ緊張性昏迷ト云フ)而シテ終ニ癡呆期トナリ了ルモノニシテ此被申立人ニ見ル諸症ハ正ニ之ニ相當シタリ被申立人ガ目下猶ホ許多ノ妄想ヲ呈シ且感情ノ一面劇ク發現スル如キハ其病症ガ多少猶ホ盛ナルコトヲ示スト雖トモ又一方ヨリ考フレバ感情ニ深キ根柢ナク或ハ却テ鈍麻スルヲ見又智力界ノ障礙モアリテ記憶計算等ニ病徴ヲ呈シ又其思考意志ガ容易ニ他人ニ支配セラル、等ハ被申立人ノ病症ガ一節癡呆ニ傾キツ、アルモノト云フベク是等ノ症狀ヨリ察スレバ其病症ハ將ニ興奮ノ時期ヲ去リテ將サニ續發性癡呆時期ニ入ラントスルモノニアラズヤト思ハル、ナリ

而シテ其亢奮狀態ガ目下稍減退シ居ルハ快方ニ向ヘルニアラズシテ寧ロ智力ノ障礙日ニ深キヲ致スト認ムベキナリ

然ラバ被申立人ノ病勢ハ目下如何ナル時期ニアリヤ余等ハ斷言ス亢奮狀態ト癡呆狀態トノ界ニアルモノナリト何トナレバ感情ハ鈍麻シ意識ハ溷濁シ既ニ強硬症狀反響症狀等顯著ナレバナリ抑緊張狂ハ難

治ノ疾病ナリト雖モ何レノ症皆治セザルニアラズシテ全治ニ趣クモノモ亦之アリト雖トモ而モ此症ノ如ク癡呆狀態ニ趣カントシツ、アルガ如キ症ハ其治癒ハ殆ンド之ヲ豫期スベカラズ是ヲ以テ考フルニ被申立人ノ精神障礙ハ目下頗ル高度ナルモノナル上尙後ニ於テハ益癡呆ノ程度ヲ加ヘ到底全治ノ見込ミナキモノト斷言スルヲ得ベシ

(己) 鑑定

以上記述セル所ニヨリ鑑定ヲ下スコト左ノ如シ

被申立人飯〇イ〇ハ心神喪失ノ常況ニアルモノナリ

明治四十年五月二日

東京市小石川區關口臺町二十一番地

東京醫科大學教授

醫學博士 吳

三

東京市麴町區內幸町一丁目三番地

東京醫科大學助手

山口 高三郎

\* \* \* \* \*

### 第三十六例 放火未遂被告人告中○富○鑑定書

明治四十年三月二日○○地方裁判所豫審庭ニ於テ豫審判事島○錦○○ハ余ニ命スルニ左ノ事項ヲ鑑定スベキヲ以テセリ

被告人 明治三十九年十一月二十日午前六時頃○○區○○町一丁目十四番地渡○源○○方住宅ニ放火シタルハ其精神ノ異狀ニ基クモノナルヤ否ヤ

是ニ於テ余ハ自ラ○○監獄ニ至リテ被告人ノ心身狀況ヲ診査スルコト數回以テ此ノ鑑定書ヲ作ル

○○區○○町一丁目十三番地寄留  
被告人 中 ○ 富 ○

明治十三年十二月七日生

#### 犯罪ノ事實

被告人ハ繼母カ○ガ被告人ニ對シ常ニ小言ヲ言フヲ以テ之ヲ遺恨ニ思ヒ隣家ニ放火シテ繼母カ○ヲ困ラセント謀リ明治三十九年十一月二十日同番地紙商石○喜○○ガ裏手ノ芥入箱ニ入レ置キシ青色西洋紙ニ包ミタル藁繩屑ヲ同町十四番地渡○源○○方裏手ノ羽目板ノ隙間ヨリ押込ミ自宅ヨリ「マツチ」ヲ持行キ之ニ放火シテ歸宅シタルモ忽チ該家人等ノ發見スル所トナリ大事ニ至ラズシテ止ミタリ（巡查部長富○謙○○意見書）

#### 被告人ノ性行

被告人○富○ハ中○房○ノ四男ニシテ○○區○○町一丁目十三番地兄中○直○○方ニ同居シ是迄所々ニ奉公セシコトアルモ皆辛抱出來ズシテ家ニ戻リ（藤○巡查報告書中○直○○始末書）其都度兄直○○ハ之ヲ戒飭スルヲ常トセリ然ルニ被告人ハ之ヲ以テ單ニ己ヲ叱責スルモノトシ繼母カ○ト共ニ兄直○○ニ對シ不快ノ念ヲ抱クニ至レリ被告人ハ家ニ在テ爲スコトモナク徒ニ其日ヲ送り若シ母或ハ兄ヨリ少シク小言ヲ云ハル、コトアルトキハ大ニ怒リテ惡口スルコト屢々ナリシト云フ

被告人ハ十三四歳ノ頃始テ小學ニ入り在學僅カニ一年ニシテ退學シ子守ヲナシ居タリト云フ 被告人曰ク『私は學校は嫌やでした子供が好きですから子守をして居ました』云々

#### 現在症

##### 身體徵候

身長普通骨節筋肉等ノ發達モ亦尋常ナリ頭部ニ無數ノ小癩痕アリ被告人ノ言ニヨレバ是レ父兄ノ爲ニ貨幣ヲ入レタル財布ヲ以テ毆打セラレタル痕ナリト云フ 顔面ヲ見ルニ左内皆ノ上部ニ小豆大ノ疣アリ齒牙ヲ檢スルニ上顎ニ於テハ十三箇下顎ニ於テ十二箇ヲ有スルノミ齒列ハ頗ル不規則ナリ舌ニ白苔ナク瞳孔尋常ニシテ諸反應ヲ有ス

被告人ハ生來夜盲症ヲ患フ此ノ夜盲症ハ毎年六月下旬頃ニ起リ九月頃ニ至リテ止ムト云フ（被告人ノ言）胸部ハ打診聽診上異常ヲ認メズ脈搏一分間平均七十ヲ算ス腹部ヲ診スルニ臍ノ周圍ニ於テ三箇ノ癩痕

アリ是レ灸ヲ點シタル痕アリ心尖搏動ハ第五肋間ニ於テ之ヲ觸ル、コトヲ得  
運動機能ニ障礙ヲ認メズ麻痺ナシ強痙ナシ但四肢ノ被動的運動ニ對シテ稍抵抗ヲ覺ユルト膝蓋腱反射  
ハ左右共ニ亢進スルアルノミ腹部ハ緊張シ之ヲ壓スルニ殊ニ下腹部ニ於テ疼痛ヲ訴フ  
陰部ヲ視ルニ陰毛ノ發生ハ尋常ナルモ包莖ナリ

被告ハ從來疾病ニ罹リタルコトナシ被告曰ク『私は毎年胃病に罹ります』ト余ハ『胃病とは如何なる者  
にや』ト問ヘバ彼ハ曰ク『私の胃病は物を喰ひたくなつて困るのです』

精神徴候

被告ハ自己ノ姓名ヲ知り生年月日年齢等ヲ記憶シ其出生地原籍地ヲ知り現在住スル場所ノ〇〇監獄ナ  
ルコト(他ノ囚人ヨリ聞テ知ツテ居マスト答ヘタリ)ヲ知ル何月何日ニ放火シタルヤノ問ニ對シテハ  
昨三十九年十一月二十日頃ナリト答ヘ今日ハ何月何日ナルカノ問ニ對シテモ正ク答フルコトヲ得被告  
ハ學問ヲ好マズ在學僅カニ一年ニシテ退學シ成績至テ悪シカリシト云フ余ハ問ヲ發シテ被告ノ智力ヲ  
檢スルニ左ノ如シ

『日本中で最も高き山は何なりや』トノ問ニ對シテハ『富士山なり』ト答ヘ『然らば最も大なる河は何な  
りや』トノ問ニ對シテハ『海なり』ト答フ

余ハ報告ニ唐縮緬ノ風呂敷ヲ示シテ之ヲ問フニ被告ハ『絹だか木綿だか知りません』ト答フ

『日本で最も優れたる人は誰なりや』ノ問ニ對シテハ『知らず』ト答ヘ『天子様は如何』トノ問ニ對シテ

『ア、そーだ天子様ですニ重橋に居ます』ト答ヘタリ被告ハ二十七八年戦争ノ日清戦争ナルヲ知ルモ三  
十七八年戦争ハ日本ト何國トガ戦争シタル者ナルヤヲ知ラズ日清戦争ニ於テ支那ノ大將ハ誰ナルヤノ  
問ニ對シテ『李鴻章です』ト答フルヲ得レトモ當時日本ノ大將ノ誰ナルヤハ知ラズ又日露戦争ニ參加セ  
ル陸海軍將軍ノ名ヲダニ知ラズ只兒童ノ唱歌ヲ聞キテ廣瀬中佐ヲ知レルノミナリ彼ハ伊藤侯爵山縣大  
將大山元帥東郷大將等ヲ知ラズ更ニ『御釋迦様を知るや』ノ問ニ對シテハ『知らず』ト答ヘ『然らば佛様  
を知るや』ノ問ニ對シテハ『知つてます死んだ人です』ト答ヘタリ

被告ノ計算能力モ亦大ニ劣等ナリ彼ハ一ノ十倍ハ十、十ノ十倍ハ百、百ノ十倍ハ千ナルコト迄ハ之ヲ  
知ルモ千ノ十倍ハ何ナルヤノ問ニ對シテハ『そんなに澤山ハ勘定が出来ません』ト答ヘ更ニ五圓兌換券  
一箇ト一圓兌換券一箇ト銀貨銅貨取り混ぜ九十六錢ト示シ其幾何ナルヤヲ問ヒタルニ被告ハ五圓兌  
換券ヲ取り上ゲテ五ノ字ヲ指シツ、『茲に五の字があるから五圓でしょう』ト答ヘ更ニ一圓兌換券ヲ取  
上ゲテ武内大臣ノ肖像ヲ指シツ、『此の繪があるからは一圓でしょう私は久く砲兵工廠に出て居ま  
したが月給を貰ふとき此繪があるのは一圓だからよく覺へて居るが宜いと教へられたから知つて居  
ます』ト答ヘツ、『私は五圓以上の金を持つたことはありませんから』トテ兌換券ヲ取除ケ『銀貨と銅  
貨だけ勘定しましょう』ト云ヒ、暫クシテ『九十六錢です』ト答ヘ『家に居たときは月々五十錢宛小遣を  
貰ひまして甘藷やモナカなどを買つて喰べました』ト答ヘ『妻を欲しくないか』トノ問ニ對シテハ『少  
も欲しくない、同房者が私に女郎買ひに行きたくないかと尋ねますから行きたくないと答へましたら

同居者は馬鹿言へ女郎買ひ程面白い者はないぞ這ん度連れてつて遣ると申しました』ト答へ余ハ『女郎買ひとは何をされる者にや』ト問ヒタルニ被告ハ『何んなことをするのか分りませんが連れてつて呉れる人がなければ行かれませぬ』ト答へタリ

『何故に放火したるや』ノ問ニ對シ被告ハ『私は腦病で小言を云はれると直ぐ腹が立つて夢中になります私の母は繼母で自分の子の〇藏許り可愛がつて小遣を呉れたり遊びに出したりしますけれども私には呉れませんが其の上食物のことで母と終始喧嘩します母の曰ふには私が日に七合位の飯を喰べると申しますけれども私はそんなに喰べやしません又兄も母と一緒に小言を言ひますので残念でなりません火を附けた前の日も小言を言はれましたので悔しくつて溜まりませんから一つ驚かしてやろーと思ひまして火を附けました其當時は夢中でしたから自分の家の積りで隣家に火を附けました火を附けるのが面白い譯でも何でもありません』ト答へ『私は物を喰ひたいのが病氣です食物のことで母や兄と喧嘩します』ト附言セリ『始て警察へ出たのは何日なるや』ノ問ニ對シテ『始て警察に出たときは怖くて震ひ上がりました少しも口が利きませんでした』ト答へ『豫審廷では如何』トノ問ニ對シテハ『豫審廷では少しも恐ろしいことはありませんでした優さしく話して呉れました』ト答へ囚人ヲ指シテ『彼は何なりや』ト問ヒタルニ『茲に來て聞きました彼は懲役で警察では本統のことを言へば歸して遣ると申しますから本統のことを申しましたら此處へ送られました家を出るとき弟は火を附けた覺ひはありませんと言へど申しました私は懲役は嫌やだ懲りくした是から悪いことは一切致しません』ト言へリ

『余は如何なる人なりや』トノ問ニ對シテハ『私が造兵に出て居る頃高帽に洋服を着て居る人は皆月給取りでしたから貴下も月給取りでしょう』ト答へ『貴下の様に髭か生えて洋服著てる人は恐ろしい』ト附言セリ

説明

被告ノ身體ニハ特別ニ變質畸形ト認ムベキモノナク毎年夏期ニ於テ夜盲症ニ罹ルノ他身體徵候トシテ記スベキモノナシ  
被告ノ精神状態ヲ見ルニ其智力ハ著ク減弱セルヲ知ル被告ハ十三四歳ノ頃始テ小學ニ入りタルモ學問ヲ好マズ爲ニ僅カニ一年ニシテ退學シ子守ヲナスノ外何事モナサズシテ其日ヲ送り居タリ家人ハ之ニ一定ノ職業ヲ授ケント欲シ屢々奉公ニ出シヤルモ何時モ辛抱出來ズシテ或ハ解僱サレ或ハ自ラ逃ゲ歸ルヲ常トシ偶々兄ノ之ヲ戒ムルコトアレバ却テ之ヲ恨ミ繼母ニ對シテモ異母弟〇藏ノミヲ可愛ガリテ自己ヲ疎ズルモノト思惟シ常ニ之ヲ残念ニ思ヒ居タリ彼ハ吾ガ原籍地生年月日ヲ知り今日ハ何月何日ナルヤ此處ハ何ニナリヤ等ヲ知ルト雖然カモ普通人ノ知ラザルベカラザルコトヲ知ラズ即日露戰争ノアリシヲ知ルモ敵國ノ露西亞ナルヲ知ラズ伊藤侯大山山縣東郷各將軍ノ名ヲモ知ラズ僅カニ廣瀬中佐ヲ知ルノミ大山元帥東郷大將等ノ名ハ兒童ト雖尙且ツ之ヲ知ル所ニシテ如何ニ被告ガ智力劣等ナルカヲ知ルニ足ルベシ又千ノ十倍ハ何ナルカヲ知ラザルガ如キ一圓ノ兌換券ヲ武内大臣ノ肖像ニヨリテ見覺ニ置クガ如キ女郎買ヒノ何タルカヲ知ラザルガ如キ日本ノ中ニテ最モ大ナル河ハ海ナリト答へタル



ガ如キモ何レモ皆被告ノ智力劣等ナルヲ示シテ餘リアリ  
 遠○赤○ノ證言ニ據レバ『中○直○』兄弟中に馬鹿だとか云ふ子息のあつたことは聞て居ますが人は  
 知りません』ト答ヘタルヲ見レバ富○ハ既ニ一般ニ智力劣等者ト認メラレ居タリシハ事實ナルベシ  
 被告ノ智力劣等ナルハ先天性ナルヲ將又後天性ナルヲト云フニ彼ガ言語舉動ハ殘リナク其有ラン限リ  
 ノ智力ノ發展セルニヨルコト明白ナルモ其發展上ニ於テ教育及ビ禮習ノ從前十分ニ加ハリタル蹤跡ナ  
 キニヨリテ其先天性ナルヲ知ルベシ而シテ被告ノ身體發育ハ全ク尋常ニシテ腦水腫ノ徵候ナク高所ヨ  
 リ墜落シタルコトナク又幼時ニ於テ腦膜炎ノ如キ疾病ニ罹リタルコトナキヲ見レバ其幼時ニ於テ發セ  
 シモノニアラズシテ其出生ヨリ既ニ彼ガ智力不全ノ解剖上基礎ハアリタルモノト認ムベシ被告ハ其性  
 癡鈍ニシテ十三四歳ニシテ初テ小學ニ入りシモ僅カニ一年ニシテ退學シ子守ヲナシツ、徒ニ其日ヲ送  
 ルト稱スルモ亦當然ナリ  
 被告ノ智力ハ著シク劣等ニシテ此智力障礙ハ全ク先天性ナルコト明カナリ而シテ吾人ハ之ヲ名ケテ白  
 癡ト稱スルナリ抑白癡患者ハ智力劣等ナル爲メ是非善惡ヲ判別スルノ力ナク或ハ容易ニ他人ノ教唆ス  
 ル所トナリテ竊盜放火殺人等ノ罪ヲ犯シ或ハ感動障礙ノ爲ニ些々タルコトヲ恨ムコト甚ク以テ大事ヲ  
 惹起スルニ至ルモノナリ是レ感動激烈ニシテ智力ノ不備ナル爲ニ自己ノ感動ヲ克制スルコト能ハズシ  
 テ心身ヲ其犠牲ニ供シ自己ノ行爲ノ結果ト影響トヲ詮考シテ自己ヲ之ニ適セシムルコト能ハザルニヨ  
 ルナリ

被告中○富○ガ平素繼母及兄ニ對シ不快ニ思ヒ機ヲ見テ恨ミヲ酬ヒント考ヘ居リシ矢先昨年十一月十  
 九日ノ晚兄直○ヨリ小言ヲ言ハレタレバ兼テノ怨ミヲ露ラサントシ是非ノ辨別ナクシテ渡○源○  
 方ニ放火シタルモ亦此ノ如キ病理上ノ原由ニ基クモノナリ

鑑定

- 一。明治三十九年十一月二十日午前六時頃被告ガ○○區○○町一丁目十四番地
- 渡○源○○方住宅ニ放火シタル行爲ハ白癡ト稱スル精神病ニ基ヅクモノナリ

此ノ鑑定日數ハ明治四十年三月二日ヨリ同五月○○日ニ至ル○○日間トス  
 右鑑定候也

明治四十年五月○○日

小石川區關口臺町二十一番地  
 鑑定人 醫學博士 吳 秀 三

\* \* \* \* \*  
 右被告ハ知覺精神喪失者トシテ明治四十年六月十日免訴トナレリ

### 第三十七例 故殺及故殺未遂犯被告人田○ 周○○精神狀態鑑定書

明治三十九年八月十六日午前三時頃○○縣○○郡○○村大字○○二千九百三十二番地平民農業兼木挽職田○周○○(五十四歳)ハ其住宅ニ於テ養母と(七十六歳)養父甚(七十六歳)嫁き(四十九歳)孫周(十一歳)ヲ襲撃シテ數創ヲ負ハシメ養母ハ之ガ爲ニ即死シ養父ハ重傷ヲ受ケ其他ハ幸ニ輕傷ニカカレリ○○地方裁判所檢事小○○ハ之ヲ審理シ加害者田○周○○ハ其當時知覺精神喪失ノ狀態ニアラザリシヤ否ヲ疑ヒ余ヲシテ之ヲ鑑定セシメ併セテ彼ガ目下知覺精神喪失ノ狀態ヲ呈セザルヤ否ヲ確定セシム

第一○被告人ガ養母ヲ殺害シ養父及孫ヲ傷ケタルニ就テハ何等カノ原因アリヤ

被告人周○○ハ元來○○縣○○郡○○村○○三百六十六番地ナル石○家ニ生シ其二十ノ時即チ明治六年中前記被害者田○甚○方ノ養子トナル其當時甚○ハ生計困難ニシテ漸ク其日ヲ送リシガ被告人養子トナリテヨリ一家和睦シテ共ニ農事ヲ勵ミ傍ヲ木挽ヲナシテ賃錢ヲ取り財產モ出來地所ヲ購求スルニ至リ今ヨリ二十年前養父ハ家ヲ讓リテ別居セシガ元來養父ハ浪費家ニシテ且我儘偏固ナルヨリ意見合ハズ數年後養父母ハ再タビ財產ヲ支配セントシ被告ハ木挽職ナルヲ幸ニ下總地方へ逃走シ二十日間所在ヲ暗マセシコトモアリ仲裁スルモノアリテ和解スルニ至レリ

又今ヨリ十五年程前ニ被告ノ五男太○○出生セシトキ被告ハ子供餘リ多ケレバトテ之ヲ壓殺セント謀リ養父ハ之ヲ争ヒ肯カザリシニ被告ハ吾子ナレバ吾思フ儘ナリト云ヒ養父ハ遂ニ出訴スルトテ駈出デシガ近隣ノ者引止メ和解セシメシヨリ親子間再ビ不和トナレリ其後太○○七歳ノ時被告ハ上等帶戸ヲ買ヒ立テ置キシニ其ガ敷居ヲ外レ居リテ太○○ノ歩ミノ響ニテ仆レ机ニ當リ破損セシカバ被告ハ甚ク怒リ罵リ幼時ニ殺サズシテ此損害ヲ招キタリト殺スト罵リ之ヲ執ヘシヲ養父母ガ身ヲ以テ太○○ヲ被ヒ却テ被告ノ爲ニ毆打サレシヨリ爭論トナリ近隣ノ世話トナリシコトアリ(中○巡查復命書)

其後親子ノ間格別ノ不和モナカリシガ近來養母ハ年寄ナガラ身體強壯ニシテ壯者モ及バズ精勤者ナルニ被告ハ其妻○○モ共ニ養子ナル上キ○○ハ性質溫和ニシテ家事ニハ少シモ容喙セザル者ナレバ養母ハ一家ヲ統轄シテ萬事ヲ指揮シ被告夫婦ニハ過度ノ仕事ヲ命ジ又劇キ小言ヲ云ヒ被告ノ長男甚○其妻カ○モ兩親ヲ疎シテ老母ニ親ミ農作飲食モ總テ父母ニハ相談セズシテ祖母ニノミ打合ヲナシ孫周○迄ガ被告等ノ言ニ從ハズ被告夫婦ハ全ク中隠居ノ如クナレバ被告ハ平素心ヲ此事ニ掛ケ時々他人ニ漏セシコトモアリ今ヨリ三四年前ニハ被告ガ養父母ト不和ナルコトハ近隣一般ノ認ムル所ニシテ既ニ明治三十六年頃モ養父母ハ被告ガ農耕ニ從事セザルヲ以テ怠惰者ナリト嘲リ被告ハ又之ヲ怒リ養父ハ盲目養母ハ老年ニテ共ニ勞働モセズ役ニ立タズト云ヒテ互ニ争ヒ募リ不和ノ間柄トナリ分居セント迄ニナリ親族等ノ言モ用キズ區内ノ資産家渡邊某ノ仲裁ニテ纒ニ思ヒ止マリシコトアリ然シ近頃ニナリテハ被告ノ身體衰弱シ運動自由ナラザルヲ以テ争鬪等ノ事ナキモ被告ハ養父トハ是迄餘リ言葉ヲ交ヘザリシ

ト云フ(中)○巡查復命書報告書) 是ニ由リテ之ヲ觀レバ加害者タル被告ト被害者タル養父母トノ間ニハ多年ニ互レル不和合アリシコトハ明白ナリ

養父甚○ハ被告ガ兇行ノ原因ニ就キテハ思ヒ當ルコトナシト申立テタリ(中)○巡查聽取書)又犯罪後被告ガ鈴○警部ノ訊問ニ對スル言ヲ見ルニ『近來身體の衰へた故か嫁のカ○と養母のト○が自分を邪魔にする舉動あるを見て毎時殘念に思つて居りました』只今迄嫁や養母に殘念と思ふ事がありましたも別に争抔した事はありません自分の心に思つてのみ居りました昨日(即兇行ノ前日)も嫁カ○が親戚へ行くに當りて養母は途中まで見送り遣ると相談して居るを聞き自分が之を止めました處養母は妙な顔をして自分を視て居りましたから無念と考えました』云々(鈴○警部聽取書)

然ラバ則チ被告ガ兇行ニ就キテハ家内不和合ハ即チ其原因ト認ムベキモノニ相違ナキモ而モ被告及ビ家人ハ上記ノ家内不和ヲ非認スルニヨリテ或ハ其ハ左迄重大ニアラザルカ或ハ爲ニスル所アリテ之ヲ揜覆スルカ

第二。被告ガ兇行ノ直前後ノ状態如何被告人ガ兇行ニ對スル追想如何

第二ノ問題ハ即チ被告ノ兇行ハ何ニヨリテ實行サレシカ被告ノ如何ナル精神状態ニ於テ實行サレシカト云フコトナリ之ヲ解釋スルコトハ甚容易ナルガ如クニシテ又實ニ困難ナリ何トナレバ被告ガ諸人ノ問フ所ニ對シテ毎次『知りません』覺えがありません』ト云フヲ以テ見レバ此兇行ハ被告ガ無意識状態

即チ俗ニ云フ『夢中』ノ状態ニアル間ニ於テ行ハレシモノニアラザルカ被告ガ兇行後未ダ夜ノ明ケヌ内被害者ニ手當濟ミシ頃隣家ノ酉○藏ハ被告ニ向ヒ『どうして此の如きことをしたか』ト問ヒシニ被告ハ『どうして爲せしか知らん』ト云ヒ午後九時頃中○巡查ガ種々問答ノ後何故ニカ、ル大事ヲナセシカラ問ヒシトキハ『何事も知らず』ト答へ猶其後其日ノ内ニ鶴○警察署ニ至ルヤ鈴○警部訊問ニ對シテモ養父母等四人ニ『斬り付けたことに付ては只今迄少しも覺えがありません』如何にして斬付けしか今に考が付きません』蕎麥切庖丁は昨日いつも掛け置く板に掛け置ましたが昨夜其庖丁を取に行くことは思ひ付きません如何にしてそれを持ち來りしか全く只今迄覺えありません夢中ながらに養母を斬らうとしたか知れませんか』ト云ヒ猶ホ其居村ヨリ鶴○ニ至リシヲモ追想シ得ズトテ『此分署へ來たのも如何して來たか先程迄は考付きません又種々御話ありましたそうですが少しも覺えません』ト云ヒ又『養父母や外のものゝ斬るにも燈を點けしか蚊帳の上から切りしか更に覺えがありません』ト云ヒ頻ニ平素ヨリモ人ヲ斬ル考ナドヲ抱カズト辯解シ母ト嫁トガ自分ヲ邪魔ニスルヲ常ニ殘念ニ思ヒシコトハナイト述ベタリ(鈴○警部聽取書)

兇行後數日ヲ隔タル明治三十九年八月二十日檢事局ニ於テ訊問ノ際ニハ『養父母妻並びに孫等に切付たるに相違なきや』ノ問ニ對シ『其通り切つたさうであります但其當時全く夢中で何の爲に其様の事をしたのか今日の處では考が付きません』ト答ヘタリ(被告調書)然ラバ則チ被告ハ果シテ彼ガ云ヘル如ク夢中ノ状態ニテ彼ノ兇行ヲナセシカ是少シク疑ナキ能ハズ

抑被告ハ其夜其妻ト共ニ養父母ト室ヲ異ニシテ臥セシガ被告夫妻ハ兇行ノ直前ニ於テ夜半小便ニ起キ被告ハ直ニ牀ニ入り妻ハ秋蠶ニ桑ヲ掛ケテ後牀ニ入りシガ妻ノ寢入りシ頃(午前二時頃)被告ハ起キ出デ勝手ニ行キ蕎麥切庖丁ヲ持來リ蚊帳ノ上ヨリ養父母ニ切付ケ養母ノ『痛し』ト叫ブ聲ニ被告ノ妻ハ驚キ起キテ急ニ馳セ手探ニテ被告ガ其場ニ立チ居リシヲ前ヨリ取押ヘ(中○巡查復命書證人調書)頻ニ『親父だ』ト呼ビシカバ長男甚○ハ目ヲ醒シ馳付ケシニ其時被告ハ右手ニ蕎麥切庖丁ヲ提グシ儘其妻ニ兩手ヲ押ヘラレ共ニ躡リ居ルヲ見タレバ直ニ其庖丁ヲ奪ヒ被告ヲ其室ニ安坐セシメタリト云フ(逮捕人調書)此狀況ニヨリ考フレバ被告ガ此際全ク錯亂官暴ノ状態ニシテ誰人ニモ切付ケントシ又ハ反抗セントスル如クニハアラズシテ却ツテ斬殺當時妻ノ暗中ヨリ來レルヲ識別シテ之ニ向ツテ逆ラハザリシモノナルコトヲ知ルベク又彼ガ兇行ヲ惹起セシニ就テハ夜中卒然起キ出デタリトハ云ヘ別室ニ寢テ居リ起キ出デ來レルモノニモアラザルニ他處ヨリ刃物ヲ取り來リテ其室ニ入り蚊帳ノ上ヨリ切付ケタルガ如キハ實夢ヨリ起キテ未ダ醒メザルトキニ幻覺又ハ錯覺ニ襲ハレタルモノ、爲セシ行爲ニモ類セズ又彼ガ其稍後ニ被害者ニ手當ヲ加ヘテ後甚○ハ被告ニ向ヒ『どうして此の如きことをしたか』ト問ヒシニ被告ハ『どうして爲せしか知らんわるければ駐在所へ行かう』ト稱ヘタリ(鑑定人ニ對スル甚○ノ言)然ラバ此際ニ於テ被告ハ自己ノ兇行ヲ『不知』ヲ以テ答辯セシコト其後ニ於ケルト同一ナレドモ然レドモ『わるければ行かう』ノ一言ハ被告ガ自己ニ於テ其行爲ヲ寧ロ不得已又ハ當然ノモノト認メタルモノニシテ『駐在所へ行かう』ノ語ハ彼ガ其當時正明ノ判斷及ビ指南力ヲ有セルモノナルコトヲ示

スニハアラズヤ又被告ハ何事モ知ラズ覺エズト云ヒナガラ鶴○警察署ニ於テ鈴○警部ニ答辯ノ際養母等ヲ斬リタル當時ノコトヲ知ラズ只『十疊の間で長男甚○の聲として此處に屈膝せよと聞きましたたが外に大勢の人も居りました』ト云ヒ其後檢事局ニ於テモ同様ニ怪我ヲサセシ後『せがれの甚○に押へられて此處に居れど坐らせられたことは覚えて居りますが其他は覚えてありません』ト云ヒシヲ見レバ被告ノ此事ヲ記憶シ之ヲ追想シ得ルハ明白ナリ勿論ハ兇行ノ後ノコトナレドモ而モ殆ンド直其後ノコトニシテ時間ヲ餘リ隔テヌコトナレバ此際ノコトハ被告ガ意識的行爲ト認メザルヲ得ズ且ツ被告ハ鶴○警察署ニ於テハ鈴○警部ニ對シ其居村ヨリ同警察署へ來リシコトサへ追想シ得ズ『此分署へ來たのも如何にして來たか先程迄は考へ付きませんが又種々御話もありましたそうですが少しも覚えてません』ト云ヘリ是レ被告ハ其所謂『夢中』ヲ引延バシテ十數時間ノ後マデ及バントスルモノニシテ甚ダ疑フベキコトナリトス況ンヤ其前ニ於テ被告ハ自己ノ行爲ヲ正當ニ判斷シテ適當ノ處置ニ出デントセシニ於テヤ即チ被告ノ隣家ナル西○ガ夜明ケテ後被告方ニ至リシトキ被告ガ靜ニ座敷ニ居ルヲ見其傍ニ至リ『御伯父さん何故人を斬つたか困る』ト云ヒシニ『人を斬つたから斯様しては居られぬ千○か鶴○へ行つてそれ丈の罪を受ける筈だから今から行く』ト云ヒ立チ出デントスル模様アリタリ(同人訊問書)ト云ヒ又巡查中○○○郎ガ急報ニ接シ現場ニ出張セシトキハ被告ノ状態ハ寧ロ甚ダ自然的ニシテ自分ノ兇行ヲ承認スル如ク又其言行盡ク常理ニ適ヒタルモ是レ既ニ十數時間ヲ隔テタル後ノ状態ナレバ深ク其當時ノコトヲ推知セシムルニ足ラズ即チ被告ハ自宅座敷ニ長男甚○ニ取押ヘラレ顔面蒼白

トナリ憂鬱俯坐シ事實ヲ尋ヌルモ何事モ默シテ言ハズ同巡査ハ「自己の何人なるや」ヲ問ヒシニ知ラザル旨ヲ答ヘ駐在所巡査ナリト告ゲシトキ初メテ「中〇さんか」ト云ヒ「駐在所より来たならもうよいからはより千〇か鶴〇に行く」ト云ヒ猶再度マデ同巡査ニ向ヒ「もう行きませう」又再三「是丈の大仕事をしては自宅に居る譯には行かぬ故巡査駐在所か鶴〇分署か或は千〇へ行かう」ト供述シ同巡査ガ被害者等ハ今醫師ノ診察ヲ受ケ服藥シタル爲メ直チニ全治スベキコトヲ告ゲシニ被告ハ喜悅ノ狀ヲ示シ「樂を飲まして癒るか」ト反問シ同巡査ガ其然ル旨ヲ告ゲ「心配せず自宅に謹慎し居れ」ト命ゼシ後ハ千〇鶴〇等へ趣クベキコトヲ言ハズナリシ

抑是等ノ狀況ハ別ニ吾人ヲシテ被告ガ精神ニ異常アルコトヲ知ラシムルニ足ラズ精神尋常人ト同様ノ言行ナリト云ハザルヲ得ズ而モ是ハ前記ノ如ク兇行後時ヲ經タルモノナレバ深ク參考ニスルニハ足ラズ然レドモ其後鈴〇警部ニ對シテ只今迄ノコト皆知ラズト云ヒタルハ即チ此西某及中〇巡査ニ對スル應接ヲモ不知不識ノ間ニ行ヒタリト辯解セントスルモノニシテ甚誣妄ナリト云ハザルヲ得ズ何トナレバ西某及中〇巡査ニ對スル陳述ハ自然的合理的のニシテ自己ノ兇行ヲ承認シ其言行ハ常道ニ適ヒタルモノナルニ此午前中ニ於ケル合理的認識の言行ヲ午後ニ於テ再タビ之ヲ不知不識ニ出デタル言行トナサントスルコトハ到底心理學上又精神病理學上ノ見解ト一致スルヲ得ザルモノナリ

之ニ由リテ之ヲ按ズレバ被告ガ意識ノ狀態ガ濁濁シ(吾ヲ識ラヌ夢中ノ狀態)又清明トナル(吾ニ省リ尋常ニ復スル狀態)ノ交換繼承ガ錯雜シテ一貫聯ヲ缺ギテ頗ブル要領ヲ得ズ寧ロ所謂無意識狀態ノ存

在疑ハシクシテ被告ノ所謂「夢中」「不知」「不覺」ハ或ハ虛言ニハアラズヤト思惟セラル、ナリ何トナレバ夢寐ノ暴行狀態又ハ病的無意識發作トシテハ餘リニ其陳述記載ノ模樣ヲ異ニスレバナリ

然レドモ是レ又一概ニ然カク認め難キ點モナキニアラズ之ヲ正ク理解センニハ被告ノ既往ノ病狀ヲ詳知スルコトヲ要ス何トナレバ是等ノ精神異常狀態ハ神經質ノ人殊ニひすてりい性ノ人又ハ癲癩症ノ病人ニ來ルコトアリ又是等ノ狀態ハ前後一度モナク單獨ニ孤立シテ發シ來ルモノニアラザレバナリ又其他ニハ左ノ一事モ考ヘザルヲ得ザレバナリ

是即チ被告ガ兇行ヲ知ラズ又覺エズト云フハ虛言ニモセヨ而モ彼ガ兇行ヲナセン動機ハ病的ニシテ即チ何かノ精神病又ハ其症狀ノ爲ニ彼ノ兇行ヲナセシニアラズヤト云フ事ナリサレバ吾人ハ今此ニ更ニ被告本人ノ既往症現在症ヲ研究セズンバアルベカラズ

第三。被告ノ遺傳歴既往症及現在狀態

甲。遺傳歴 被告ノ父與〇〇ハ大工職ニシテ中風症ニテ死シ母ツ〇モ共ニ明治五年ヨリ以前ニ死亡ス兄二人弟一人姉一人アリ兄與〇(弘化元年十月生荷車職業)ハ性質偏狹ニシテ人ヲ容ル、コト能ハズ又土地ニ信用ナキ人ニシテ平生華奢ヲ好ミ衣服ヲ飾リ上等社會ニ等キ食事ヲナセシガ後中風症ニ罹リ明治二十六年十月中荷馬車ヨリ落チ負傷後ニ死亡セリト云フ實父ノ弟白〇某ノ子金〇家ニ養子トナリシモノ精神病ニ罹リテ縊死シ又被告ノ實家ノ現戶主石〇爲〇ハ言動粗暴ノ者ナリ又母ノ實家ヲ嗣ゲル大〇鎌〇〇ハ酒ヲ飲ムトキハ精神異常ヲ來タスガ如ク粗暴過激ノ行爲アリト云フ

被告ノ子男五人女二人第二子民〇〇ガ羸弱ニシテ兩手腕關節ニ風疾アルト第三男豊〇〇ガ日露戰爭出征中病死シタルトノ他皆健存ス長子甚〇ノ子四人民〇〇ノ子一人弟三子の〇ノ子二人皆健康ナリ之ニ由リテ是ヲ觀レバ被告ノ血統ニハ精神神經病ニ關シ特別ニ重要ナル遺傳アリトハ認ムベカラズ乙。既。往。症。被告ハ數年前(被告自身ハ四十四歳カ四十五歳ノ時ナリト云フ)腸窒扶斯ニ罹リ身體衰弱セルト共ニ精神ニ異常ヲ來タシ殊ニ近キ二年間ハ病狀惡ク言語ニ不明ノ廉モナク別段苦惱ノ有様モ見エザレド戸主トシテ自裁スルコトハ稍困難ニシテ周圍ノ注意協力ヲ要シタリ又平生仕末家ニシテ農事ヲ勵ム人ナルニ反シ怠慢ニシテ業ヲ作サズ或ハ種々ノ物品ヲ購入シ或ハ家族ノ小使錢ナドヲ遣ヒ果シ或ハ質ニ取リシ地所ヲ所有者ニ返シテ金ヲ取リ或ハ他ヨリ借金シテ衣服ヲ飾リ飲食ニ奢リテ誇リトナシ或ハ家人不在中所藏ノ米麥ヲ一時ニ悉皆賣却シナドシテ之ガ爲ニ二百圓ニ近キ借財ヲ生ジ加之自家ノ財物ヲ取集メ鶴〇町ニ出テ或商業ヲ企テントセシカバ親族合議ノ上之ヲ差止メタリ其當時被告ハ菓子ノ買喰ヲ好ミ甚ク砂糖ヲ好ミ一日五十錢位ヲ嘗メ盡シ或時ハ砂糖ヲ一俵買ハントセシモ賣手ナカリシト云フ又茶モ一斤一圓位ノモノ茶器モ其相當ノモノヲ購ヒ又時々朝(時トシテハ午前一時頃)早ク起キテ風呂ヲ沸シ一日三四回モ入浴シ石鹼ナドモ一個二十錢乃至五十錢ナルヲ使用セリ又食事ハ家人ノ居ル所ニテハ食ハズ家人去ルト食ヒシコト度々ナリ(此一事西〇〇ノ言)此ノ如キ有様ナリシ故養父母ハ時々見兼テ此ノ如クニテハ財産ヲ蕩盡シ後日糊口ニ差支ヲ生ズルニ至ランコトヲ恐ルトテ被告ヲ戒メタルコトアリ又隱居デモサセシカト相談セシコトモアリシガ其儘トナレリ(中〇巡查復命書、西〇

〇訊問書)之ヲ要スルニ被告ニ精神異常アルコトハ近隣ガ一般ニ認ムル所ニシテ既ニ明治三十九年八月十三日頃モ養母〇〇ガ三峯神社ノ信徒ヲ頼ミテ祈禱スレバ狐付ハ全治スト聞キ被告ニ話サズ其依頼ニ行キタルコトアリ(中〇巡查報告書)

是等ノ記載ニヨリテ見レバ被告ハ數年來腸窒扶斯ヲ誘因トシテ其後ニ精神異常ヲ來タシ居タルモノナルコトハ家人又ハ寧ロ其近隣ノ認ムル所ナリシモノ、如シ而シテ又其症狀タルヤ此記載ニヨレバ徒稍精神薄弱ニシテ規則正シク職業ニ従事スル能ハズ且清潔ヲ好ミ華奢ノ傾アリシト云フヲ要領トシテ特別ニ幻覺又ハ妄想等アリシモノトハ認ムル能ハズ

而シテ吾人ガ被告ノ兇行時ニ於ケル精神状態ヲ了解スルニ就キテハ是等既往ノコトモ重要ナルモ亦兇行直後鑑定期中ノ身心状態ノ解釋ハ最重要ナリトス

丙。現。今。ノ。身。體。症。狀。皮膚蒼白貧血乾燥全身羸瘦皮下脂肪纖發育不良脈搏堅實大體溫三十六度八分頭髮ハ少シク白キヲ交ニ上唇ニ稀少ノ鬚毛アリ口下ニハ毛髮ナシ頭部ニ衝逆ノ感アリ顔上殊ニ前額ニハ皺多ク耳鳴アリ聽力稍鈍シ視力ハ輕度遠視眼ナリ瞳孔形狀反應尋常兩眼角膜ノ上縁ニ老人環ヲ認ム舌ハ薄苦ヲ帶ヒ真直ニ挺出セラル顔面左右相均顔面ノ感覺異常ナシ兩肺及心臟ハ打診上聽診上ニ異常ナシ腹部臟器モ所見尋常ナリ感覺運動ノ作用至ル所完全反射作用都テ存ス睡眠ハ不足ニモアラザレド夜中屢々目ヲ醒シ又直ニ眠ルト云フ癡癡夜中徘徊無意識發作等ノコトハ幼時ヨリモ無之下云フ丁。現。今。ノ。精。神。症。狀。被告ハ自己ノ姓名住所ヲ知リ年齢ヲ知ルモ生出セシ年月ヲ知ラズ但丑ノ歲ナル

ヲ知ル又入監及ビ現在月日ヲ知リ入監後ノ日數ヲ算フコトヲ能クシ父母ノ年齢ヲ辨ヘ鑑定人ト應對ノ際常ニ身ヲ屈メ頭ヲ俯セ目ヲシカメ眉ヲヒソメ右手ニテ頭ヲ撫テ廻ハシ左手ハ膝又ハ牀ニ突キタリ應答ハ遲滞シ子供ノ數、名、齡等ニ就キテハ殊ニ然リトシ或ハ其年齡ノ如キハ全ク知ラザルモアリ三男豊〇〇ノ戦死ニ就キテ語ルコトヲ得ズ末子太〇〇ノコトニテ養父母ト爭ヒシコトハ之ヲ否認ス計算能力カナリニ存ス單一ナル二位ノ加算ニモ餘程ノ思案ヲ要ス道德上法律上ノ見解ヲ有ス被告ノ精神狀況ハ數月ニ亙リテ之ヲ診査セシト雖モ毫モヒステリー性又ハ癲癇性ノ疑ヲ置クベキ症狀ヲ發見セズ又其他ニ孤立性又ハ連續ニ幻覺又ハ妄想其他一切ノ彼ノ兇行ノ動機トナリ得ベキ様ノ症狀アルヲ認メズ彼ハ其兇行ニ關シテハ鑑定人ノ問ニ應ジ兇行ノ當夜八時頃ニ晩食シ九時カ十時頃ニ眠ニ就キシ旨ヲ語リ母ヲ殺セシトキ『暗かりし』コトヲ語リ『母のどこを切りましたか真黒闇でしたから分りません』『父や孫などには刀が中りました』ト語リ又取押ヘラレタルコトニ就キテハ『妻は右の手を押へた忤も來り多勢來て押へました』ト語リ又妻ノ内腿ヘ創ツケタルコトニ就キテハ妻ガ翌朝縋帶セシニヨリテ之ヲ知レル旨ヲ告グ『被害者のどこを切つたかそれが分りませんが家内のは内股を縛つて「あつちい、こつちい」歩いて居るのを見ましたそれは翌朝の六時か七時頃でした』ト語リ又或ハ『お袋を殺してから膽を潰して氣の付いたのは翌朝警察署へ行つてからです』トモ應ヘ其通カト思ヘバ又『忤が押へて座敷へ連れて行きこゝへ坐つて居よ』ト云ヒシハ覺エ居ルト云ヒ『警察に行つた所が少し待つてろ』云はれて控へて居る内に氣が付く様になつて來た』ト云ヒ『蚊帳の上から切つたかどうしたかよく分りません』

ト答フルカト思ヘバ何器ヲ用ヒシカノ問ニ對シ『蕎麥切庖丁で切つた』云ふことです』ト云フ故如何ニシテ之ヲ知リシカヲ反問スレバ『それは誰が言ひましたか忤がさういつたのでしようかね』ト云フ之ヲ要スルニ被告ノ精神狀況ハ稍遲鈍ナリト言フト雖ドモ而モ之ヲ疾病ニ因スル精神ノ較明ナル衰弱アリトハ認ムベカラズ身體的ニ於テモ亦之ニ相當スル症狀ヲ具有セズ彼ハ道德上法律上ノ見解ニ付キテハ村落間ニ於テ尋常ト見做スベキ程度ニ之ヲ有シ目下ノ狀況ハ決シテ之ヲ精神病者ナリトハ認メ難キ位輕度ノ遲鈍狀態ナリトス而シテ又彼ノ兇行ニ對スル記憶及ビ判斷ハ曖昧不定ニシテ捕捉シ難キモノトス

第四。被告。人。ニ。關。ス。ル。診。査。ノ。要。領。

故ニ予ハ以上ノ陳述ニヨリテ左ノ如ク所論ヲ收束セントス

- 一。被告ハ兇行當時自カラ爲セシ事ヲバ知ラズ覺エズト稱スレドモ其ハ甚ダ疑ハシ
- 二。被告ハ其既往症又現在症ニ於テ夢中遊行、夢中暴行、ひすてりー又ハ癲癇等ノ症アリト推察セシムベキ狀態ヲ示サズ故ニ被告ガ所謂不知不識狀態ヲ實在セリト認ムルコト困難ナリ
- 三。被告ニハ其他ノ精神症狀ニシテ彼ノ兇行ノ動機タルヲ得ベキモノヲ認メズ
- 四。被告ノ精神ハ數年來ノ精神障礙ニヨリテ多少ノ衰弱アルヲ免カレザルト未ダ較明ニ衰弱セリトハ云フベカラズ

故ニ被告ハ

明治三十九年八月十六日其養母ヲ殺害シ其他ノモノニ傷ヲ負ハシタル當時知覺精神ノ喪失ニヨ  
リテ是非ノ辨別ヲ缺キタルモノニアラズ

本鑑定ハ明治三十九年八月〇〇日ニ著手シ明治四十年五月五日ニ至リ終了ス其鑑定材料ハ被告本人ノ  
調査參考人ノ取調被告本人ノ診査等ニシテ其診査ノ場所ハ主トシテ千葉縣監獄署ナリ

右

東京小石川區關口臺町二十一番地

鑑定人 醫學博士 吳

秀

三

### 第三十八例 故殺犯被告人前〇自〇精神狀態鑑定書

明治三十八年十二月十八日午後十時〇〇區〇〇町八丁目三番地貸金及損料貸業工〇り〇(六十二年)ナ  
ルモノ其自宅ニ於テ右手拭ヲ以テ頸ヲ縛サレ猶其下ニ二重ニ纏絡セル古キ白めれんす布片ヲ以テ絞ラ  
ル共ニ右ノ耳下ニ結ビタリ前頸部殊ニ頸下ニ皮下溢血アリ頸部周圍ニ三條ノ布壓痕アリ門齒一個脱落  
シテ其面前七八寸ノ所ニアリ又傍ニハ篋筒二ツアリテ其抽出ノ數箇ハ全ク空虚ナリ又空財布破毀セル  
證書(龜井某ヨリ被害者ニ宛テタル參拾圓借用證ナリ)及ビ印形アリテ(工〇證印ト刻ス)折傍ニ散リタ  
リ右工〇り〇ハ〇〇區〇〇町七十七番地赤〇金〇〇方同居士族裁縫職前〇自〇ナルモノ、爲ニ殺害セ  
ラレテ然ルナリ

右前〇自〇ハ明治三十八年十月七日頃ヨリ被害者工〇り〇ト懇意トナリ其後同棲ノ話合モアリシモノ  
ナルガ被告ハ其前松〇せ〇ヲ内縁ノ妻トシ〇〇町六丁目ニ住居セシガ元來せ〇ハ絲〇某ノ妾ニシテ某  
ガ除隊トナリ同居セントスルヨリ十二月十六日被告ハせ〇ト別レ工〇り〇ト同居セント欲シ子供ヲ連  
レテ立出デ前ニヨリ知レル清〇ぬ〇方ニ至リ一泊ヲ乞ヒ十七日子供ヲ之ニ托シテせ〇ノ伯父ヲ訪ヒ不  
在ニテ面會ヲ得ザルヨリ後三四回モリ〇方ヲ訪ヒ同棲スルコトヲ求メシガり〇ハ言ヲ左右ニ托シテ應  
ズ十八日ニモ被告ハリ〇方ニ至リシコト午後ト宵ト二回ナリ(本人ハ夕刻一回ナリト云)  
其日午後七時被告ハ〇草橋際おでん屋ニテ二合ノ酒ヲ飲ミテ後三回目ニリ〇ヲ訪ヒ長火鉢ヲ挿ンデ之



ト對坐シ二時間モ居リ○トハ兼テ(十一月十日頃)一緒ニナルトノ談ヲナセシニ一向引越ス様子ナ  
 キ故之ヲ促セシニ○ハ猶ホ四五日延バシ吳ト云ヒシ故被告ハ『餘リ人ヲ馬鹿ニシ實意ナクシテ人  
 ラ欺クヲ』怒リ○ニ對シ『御前は人を釣るのではないか』ト云ヒシニ○ハ之ヲ辯解セシ由ナルガ  
 (十二月二十八日ノ審問ニテハ)○ガ新○某ニ對スル貸金ノコトニ付○ガ勘辨ナク胸怒ナコトヲ云  
 ヒシ故)被告ハ憤然トシテ○ヲ右手ニテ引倒シ同人ガ首ニ卷キ居リシ白はんけちニ手ヲ掛ケ引張リ  
 倒シ直グロヲ手ヲ押へはんけちヲ強ク引締メタルニ鼻ヨリ出血シ絶息シタリ被告ハ尋テ傍ノ竹竿ニ掛  
 ケアリシ手拭ヲ取り首ヲ締メ後テ結ビ置キタリ被告ハ猶ホモリ○ノ後頭ヲ押付ケシモノカリ○ノ前齒  
 ハ抜ケタリ(本人ハ後頭ヲ押付ケシヲ否認ス)被告ノ申立ニヨレバ其時らんぶハ消エタレド手ニ血ノ著  
 ケル心地セシガリ○ノ鼻血ガ出タト思ヒ驚キテ立去ラントシ傍ニアリシ二個ノ箆筒ヲ開キ中ヲ搜シ衣  
 類十點ヲ窃ニ取り傍ナル炬燵ノ蒲團ニテリ○ノ頭部ヲ掩ヒ隠シテ立去リ(猶ホ前記ノ如ク傍ナル火鉢  
 ノ中ニハ堀○元○○外一名ヨリ工○○ニ宛テシ金參拾圓ノ借用證書ガ投入レアリ又火鉢ノ附近ニ寶  
 印ヤ空財布ガ落チ居タリ)○○ニ至ラントセシガ衣類一點ハ○○橋ノ上ヨリ川中ニ捨テ其餘ル品ハ本  
 所綠町三丁目ナル清○○方ニ至リ五圓ニ質入シ貰ヒタリ  
 右被告事件ニ付キ明治三十九年六月十一日東京地方裁判所第三刑事部裁判長判事伊○久○○判事須○  
 銃○判事三○常○○ハ東京地方裁判所ニ於テ裁判所書記笹○茂○○立會ノ上余ニ命ズルニ明治三十八  
 年十二月十八日頃ニ於ケル被告人前○自○ノ精神状態及現今ニ於ケル精神状態ヲ鑑定スベキコトヲ以

テセリ

抑被告ハ明治三十八年十一月二十六日井○警部ノ問ニ對シ『殺した原因は何もありません單に困つた  
 爲から致たのであります』ト答へ猶ホ其對答中『り○に金談を致しましたが皆出して仕舞つて無いと  
 斷はられ如何とも身の振方が付きません處から殺意を起したのであります』ト陳辯セリ猶ホ堀○宛ノ  
 手紙ノコトニ關シテハ被告ハ之ヲ知ラズト答へ『り○ガ私ニ與ヘシ代理委任狀ヲ引裂キ焚ク積リデ火  
 鉢ニ入レタト思フ』ト云ヒ又財布ニハ何モ入り居ラザリシ旨ヲ答フ是レ此時ニハ自ラ其犯罪ヲ認メタ  
 リ

其後十二月二十八日ノ審問ニハ自ラリ○ヲ絶息ニ至ラシメタタルコトヲ陳述シ其原因ヲ以テリ○ガ新  
 ○某ニ對スル貸金ノコトニ付キ剛愎ナルコト彼ガ兼テ約束ニヨリ自分ト同棲スルコトヲ事ニ托シテ延  
 引センコト及ビ自分ノ酒ニ酔ツテ激セシコトニ歸シリ○ヲ右手ニテ引倒シ同人ガ白はんけちヲ首ニ卷  
 キ居リシニ手ヲ掛ケ引張リ倒シ直グロヲ手ヲ押へはんけちヲ強ク引締メタルニ鼻ヨリ出血シ絶息セリ  
 猶傍ノ竹ニ手拭ガ掛ケアリシヲ取り首ヲ締メ後テ結ビ置キタリト其時ノ狀況ヲモ語リタルガ判事ガ  
 『火鉢の中に堀○元○○外一名ヨリ工○○宛借用證書ガ投じありしが如何』ト問ヒシ時『私のした事  
 か如何か當時夢中であつたから覚えて居ません』ト云ヘリ被告ハ此時モ亦自己ノ犯罪ヲ認メテ且其時  
 ノ我行爲ヲ白狀セルカ而モ又堀○ノ借用證書ニ關シテ當時自己ハ夢中状態ナリシト答ヘタルナリ  
 又三月十三日ノ豫審ニモ『酩酊して居たから』能ク知ラザレドらんぶハ○ヲ引倒ス時ニ消エタト信ズ

ト云ヒリ○ノ頭部ヲ磅ノ炬燵ノ蒲團デ掩ヒ隠シタコトハ此日ハ『覺えて居ず』ト答ヘタリ而モリ○ガ死  
 セシ故何處ヘカ逃ル費用ヲコシラヘント其處ニアル衣類ヲ持出セリト云フ即チ此日ニハ酩酊ト忘却ト  
 フ以テ犯罪ヲ有耶無耶ニシタルモ猶衣類竊取ハ之ヲ是認セリ  
 是ヨリ後五月三十日ノ迅問ニハ『○ノ頭部を絞めは致しません』ト云ヒ『同夜は少し酩酊して居まし  
 たから(り)○が死せしや否やは記憶しません』ト云ヒナガラリ○ト對坐セシコトハ之ヲ『然り』ト是認  
 シ又其時○ト話セシコトドモヲ語リ又リ○ノ頸ニ纏ヘルはんけちヲ左手ニ執リテ自分ノ方ニ引寄せ  
 タルコトヲ語リ而モ之ヲ強ク牽縮メシコトヲ否認シ其上ヲ手拭ニ絞メシコトヲ否認スルカト思ヘバ  
 『其時手がねばくしたにより血が手に付いた』ト知レル旨ヲ告ゲタリ又其夜○ヲ引倒セシハリ○ト  
 口論ノ末『精神が變になつてむらゝ』ト云ヒ『思はず』セシナリト云ヒ『正しく腦に故障があつた爲であ  
 ります』ト答ヘ更ニ○ノ死亡セシコトハ新聞紙ニヨリテ之ヲ知レリト云即チ是日ニハ酩酊腦病精神  
 異常等ヲ以テ犯罪ノ原因トシ而シテ其當時ノ我所爲ヲ知ラズ覺エズト稱スト思ヘバ問モナク又其間ニ  
 記憶スルコトアルヤニ答フルナリ  
 之ヲ要スルニ以上ノ舉述ニヨリテ見レバ被告ガ公判ニ於ケル辨解ハ豫審ニ於ケルト異ナリ豫審ニ於ケ  
 ル辨解ハ警察ニ於ケルト異ナレリ而シテ被告ガ犯罪當時酩酊又ハ一時精神ヲ茫冥ナラシムルガ如キ狀  
 態ニアラザリシコトハ之ニヨリテ推知スベシ  
 抑被告ハ安政四巳年正月十一日生ニシテ初メ裁縫ヲ業トシ明治三十年頃餘○ひ○ナル者ヲ迎ヘテ妻ト

シ二人ノ間ニ子二人アリ三十八年九月頃(ひ○ハ三月ト稱ス)迄同様セルガ被告ハ此頃同職ノモノト爭  
 ヒタル末裁縫職ヲ廢シテ蠟燭町米相場ニ手ヲ出スニ至リ失敗シテ家計不如意トナリシヨリ遂ニ合意ノ  
 上離別スルコト、ナリ被告ハ長男(明治三十三年生)ヲ連レテ兼テ情ヲ通ズル松○せ○ト共ニ○區  
 ○町六丁目十五番地ニ借家シ之ト夫婦同様ニ暮セシガ猶ホ定業ニ就クコト能ハズ金子手ニ入レバ米  
 相場ヲナシ遂ニ又せ○ニ見棄ラレ同年十二月十六日夜之ト別ル、コト、ナリ手切トシテ金五圓ヲ受取  
 タルモ是サヘ直ニ米相場ニテ失ヒリ○ヲ訪ヒシ時ノ如キハ只著ノミ著ノマ、ニテ金錢モ之ニ代フベキ  
 品物モ所持セザリト云フ  
 抑被告ガリカト惡意ニナリシハ彼カリカヨリ二三年前ニ貸金取立ヲ頼マレタルヲ最初トシ其ヨリ後被  
 告ハリ○ト往復スルコト一ケ月中二十四回位ナリシガ主トシテ貸金取立ノ用事ナリシ被告ハリ○ガ貸  
 付金幾何手許金幾何ヲ所持スルヤ知ラザルモ彼ガ多少ノ貯蓄ヲナシ不自由ナク暮シ居ルコトヲ知レリ  
 而シテ被告ハ此ノ如ク正業ナクシテ且ツ女色ニミ耽ル間ニ猶ホ多少不正ノ所行モアリタルナリ即明  
 治三十八年八月頃ニハ○町ノ山○某ニ頼マレ○〇〇〇〇ノ永○某ヘ米代ヲ請求シ受取タル十圓ヲ遣  
 ヒ込ミ同人ヨリ嚴談セラレ月賦ニテ返済スルコト、ス(せ○ノ言)  
 又同年十二月八九日頃せ○ガ用事ニテ外出セシ留守ニ被告ハ箆筒、柱時計、茶籠筒、鏡臺、針箱等品  
 品ヲ取出シ賣拂ヒタリ  
 又せ○ハ同年九月以後毎月ノ家賃ヲ被告ニ渡シ家主ニ支拂ヲ頼ミタルニ被告ハ之ヲ拂ハズシテ遣ヒ込

ミタリ

是ニ由リテ之ヲ觀レバ被告人ガ人格所行及ビ其言談ノ信用スベキ程度如何ハ之ヲ推知スルニ難カラズ  
翻ツテ被告ノ身體及精神ノ状態ヲ檢診スルニ左ノ如シ  
身體徵候。被告ハ丈高ク骨格逞クシテ筋肉ヨク發達ス

瞳孔ハ其形丸ク中等大ナリ光線反射存ス

顔面ハ蒼黄ニシテ左右均等ナラズ右方鼻唇溝ハ左ヨリモ較著ニシテ左側ノ同溝ハ殆ド慰平ナリ左口角  
ハ右口角ヨリ低シ下唇ハ厚ク前方ニ突出シ右側ノ上唇ハ稍々釣り上リテ齒ヲ露出ス舌苔ナク不安震戰  
ヲ認メズ又腦神經麻痺ヲ認メズ懸壜垂ハ稍充血セリ口内惡臭ヲ放ツ左側上顎ノ智惠齒ハ未ダ發生セズ  
頸部上膊胸部等ニ無數ノ搔爬傷アリ被告ノ言ニヨレバ監房内ニ左テ南京蟲ノ爲ニ刺サレタルモノナリ  
ト云フ

胸腔ハ打診聽診上異狀ナク心尖搏動ハ乳線ノ内部第五肋間ニ於テ明カニ之ヲ見ルコトヲ得脈搏二分間  
七十五ヲ算ス

腹部ヲ診スルニ腹壁ハ稍緊張シ膨大シテ硬シ

被告ノ背ヲ見ルニ十個ノ癩痕アリ是レ疥ヲ點シタル痕跡ナリ左ノ臍腸部ニモ亦小兒拳大ノ癩痕アリ是  
レ亦灸痕ナリ

肘腺ハ左右共ニ腫脹ス右側ハ稍大ニシテ左側ニ比シテ約二倍セリ而シテ左側ノ肘腺ハ豌豆ヨリモ稍大

ナリ手及足ハ左右共ニ紫藍色ヲ呈ス

陰部ヲ檢スルニ龜頭冠ノ前面ニ潰瘍ノ治癒セル癩痕アリ被告ノ言ニヨレバ二十歳頃微毒ニ感染シタル

コトアリト云フ右鼠蹊部ニ切開癩痕アリ其長約二寸ニ達ス往年微毒ニ感染シタルトキ切開セルモノナ  
リト云フ

全身運動障礙ハ之ヲ認メズ被告ヲシテ閉目シ足ヲ揃ヘテ直立セシムルモ毫モ身體ノ動搖スルコトナク

膝蓋腿反射ハ頗ル活潑ニシテ二頭筋三頭筋腿反射ハ尋常ナリ足現象ハ之ヲ認メズ

精神。顔面苦悶狀ニシテ眉ヲ頼メ憂愁ノ色アリ姿勢ト共ニ抑鬱氣力ナク全身ノ筋肉弛緩シ音聲低

靜談話緩徐ナリ其舉作一般ニ緩慢ナリ知覺ハ稍滯ルモ而モ錯誤ナク妄覺妄想ヲ認メズ想像ハ常態ニシ

テ聯想ニ異常ヲ認メズ其指南力批評力モ障礙ヲ被ラズ被告ノ語ル所ニヨルニ彼ガ〇〇町ニテ鈴〇〇〇

ト同棲セル時(明治三十三年頃)〇〇ハ腦病ノ爲癩持ニシテ掃除ニ屈托シ朝食ハ午前十時頃ニ初メテ取

ル位ナリ時々激昂シ長火鉢ノ火ヲ取散ス如キコトアリ之ニヨリテ御嶽講ノ人ヲ頼ミ祈禱シタレドモ治

癒セズ(内山某ト云ヘル祈禱者ハ〇〇ヲ見テ琴平ノ天狗ナリナト云ヘリ)此ノ如キコトヨリ彼ハ神信心

ヲ初メ四十二歳ノ頃ヨリシテ中山ナル鬼子母神ヲ信仰シ屢參詣シテ祈禱モ上ゲタルガ明治三十四年中

ヨリ時々神様ガ體内ニ宿ルコトアリテ或ハ琴平ノ天狗ナリトカ或ハ藥研堀ノ金刀比羅ノ召使ナリトカ

云ヒテ吾身ニ附纏ヒ其ガ爲メニ時ニ精神朦朧トナリテ人事ヲ半バ辨フルモ明ナルコト能ハザルコト二

日間位ナルコトアリカクテ又人ニ祈禱ヲ頼マル、コトアリ或時ハ〇〇殺町水天宮裏ノ窃盜者ノ妻ナドヲ

祈禱シテヤリシコトアリテ罪障ハ益々深クナリシヲ覺エタリ其時ニハ被告ハ午後六時ヨリ同十二時マ  
 デ其婦人ヲ珠數ニテ縛リテ附物ヲ攘ハントシ珠數ヲ以テ首ヲシメツケ攻メ立テタルニ其亭主ガ自分ヲ  
 毆打創傷トシ訴ヘタル爲地方裁判所ヘ召喚セラレシガ其内其夫婦ハ何カ隱惡ノ爲メニ區裁判所ヘ召喚  
 サレテ逃亡セルヨリ被告モ其罪ニ抵ルコトヲ免レタルガ其ヨリ後被告ハ心ガむらニナリ體ノ工合惡ク  
 體内ニ何物カ附キ宿ルカ如ク之ヲ問ヘバ『曩に縁付た所の舅小姑に頼まれた』『取り殺して呉れど頼ま  
 れた』ト云ヒ何事ニヤアラン『勘定すれば立去る』ト答フルト信シ家主ノ庭内ナル某社ニ七度モ祈禱ヲ  
 上ゲ之ニヨリテ明光善神ト云フ稱號ヲ得タリシガ其ヨリ後ハ自分病ニ罹ルトキハ法華ノ經文デ伺ヘバ  
 願ガ叶フ様ニナリタリ監獄ニ入りテ後モ此ノ如キ發作的消魂大悅狀態アリ夜ハ眠リ少クシテ時々自分  
 ノ體ガ雲ノ上ニ乘リ居ル如ク浮搖シ絶エズ胸ニ動悸シ不圖スルト三十分間位心神恍惚トナリ覺エガア  
 ル如ク無キガ如キ有様トナリ此ノ時屢々『早く』『獨房へ』『ナド云フ御告アルコトアリ此ノ如キ  
 發作ハ晝起ルコトハ餘リナキモ法華經ヲ上ゲレバ晝間デモ直ニ起ルナリ此ノ如キ時ニハ矢張り藥研堀  
 ノ金刀比羅ノ天狗ガ自分ニ乘移リ全身しびれ目ガ釣リ上リ氣ガ遠クナリ讀ンデル經文ガ段々音低クナ  
 リ遂ニ止ム凡テ三十分位ニテ拜ムト共ニ目ガ覺メル此間或ハ天狗ヲ見ルコトアリ或ハ見ズシテ其聲ヲ  
 聞クコトアリ(我ハ天狗ナリ信心セヨナド云フ聲ナリ)  
 試ミニ被告ニ命ジテ法華經ヲ念セシムルニ被告ハ胸前ニ合掌シ閉目シ其兩上肢ハ合掌ノ儘次第ニ高ク  
 舉リテ頂ヨリ高クナルコト三四寸ニ及ビ其ヨリシテ又下リ胸前ニ至リテ又徐々ニ上リ此ノ如キコトハ

數度ノ後左眼直上ニ奔竄シ次デ上ヲ嘖ミ下ヲ睨ミ反復數回其間又合掌ヲ高舉シ或ハ十指頭ヲ前方ニ向  
 ハシメ或ハ兩掌ヲ次第ニ相離シテ十指頭ノミ相觸ル、ニ至リ其内ニ次第ニ頭ヲ俯シテ居眠ル如ク兩掌  
 モ之ニ從ツテ下降シ顔面地平トナリ兩掌膝間ニ加ハルニ至リ流涎數行シ頭ハ猶モコソミテ前ヨリ屈セ  
 ル背ヲ認メ遂ニハ面ハ膝ヲ去ル一二寸トナリ遂ニ之ニ附クニ至リシガ其ヨリ手ヲ股間ニ置キシ儘次第  
 ニ頭ヲ昇グルニ至リ然シテ後又合掌ヲ胸前ヨリ額上ニ上下シテ其間又睨睨ノ狀ヲナシ又ハ流涎スル等  
 似寄ノ舉動ヲ反復シ其動作ハ都テ緩々徐々ニシテ長キニ互レルヲ以テ余ハ被告ニ命ズルニ起立ヲ命ゼ  
 シニ被告ハ忽チ開眼シテ吾ニ省リタリ依テ其間ノイヲ問ヘバ夢ヲ見シ如クニナリテ遠クヘ行キシ如ク  
 藪ノアル方ヘ行キタルカ如ク誰カ呼ブモノアリシ如ク白髮紅顏天狗ニ類スル狀貌ノモノヲ見タリナリ  
 ト云ヒタリ而シテ被告ハ此狀態アル間ニ毫モ暗示ニ應ゼズ又聊カモ不安不穩ノ狀況ニ陥ラズ

鑑定

被告前○自○ガ工○り○ヲ殺害シタルハ彼レ自カラ言ヘル如ク酩酊感動又ハ精神障礙等ノ爲メニ出デ  
 タルヤ如何

被告ハ屢々酩酊ノ爲ニ當時ノコトハ知ラズト稱スレドモ彼ハ纔ニ二合ノ酒ヲ飲ミタルノミニシ  
 テ且被害者ヲ訪ヒタル時ノ談話所行又ハ些細ノ事ヲモ記憶スルヨリ察スレバ甚ク酩酊シテ夢中  
 ニ暴行スル迄ニ至ラザリシコト明ナリ又酩酊ノ狀態輕度ナルトキハ爲ニ知覺精神ヲ喪失シテ何  
 事モ辨ヘザルニ至ルモノニアラズ

彼ハ又精神ガ變ニナリむら／＼トシテリ○ヲ引倒シタリトモ陳述セシガ尋常ノ感動ハ左迄ノ原因ナキニ知覺精神喪失ノ程度マデ極端ニ激烈トナルコトナク疾病的感動ニハ些細ノ原因ノ爲メニ無謀ノ暴行ヲナスコトアレドモ酩酊同様前後不覺トナルモノニシテ被告人陳述ノ如ク追想シ得ル状態ト追想シ得ザル状態ト交雜シテ來ルコトナシ

又一時ノ精神異常ニヨリテ此ノ如キ兇行ニ出ヅルコトモアルヲ得レドモ今被告ニ於テハ身體上ニモ精神上ニモ精神異常ト認ムベキ根據ナク又其當時ノ記述ニヨルモ之ヲ推知スルニ足ル陳辨ハ被告自身ヨリモ諸證人ノ側ヨリモ少シモ發セラレザリシナリ

勿論現時ニ精神病ノ徵候ナクトモ犯罪當時ニハ精神ノ障礙ヲ呈スルコトモアルベキ譯ナレドモ被告ガ無意識的ノ精神障礙ニ罹リ居ラザリシハ前記酩酊又ハ感動ノ非認スベキト同一ノ理由ヨリ之ヲ非定スベク又意識アル精神障礙ニ罹リ居タリトスレバ被告ハ犯罪當時ヨリ以後ニ於テ必ず自己ノ疾病ヲ認識シテ妄覺ナリ又妄想ナリヲ吾人ニ告白スルコトアルベキ筈ナリ故ニカ、ルコトナクシテ而シテ目下毫モ精神病タル疑ナキニ於テハ被告ハ其當時ニ於テモ精神ニ疾病ナカリシモノト看做サルヲ得ズ

然リ而シテ吾人ヲシテ被告ノ心狀ニ付キテ大ニ疑惑ヲ懷カシメ且ツ判斷ニ迷ハシメタルモノハ被告ニ附憑ノ迷信ト時々發作スル精神恍惚状態トノ存スルコトナリ抑附憑ハ迷信トシテ精神健康ノ人ニモ來リ又妄想トシテ精神病ノ人ニモ來ルモノナレバ被告人ニ在リテハ自分ニ相

當シ智識ニ相當シ且年來神信心ヲナシ妻ノ病ヲ治セントテ中山ニ祈禱セシコトモアリテ附憑ノ實在ヲ信認スルニ至リタルモノナルガ故ニ之ヲ一概ニ妄想ナリ疾病ナリト斷定スベカラズ且此事タルヤ精神恍惚状態ト同ク被告ガ只吾人ニ語ル所ニシテ吾人ハ被告以外何人ヨリモ之ヲ聽知リタルニアラズ又之ヲ現ニ實視セシニモアラザル故ニ猥ニ之ヲ信用スルコト能ハズ又彼精神恍惚状態ノ如キハ信仰家祈禱家ナドニ屢々見ル徵候ニシテ且被告ハ余ノ目前ニテ之ヲ作呈シタリト雖モ其状態ハ前文記載ノ如クニシテ毫モ信據スルニ足ラズ此ノ如キ状態ハ之ヲ單ニ伴作セルモノトモ認ムベク又伴作ニアラズトスルモ其間ノ舉作ノ平穩靜緩ニシテ一言ノ發露モナキコト又暗示ノ毫モ奏效ナキコト等ヨリ見レバ決シテ此間ニ暴行ヲ誘起スルガ如キ精神的發動ナキハ明カナリ余ハ屢々之ヲ疑問トセリ之ヲ研究セリ而シテ遂ニ以上ノ如キ理由ニヨリテ此状態ハ決シテ十二月十八日當時ノ兇行ヲ誘發シタルモノニアラザルコトヲ斷定セリ且又其重要ノ理由トシテ舉稱スベキコトハ彼ノ信仰家祈禱者ニ見ル精神恍惚状態ハ自家催眠状態ノ一種ニシテ其間ニナシタル行爲ハ其人自身ノ少シモ追想シ得ザルヲ常規トスルニ被告ハ其状態中ノコトドモヲヨク追想シ吾人ニ説キ語ルコトナリ被告ガ其兇行ノ大部分ヲバ記憶シテ善ク之ヲ追想シ得ルハ甚異ムベシ

余ハ此ノ如ク解説次第シテ之ニヨリテ鑑定ヲ下スコト左ノ如シ

一。被告人前○自○ガ明治三十八年十二月十八日工○り○ヲ絞殺セル當時彼ハ知覺精神ノ喪失

ニヨリテ是非ノ辨別ヲ缺キタルモノニアラズ  
 一。被告人前〇自〇ガ現時ニ於ケル精神状態ハ健全ナリ  
 此鑑定ハ明治三十九年六月十一日著手シ明治四十年五月十六日ニ至リ結了ス被告ノ精神身體ハ之ヲ東京監獄ニ於テ檢診ニ及ビ本件關係書類ヲ參考シ以テ之ヲ作成セリ  
 明治四十年五月十六日

東京市小石川區關口臺町二十一番地  
 醫學博士 吳 秀 三

右被告ハ明治四十年七月八日死刑ノ宣告ヲ受ケタリ但シ目下控訴中ナリ

第三十九例 故殺犯被告山〇權〇〇鑑定書

明治四十年四月十九日東京地方裁判所豫審判事〇〇〇ハ余等ニ命ズルニ左ノ鑑定ヲ以テセリ

刑事被告人 山 〇 權 〇 〇

右ノ者精神ニ異狀アリヤ否ヤヲ鑑定シ其結果ヲ明ニスル事

余等ハ數回東京監獄ニ至リ親ク被告ヲ診査シ且訊問調書類ヲ參考シテ鑑定スル事左ノ如シ

東京府下北〇〇郡〇〇町大字〇〇〇千六百三十八番地  
 平民農

山 〇 權 〇 〇  
 明治四十年 明治元年六月生

一。犯罪事實

被告ハ明治四十年四月三日夕刻ヨリ牀ニ入りシモ一睡ヲナサズ翌四日午前三時頃戸柵ヨリ蕎麥切庖刀ヲ出シ燈火ヲ吹キ消シテ隣室ニ入り熟睡セル女房も〇ノ枕邊ニ至リテ左手ニ女房ノ頭髮ヲ握リ右手ニ庖丁ヲ持チ其頸ニ斬リ付クルコト數度ニシテ遂ニ之ヲ切り落シ次ニ女房ト添ヒ臥シセル末子み〇ノ首ヲ切り落トシ女房ノ首ヲ取テ佛壇ニ乗セ水ヲ供ヘ櫛ヲ立テ雇人大〇春〇ヲ呼ビ起シテ共ニ酒ヲ傾ケ後  
 〇〇警察署ニ自首セリ(調書)

二。遺傳歴

被告ノ祖父母ハ已ニ死セシモ其疾病ハ不明ナリ母ハ俗ニ所謂痰ノ病ニテ死シ父ハ風ヲ引キシガ基ニテ死シ共ニ其齡六十歳ナリ(山〇與〇衛調書)被告ノ言ニヨレバ父ハ酒客ナリシト云フ(鑑定醫ニ對スル被告ノ言)被告ノ兄弟ハ男子三名女子三名アリ、中女子一名ハ産後死亡シ弟一名ハ精神病ニ罹リ自宅檻禁中ニ死亡シ其他ハ皆健存シ他ニ遺傳ノ徴スベキモノナシト云フ(山〇與〇衛調書)

三。既往歴

被告ハ小兒期健康ニシテ實父母ニ養ハレ〇〇尋常小學ニ二三年間通學シ其後二年間他ノ家塾ニ入り十七歳ヨリ家ニ居リテ農業ニ従事シ破瓜期ニ手淫ニ耽リ成年期ニ淋病ニ罹リシモ直ニ治セリ(鑑定醫ニ對スル被告ノ言)

被告ハ二十五六歳ノ頃精神ニ變徵ヲ呈シ世ヲ厭ヒテ自殺ヲ企圖シ身ヲ水車場ノ流レニ投ジ水車ヲ爲メニ身體諸部殊ニ頭部ニ大負傷ヲナシ(負傷ノ痕跡尙存ス)一時人事不省ニ陥リ人ノ爲メニ救ヒ上ゲラレシコトアリト云フ(以上鑑定醫ニ對スル被告ノ言)

被告ノ初婚ハ二十六歳ニシテ一子アリシモ夭死セリ其後三四年ニシテ現被害者ト再婚シ四子ヲ擧ゲタリ(鑑定醫ニ對スル被告ノ言)

被告ハ二十五六歳頃ヨリ毎夜晩酌ヲ傾ケ近年ニ至リ時々禁酒セリト云フ(鑑定醫ニ對スル被告ノ言)

被告ハ三十四五歳ノ頃精神病ニ罹リテ〇〇〇〇病院(現〇〇〇院)ニ百日間許入院シ治癒退院ノ後又少シク

精神ニ異狀ヲ呈セシコトアリシモ入院スルニ至ラズシテ治セリト云フ(山〇與〇〇調書)被告ハ其後平時ニ於テモ時々奇行アリシガ如シ雇人大〇春〇ノ言ニ『雨杯の降た時に傘も持たずに親類へ往た事杯がありました』(調書)ト云ヒ雇人小〇〇〇ノ言ニ『内儀さんの頭の上に足を乗せたりなんか變な事をするのです……煙草入を足で頭の上に乗せるのです』(調書)ト云フガ如キ多少其消息ヲ漏ラスモノニアラズヤ

四。最近事歴

被告ハ明治四十年三月二十日前頃ヨリ不眠ニ陥リ精神症狀増悪シ夫婦別室ニ臥シ他人ト交際ヲ避ケ業務ヲ廢シテ空ク日ヲ送り其狀恰カモ五年以前精神ニ變調ヲ呈セシ時ト略相等シカリシモノ、如シ被告ハ鑑定醫ノ診問ニ對シ『氣持ちが悪くなるゝ何處となしに人が恐ろしくなりて……矢張五六年前の時と同じ事です』ト云ヒ又五六年前ニ精神ニ異狀アリシヤノ問ニ對シ『矢鱈に氣が小さくなるので』(調書)ト云フガ如キ少クトモ被告ノ自身ノ氣分ニ於テハ前症ト現病ト彼是相似タルモノアルナラン、尙當時ノ症狀ハ被告及傭人等ノ調書ニ就キテ其仔細ヲ知ルヲ得ベシ

被告ハ妻ト同衾セシヤノ問ニ對シ『私は十日も氣持ちが悪いので参りませぬ』(調書)ト云ヒ、何時ヨリ同衾セザリシヤノ問ニ對シテ『彼岸前からです私は心配事が多いので色戀と云ふ所へ往かないのです』(調書)ト云ヒ兇行前ノ晝間ハ何ヲナセシヤノ問ニ對シ『家で小學校の本を見て何處へも参りませぬ』(調書)ト云ヒ昨夜睡眠セシヤノ問ニ對シテ『牀へ宵から這入りましたが少しも睡りませぬ』(調書)

書ト云ヒ又『近所の新〇源〇といふ者が時々私方へ泊て呉れるので云々……私が病氣になりてからは新〇のみではなく、私の本家でも分家でも夜伽に来て呉れるので云々』(調書)ト云フガ如キ被告ハ當時不眠ニ惱マサレ氣分ノ尋常ナラザリシモノアルヲ見ルベシ又傭人大〇春〇ノ言ニ『今年の初午に誰かと喧嘩をして氣の毒だと言ふて十三日位前から何にか考へ事を始めて淋敷で堪らないから起て咄をして呉れと云ふて一と晩に四度も起された事がありました但其時には起て枕許へ往て咄をして遣つて居りました』(調書)ト云ヒ又同人ノ言ニ『十三日程前迄は農仕事を致しましたがそれから火鉢に寄り懸りて考へ込んで許り居りました』(調書)ト云ヒ更ニ傭人小〇〇ツ〇ノ言ニ『あんなでなければ且那が小さな子と、内儀さんとで寝て私は座敷の方に寝るのです……旦那があんなに成てから私が始終彼處に寝て旦那が座敷に寝る様になつたのでそれは九日位前からです』(調書)ト皆以テ被告ガ十數日前ヨリ何事ヲカ氣ニセルモノ、如ク日常ノ業務ヲ廢シ妻ヲ避ケテ別室ニ臥シ空茫トシテ徒ニ火鉢ニ寄り懸リテ其日ノ一ヲ過ゴセシヲ見ルニ足ルベシ

五。被害者トノ關係

被告ノ妻ナル被害者ハ今ヨリ略二十餘年前被告ニ嫁シ來リシモノニシテ爾來交情ニ著變ナク已ニ四子ヲ擧ゲ嘗テ被告ニ對シ抵抗ヲ試ミザルノミナラズ被告ノ怒ニ會ヘバ自カラ之ヲ避クルヲ常トセリ傭人大〇春〇ノ言ニ『内儀さんは權〇郎の言ふなりに成て居り云々』(調書)又傭人小〇〇ツ〇ノ言ニ『旦那が内儀さんを打つと内儀さんが直ぐと逃げて仕舞ふのです』(調書)ト云フヲ見レバ如何ニ被害者ガ被

害ニ對シ常ニ戰々競々トシテ恰カモ腫物ニ觸ル、ガ如キ狀アリシカヲ知ルニ足ラン、被害者ハ如何シテ被告ヲ遇シ専ラ家事ヲ修メテ怠ル處ナカリシモノ、如シ山〇與〇衛ノ言ニ『殺された家内は一生涯命に稼いで居たので少しも悪い事はないので云々』(調書)ト以テ被害者ガ嘗テ情夫等ヲ有シ被告ニ對シテ敵意ヲ有セザルハ勿論致々トシテ家事ニ力メシヲ想像スルニ足ル

然ルニ其夫タル被告ハ本年三月二十日頃以來被害者タル妻ヲ避ケテ自カラ傭人ト共ニ別室ニ臥シ親戚及傭人ヲ夜伽ニ侍セシメナガラ妻ニ對シテハ會ハントモセズ居常抑鬱言ニシテ茫然火鉢ノ傍ニ寄りカ、リ居ルコトノミ多キニ拘ラズ時々妻ニ對シテ敵意ヲ持テ憤怒暴行スルコトアリ被告ノ言ニヨルニ『一昨日か一昨々日か私が一ツ金火著で打ちました』(調書)ト云ヒ又『狐でも付て居る様で私を騙す様に思つたから』(調書)ト云ヒ或ハ『女房が手真似をしたり蔭で棒と蝙蝠傘とをギリ／＼縛てそれを權〇郎として釘でも打つ様な、飛んで私の身體ニピン／＼と来る様な氣持ちがしましたから』(調書)ト云フガ如キ被告ガ其妻ニ對スル敵意暴行ハ被告ノ妄覺、妄想及妄想性曲解ニ起因スルモノニシテ(後章ニ詳論ス)被害者ノ與ヅカリ知ラザル者ナルベシ

末子み〇ニ對スル被告ノ關係ハ別ニ微證スベキモノナシ恐ラクハ著變ナカリシモノナラン、鑑定人ガ何故末子ヲ殺セシカノ問ニ對シ被告ハ『妻丈殺しては妻の親が怒るならん自分の子供も一所に殺したらよからうと思ひ、二人の首を取てから飛んだ事をしたと思ひました』ト答ヘ又何故他ノ子供ヲ殺サザリシヤノ問ニ對シ『一人殺せば澤山だと思ひましたから』ト答ヘシガ如キ以テ平生敵意アルニアラザ



リシヲ知ルベシ

六。現在證

甲。身體證狀

體格榮養共ニ中等ニシテ皮膚濕潤ニ中等度ノ皮膚紋畫症ヲ認ム  
瞳孔ハ左右均等尋常大ニシテ光線反應存在ス

舌ハ不安ニシテ震顫シ輕ク白苔ヲ被ル

頭髮ハ濃黑ニシテ密生シ右側顫顫部ニ長サ九仙迷及長サ二仙迷ノ二箇ノ創痕アリ又左側乳嘴突起後部  
ヨリ後頭結節ヲ經テ顫顫部ニ達スル半月狀ノ創痕アリ其長サ約十六仙迷ニシテ是等創痕ニハ毛髮ヲ生  
ゼズ是レ被告ガ二十五六歳ノ時水車場ニ身ヲ投ゼシ際ノ負傷痕跡ナリト云フ

言語ニ就キテハ低聲ニシテ寡言ナルモ別ニ障礙ヲ認メズ

針刺ニ對スル痛覺ハ一般ニ鈍麻シ時々食ヲ拒ミ不眠多シト云フ

頭形ヲ測定スルニ左ノ如シ

周圍	五五・五仙迷	耳前頭圍	三〇・五仙迷
耳後頭圍	二六・〇仙迷	耳顫頂圍	三七・五仙迷
耳下顎圍	三五・五仙迷	前後徑	一九・〇仙迷
左右徑	一四・五仙迷	鼻根後頭圍	三四・〇仙迷

耳孔徑 一〇・五仙迷

前頭骨額突起徑 一三・〇仙迷

耳孔鼻棘徑 一一・〇五仙迷

耳高 一二・〇仙迷

橫徑示數 七三・七〇

即チ長顫ニ屬ス

其他變質徵候トシテ著シキモノアルヲ見ズ只左右ノ耳孔内ニ數條ノ黑毛ヲ生ジ且ツ顔面頭蓋共ニ輕度  
ニ左右ノ不等ヲ認ム

其他ハ軀幹四肢及ビ内臟等ニ解剖上及生理上ノ變化ヲ認メズ膝蓋腱反射ハ活潑ニシテ腹壁反射其他ノ  
反射機能一般ニ亢進ス

乙。精神症狀

顔貌不關性ニシテ感情ノ表出ニ乏ク姿態抑鬱寡言ニシテ多クハ同一姿勢ヲトル

指南力ハ略正明ニシテ今日ノ何年何月何日ナルヲ知り己ガ居ル所ノ場所ノ如何ナルヤヲ知り其周圍境  
遇ノ事情ヲ認識シ己ガ入檻ノ理由ヲ知り入檻時日ヲ略記憶シ居レリ

注意力、領解力ハ頗ル障礙セラレ簡單ナル問ト雖ドモ再三反復スルニアラザレバ之ヲ領會スルコト能  
ハズ多クハ抑鬱寡言ニシテ周圍ノ刺戟ニ反應スルコト極メテ少ナシ

試ニ針ヲ出シテ被告ノ眼球ヲ衝ク真似スルモ被告ハ平然トシテ防禦或ハ之ヲ避クルコトヲナサントモ  
セズ

記憶力ハ著キ障礙ナク略生年月日出生地初婚及再婚ノ年月日其他幼時及既往ニ於ケル出來事ヲ記憶スルモ只近時ニ於ケル記録力ハ少ク障礙アルモノ、如ク犯罪當時ノ事ニ關シテモ鑑定人ノ話ニヨリテ思ヒ出タセシ節ナキニアラズ

考慮ハ貧弱ニシテ多クハ寡言ナリ鑑定人ノ診問ノ際之ニ應答スルコト頗ル時間ヲ要スルニ拘ラズ其内容甚簡單ニシテ只一二語ヲ費スニ過ギズ且其應答遲徐ニシテ觀念ノ經過亦遲滞セルヲ見ル

既往ニ對スル病覺ハ多少存スルヲ見ルモ現在ノ病覺ハ更ニ之ヲ認メズ被告ガ五六年前精神病院ニ入院セシ當時ノ事ヲ語テ曰ク『矢鱈に氣が小さくなるので酒を呑たので暴ばれ出して仕舞たのです』(調書)又兇行ノ理由ノ質問ニ對シ『氣が變になつて何の氣なしにやりました』ト云ヒ現在ハ如何ノ質問ニ對シ『此方に来てから悉皆直りました』ト答フル如キ以テ其一般ヲ窺フニ足ルベシ

妄覺ノ有無ニ就キテハ被告ノ云フ所要領ヲ得ザル節多シト雖モ多少ノ幻聽ヲ有スルモノ、如シ被告ガ入檻以來ノ狀況ニ關シ鑑定醫ノ診問ニ對シテ『夜も晝も能く慎まなければいかんと云ふ神様ノ御告げがあります』ト云ヒ入檻前ノ事ニ關シ『三年間禁酒を盟ひまして其禁酒を破りし後神様より嚇怒される聲が聴えました』ト云ヒ又拒食ノ理由ヲ質問セシニ『色々有難い事が出来てモツタナ過ぎて食べません』ト答ヘ有難キモノハ何ゾノ問ニ對シ『天朝様と云ふ神様が』ナド答フル所ニヨレバ幻聽或ハ其他ノ妄覺ヲ有スルニ起因スルモノナラン且ツ入檻後ニ於ケル被告ノ行爲ハ殆ンド連夜不眠ニシテ或時ハ何物カト對談スルガ如ク或時ハ何者カニ襲ハル、ガ如クニ同囚ノモノモ其ヲ恐レテ同室ヲ快トスル者

ナント云フ是レ亦被告ニ妄覺ニ由ル行爲アルガ爲ニアラザルカ

被告ハ又多數ノ妄想ヲ有シ其内容ハ多種ニシテ變遷シ其成立ニ系統ナク其結構ヤ蕪雜ニシテ自ラ之ヲ説明スルコト能ハズト雖モ其性質ノ被害的タルコト終始殆ンド一貫セリ、試ニ之ヲ被告ノ調書ニ見ヨ『狐でも付て居る様で私を騙す様に思たから……手真似をしますから』ト云ヒ或ハ『私も今夜限り命がない様な氣がした』ト云ヒ『女房が手真似をしたり蔭で棒と蝙蝠傘とをギリ／＼縛てそれを權○○として釘でも打つ様な、飛んで私の身體にピン／＼と来る様な氣持ちがしたから』ト云ヒ女房ノ首ヲ佛檀ニ供ヘシ理由ニ『親の仇の様な氣がしたので』ト云ヒ殺戮後様ノ下ニ入リシ理由ニ『女房の實家から大勢押して来る様な心持ちがしましたから逃込んだのです』ト云ヒ或ハ妻ニ情夫アリヤノ問ニ對シテ『證據は見た事はないけれども無いでもなさそーです』ト云ヒ又鑑定人ノ同質問ニ對シテ答フル所モ左ノ如シ

問 『妻に情夫ありや』

答 『ある様な氣持がしました』

問 『證據ありや』

答 『見しことなし』

問 『誰れか外の人が左様云ふか』

答 『云ふ様な心持ちした』

問 『直接に誰かより聴きしことありや』

答 『それはありません』

以上被告ノ陳述スル所ニヨリ被告ノ妄想如何ヲ窺フニ足ラン又鑑定人ガ兇行理由ヲ精ク診問セルニ對シ被告ハ『二三晩前から鼠や風などの音が撲ぐれ〜と云ふ様な意味の様に思ひましたから撲ぐらうと思ひましたが思ふては止め思ふては止めました……愈撲ぐらうと思ひますと女房が剃刀を持ちて手向ひする様な気がしましたが、色々感ふた末堪えなくなつて不意に牀を起きて戸棚を見ると庖丁が有りましてので之れは殺させる爲めにあるのだと云ふ様な気がして急にヤツツケました』ト云フガ如キ亦以テ被告ノ妄想及妄想性曲解ノ如何ニ盛ナリシカヲ知ルニ足ルベシ

感情ハ鈍麻ニシテ殆ンド表情ノ運動ヲ顔面ニ見ルコト能ハズ親子夫婦朋友間等ニ於ケル高尚ナル感動ノ缺乏セルハ勿論物事ニ對シテ少シモ興味ヲ有セズ世人ノ嫌惡スベキ乾燥無味ナル鐵窓ヲ厭フノ様子モナク誰人モ當サニ起スベキ望家ノ念更ニナシ今試ニ鑑定人ニ對スル應答ヲ舉グレバ左ノ如シ

問 『女房や子供を殺して後に残念と思はぬか』

答 『これも時節で仕方ありません』

問 『家ニ歸りたくないか』

答 『恐れ入ります、此處で今暫らく御厄介になります』

問 『監獄は好きか』

答 『好きです又家に行きたくなる時もありませう』

問 『子供に會ひたくないか』

答 『別に何とも思ひません』

見ルベシ被告ノ感情鈍麻ハ稍高度ノ域ニ達セシモノナルヲ意志及行爲ハ一般ニ抑制セラレ目視空茫トシテ多クハ抑鬱セル同一姿勢ヲ保チ終始寡言ニシテ問ニ對シテハ數分時ノ後簡單ナル數語ノ返答ヲ與フルノミ其間時々獨語ヲ交フルコトアリ典獄ノ談ニヨレバ夜間ハ獨語殊ニ盛ニシテ連夜不眠何者ニカ襲來セラル、如キ舉動多シト云フ  
被告ハ時々食ヲ拒ンデ探ラザルコトアリ反響症狀ハ存セザルモ輕度ノ強硬症狀ヲ認ム  
氣分ノ勝グレザル状態ニ至レバ色慾ノ缺損ヲ來スト云フ

七。 說 明

一。 被告ノ遺傳歴ヲ按ズルニ父母及祖父母ニ於テ父ガ酒客ナリト云フノ他ニ其症ノ徵スベキナシ然レドモ其弟一名ハ精神病ニ罹リ自宅檻禁中死亡セリト云フヨリ見レバ或ハ他ニ遺傳ノ素因ヲ有スルヤモ知ルベカラズ  
被告ノ身體ヲ檢スルニ著キ變質徵候ヲ有セズト雖ドモ其頭形ハ輕度ノ長顛ニシテ且左右ノ發育多少不均ナリ

被告ハ廿五六歳ノ頃厭世ノ念慮ヲ起シ水車場ノ流ニ身ヲ跳ラシテ自殺ヲ企圖セシコトアリ卅四歳ノ時

ニハ精神ニ變微ヲ呈シ沈鬱狀トナリテ人ニ會フヲ恐レ時ニ或ハ暴行ヲ敢テシ爲ニ百日間許精神病院ニ入院セシコトアリ其後モ亦一回同症狀ヲ呈セシコトアリト云フ吾人ハ當時ノ精神症狀ヲ目シテ果シテ眞ニ一定ノ精神病ナリト云フベキヤ否ヲ斷ズル能ハズト雖ドモ少クトモ被告ハ已ニ精神病ノ素質ヲ有スルモノト斷定シテ可ナルヲ疑ハズ況ンヤ被告ノ兄弟モ亦精神病ニ罹リシ者アリ且被告自身ニ於テモ多少ノ變質徵候ヲ有スルニ於テオヤ

被告ガ精神病ノ素質ヲ有スルコトハ明白ナルトモ

二。前文記載ノ精神症狀ヲ按ズルニ指南力及記憶力ハ略障礙ナキモ注意力ハ頗ル障礙セラレテ周圍ノ刺激ニ對スル反應極メテ微ニ現在ノ病覺ハ全ク之ヲ有セズ考慮ハ貧弱ニシテ經過滯滯ス安覺ハ主トシテ幻聽ヲ有スルモノ、如ク妄想ハ系統整然タラザルモノニシテ多クハ被害的ノ性質ヲ帶ブ感情ハ深刻ニ障礙セラレテ稍高度ノ鈍麻ニ陥リ行爲ハ一般ニ抑制セラレテ目視空茫抑鬱寡言ニシテ終始同一姿勢ヲ保テ其間ニ獨語、拒食及輕度ノ強硬症狀ヲ呈シ連夜不眠ニシテ安覺ニ襲ハル、事多シト云フ是等ノ諸症狀ヲ具フル者ハ精神病學上ニ於ケル一定種ノ疾病ニシテ之ヲ早發癡狂ト云フ故ニ被告ハ少クトモ現在ニ於テハ早發癡狂ナル一定種ノ精神病ニ罹リ居ルモノナリ

三。早發癡狂ナル疾病ハ青年期ニ於テ發スルモノ最モ多ク經過極メテ慢性ニシテ或ハ昏迷狀トナリ或ハ興奮症狀ヲ呈シ其間時々輕快ヲ來スコトアリト雖ドモ病勢一馳一張シテ全治ニ至ルコト稀ナリ今被告ニ於テ之ヲ觀ルニ廿五六歳ノ頃已ニ厭世ノ念慮ヲ生ジテ自殺ヲ企圖セシコトアリ又卅四五歳ノ

頃精神ニ異狀ヲ呈シテ百日間許精神病院ニ入院シ其後モ亦一回異狀ヲ呈セシコトアリシヲ思ヘバ被告ハ恐ラク廿四五歳ノ頃已ニ早發癡狂ニ襲來セラレ其間ニハ全然治癒セシニ非ズシテ所謂輕快セシニ過ギザリシナラン故ニ尙仔細ニ點檢シ來レバ時々奇行(傭人ノ調書)ノアリシヲ認メシナリ此ノ如クニシテ被告ノ精神症狀ハ三月廿日以降再ビ増悪シ以テ今日ニ至リタリ然ラバ則チ被告ノ兇行ハ此疾病期間ニ起リシモノト認メザルヲ得ズ

四。兇行ノ原因ハ病的ナリヤ否ヤ又或ル行爲ノ病的ナリヤ否ヲ究メント欲セバ吾人ハ必ズ其原因及動機ヲ知ルヲ要ス若シ常人ノ行爲ナリセバ必ズ之ニ相當スル事實ト精神的動機トヲ有シ之ニヨリテ尤モ適當ナル方法ヲ施スニ至ルベキナリ

今被告ト被害者トノ關係ヲ見ルニ前已ニ記載セシガ如ク被害者ニ於テ何等敵意ヲ有セズ凡テ被告ノ言ニ任セ其怒ニ觸ル、モ少シモ抵抗スルコトナクシテ之ヲ避クルヲ常トシ兩者ノ間ニ於テ嘗テ相反目スベキ事實ナキニ拘ラズ獨リ被告ハ被害者ニ對シテ敵意ヲ有シ兇行ヲ敢テシタリ而シテ其原因ナルモノヲ聽クニ『狐でも付て居る様で云々』『女房が手真似をしたり』『婢を一つ撲ぐれないと皆なが笑ふ様な氣がして云々』『二三晩前から風や嵐などの音が撲ぐれ〜と云ふ様な氣がしたから云々』ト被告ハ此異常ナル考慮ニ支配セラレテ始ハ單ニ毆打セント思ヒシニ過ギズ而カモ彼レガ如キ殘忍酷薄ナル兇行ニ至リシ理由ハ『愈撲ぐるふと思ひますと女房が剃刀を以て手向ひする様な氣持ちがしました云々……不意に牀を起きて戸棚を見るに庖丁がありましたので之は殺させる爲めにあるのだと云ふ様な

氣がして急にヤツツケました』ト是レニ由テ見レバ所謂兇行ノ原因ナルモノ被告自身ノ多數ノ妄想乃至妄想的曲解ニアラザルハナシ若シ他ニ其原因ト認ムベキ事實ノ存スルアラズ即チ止ム、然ラズンバ吾人ハ被告ノ妄想ヲ以テ兇行ノ原因ト斷定スルノ至當ナルヲ認ム故ニ吾人ハ兇行ノ原因及其動機ノ病的ナルヲ疑ハズ

五。夫レ被告ハ早發癡狂者ナリ之ニヨリテ一ハ高度ナル智力ノ荒廢ヲ來シ一ハ深刻ナル感情ノ鈍麻ヲ呈セリ、智力荒廢セシガ故ニ事ニ當テ判斷ヲ誤マリ妄想的曲解頗ル盛ニシテ其行爲ハ妄想ニ左右セラシム、ニ至ル、感情鈍麻セシガ故ニ高尚ナル人情ハ已ニ減退シ其極己ガ妻子ニ對シテ尙憐愍タル兇行ヲ敢テスルニ至リシナリ是ニ由テ之ヲ觀レバ被告ノ兇行ハ其疾病ニ因スル感情鈍麻ノ素地ノ上ニ妄想ナル疾風ニ驅ラレテ暴進セシ結果ニ他ナラズ

八。鑑定

吾人ハ以上列擧セシ所ヲ綜合シ鑑定ヲ下スコト左ノ如シ

刑事被告人山〇權〇〇ハ精神ニ異狀アリ其結果兇行ヲ敢テスルニ至リシモノナリ

此鑑定日數ハ明治〇〇年〇月〇〇日ヨリ同〇月〇〇日ニ至ル〇〇日間トス

右鑑定候也

明治〇〇年〇月〇〇日

東京市小石川區關口臺町二十一番地

鑑定人 醫學博士 吳 秀 三

東京市小石川區原町十二番地

鑑定人 醫學士 田 澤 秀 四 郎

右被告ハ明治四十年八月十三日知覺精神喪失者トシテ免訴トナレリ

第四十例 謀殺未遂事件被告人早〇五〇精神  
狀態鑑定書

明治四十年十月二十五日〇〇地方裁判所豫審判事原〇〇ハ余等ニ命ズルニ謀殺未遂事件被告人早〇五〇ノ精神狀態ヲ診檢シテ

一。被告早〇五〇ガ明治四十年八月下旬精神ニ異狀アリシヤ否ヤノ點

ヲ鑑定スベキヲ以テセリ是ニ以テ余等ハ數回東京監獄ニ至リ被告ヲ診査シテ鑑定書ヲ作成スルコト下  
ノ如シ

〇〇市〇區〇〇町六番地平民大工職

早 〇 五 〇

明治三年三月二十日生

犯罪マデノ事歴

被告ハ〇〇縣〇〇郡〇〇村三〇直〇ノ長男ニシテ明治九年三月八日同村大字〇〇福〇要〇ノ養子  
トナリ明治二十年一月二十四日同郡市〇村見〇與〇へ婿養子トナリ三十一年三月二十日離縁トナリ福  
〇方へ復籍シ明治三十七年三月七日早〇仙〇母〇ノ養子トナリシガ一年モ立タヌニ妻(す〇)子(ふ  
〇)ノ死セシ爲明治三十八年六月五日〇〇ニ於テ受負職小〇源〇〇娘た〇ト結婚セシモた〇ハ曾テ藝  
妓ヲ業トセシコトアリテ素行修ラズ金錢ヲ浪費シ又ハ花牌ノ戲ニ耽ル等ノコトアリ爲ニ平素極メテ堅  
氣ニシテ寧ロ吝嗇ニ近キ被告ト和合スルコト能ハズ且ツ被告ガ郷里ニ於テ辛苦貯蓄セシ所ヲ時々實家  
ニ送レルヤノ疑アリ(四十年十月二十四日〇〇市〇〇證言)被告ノ無教育ニシテ算筆ヲ能クセザルコト  
ハ偶々益々被告ノ邪推ヲ深カラメシ被告ト妻及妻ノ父トノ間ニ互ニ久ク不快ノ念ヲ抱キ居リタルノミ  
ナラズ被告一日ノ所得ハ八十錢乃至九十錢ナルモ入ル所出ル所ヲ償ハズシテ被告ノ貯蓄金百圓許ハ勿  
論郷里ノ貸金ヲモ消費スルニ至リ被告ノ懊惱ハ日ヲ逐ヒテ其度ヲ加フルノミ而モ被告ハ妻ニ對スル未

練ト妻ノ實家ヨリ財政缺陷ノ補償ヲ得ズバ止マズトノ念ヨリ斷然離婚ヲ敢テスルノ舉ニ出デザリシガ  
四十年八月二十二日頃被告ハた〇ガ衣類ヲ質入シテ諸拂ヲ濟マセタルヲ實家ニ送レルモノト疑ヒ兇器  
ヲ持出シテ妻ノ父ヲ殺害セント言ヒシモ同居ノ職人ノ宿ムルニヨリテ中止セシガ翌日再び兇器ヲ携  
テ妻ノ父ノ許ニ至リ亂暴セル爲警察署ニ引致セラレタリた〇ハ是等ヲ苦慮シ將來ヲ談合ノ爲從來調停  
ノ勞ヲ取吳レシ〇〇縣〇〇郡〇〇村大字〇〇町田〇〇〇方ニ赴カシトテ被告ノ裨繚時計等ヲ入替  
ニシテ鬘ニ質入セシ自己ノ衣類ヲ受出シ同地ニ向ヒ出發セルガ途中出水ニ逢ヒテ〇〇市ニ赴キた〇及た〇ノ電報  
告ハ警察署ヨリ放還セラレテ之ヲ聞クヤ同月二十五日其後ヲ蹤ヒテ〇〇市ニ赴キた〇及た〇ノ電報  
ニヨリ來合セタル知人木〇榮〇ト二十六日〇〇ニ歸リ木〇方ニテ妻ノ父及同業ノ友人水〇市〇〇ト會  
合ノ上妻ノ父ヨリ被告ニ金貳拾圓ヲ與へ被告ハ將來刃物三味ニ及バズ又た〇ハ被告ニ敬愛ヲ盡スベキ  
旨證書ヲ交換シ尙被告ノ希望ニヨリ授受ノ金額ヲ増シテ參拾圓トシ明朝授受ノ約ヲ定メ二十七日午前  
一時半市〇〇ニ送ラレテ妻ト共ニ自宅ニ歸リ就寢セシハ同日午前四時ナリシガ翌日即八月二十七日午  
前七時半頃〇區田〇〇六番地自宅ニ於テ小刀ヲ以テ妻た〇ノ頸部ニ斬付ケタルモ妻ガ『私が悪いそれ  
で心持が晴れたらうから勘辨して呉れ』ト云フニ及ビ殺意ヲ翻シテ其逃レ去ルニ任セ自己ハ兇行用ノ  
小刀ヲ磨キ切腹セントセル際警官ニ取押ヘラレタリ

現在證

體格榮養佳良ニシテ皮下脂肪組織中等度ニ發育シ脈搏ハ橈骨動脈ニ於テ一分間六十ヲ算へ脈狀少シク

小ニシテ血管壁ニ異常ナシ皮膚ハ溫度濕度彈力平常ナレド四肢ノ末端ニ輕キちあのーせヲ呈ス皮膚ヲ爬クニ紋畫様ニ發赤スレド蕁麻疹様ニ隆起スルニ至ラズ前額正中線ノ上部ニ一小黒子アル他毛生異常ナク黧墨等ナシ體重十三貫八百身身長五尺一寸五分ナリ

頭形ヲ測定スルニ			
周圍	五四・五仙迷	耳前頭圍	二九・〇仙迷
耳後頭圍	二六・五仙迷	耳顛頂圍	二九・〇仙迷
耳下顎圍	二七・〇仙迷	前後徑	一九・〇仙迷
左右徑	一四・〇仙迷	耳孔徑	一三・〇仙迷
鼻根後頭圍	三三・〇仙迷	耳孔鼻棘徑	一三・〇仙迷
前頭骨額骨突起徑	一一・五仙迷	耳高	一三・〇仙迷
橫徑指數	七三・七〇		

卽長顛ニ屬シ後頭部ヤ、扁平ニシテ右ノ上後頭彎隆ハ左ヨリモ急峻ナリ  
顏顛ハヤ、長クシテ眼窩以下發育其上部ヨリモ長大ニシテ額骨秀デ下顎張リタリ眉間ニハ一條ノ縱襞アリテ右ノ口角ハ左ヨリモ低クシテ唾液此部ニ停留スレドモ流出スルニ至ラズ笑フトキ左右ノ神經作用ノ差ハ比較明トナル口圍輪匝筋ノ作用ハ平常ナリ口蓋懸垂尋常ニシテ右下顎第二臼齒齦ス、眼裂ハ正常ニシテ眼險結膜ニ充血アリ瞳孔ノ直接及間接光線反應調節反應ハ明ニ存在シ時トシテ瞳孔

不安ニシテ震盪症様ヲ呈ス

脊柱ニ畸形ナク壓痛ナク大動脈口第二音ノ亢進セル他心臟肺臟ニ所見ナシ兩側卵巢部ニ壓痛ヲ訴ヘズ痛覺平常ナリ筋肉緊張又平常ナレド其器械的刺戟ニ對スル興奮性亢進シ胸骨線ヲ輕打スレバ大胸筋ノ攣縮ヲ起ス機骨小頭ノ骨膜反射亢進シ膝蓋腱反射アヒルニス腱反射提舉筋反射モ少シク亢進ス手指及舌尖ノ振顫ハ著シカラズ目ヲ閉ヂテ直立セシムルニ身體輕度ニ盪搖ス

精神狀態

被告ハ舉止靜穩ニシテ相當ノ禮容アリ顏貌少シク遲鈍ニシテ何事カ絶エズ考フルガ如ク對話中談日常ノコトニ關スレバ面ニ微笑ヲ浮ベテ身ノ獄中ニ在ルヲ忘レタルガ如クナレド轉ジテ犯罪ニ關スルコトニ及ベバ表出頓ニ悲痛トナリ雙手ヲ頬邊ニ握リ固メ涕淚點々滴下スレド之ヲ拭ハントモセズ而シテ話頭ノ再轉スルト共ニ程ナク笑貌ニ復ス言語ハ無力ニシテ時々語句ノ間延長若クハ斷絶セラル言語蹉跌ナク音聲低調ニシテ餘韻ナシ

意識清明ニシテ談話錯亂セズヨク命ズル所ヲ理會シ時間場處ノ指南力存在シ周圍ヲ注意判斷スレド思考ノ速度遲滯シ考慮多少抑制セラレ感情揚ラズト雖モ抑鬱性ニハアラズ談話ハ迂回性ニシテクダシク陳ヘ立テ、要領ヲ得ルコト甚困難ナリ其要點ハ小〇及妻ノ行爲不都合ヲ訴フルニアルモ之ヲヨク順序立テ、述ブルコト能ハズ自分ノ姓名ヲ知ルモ生年月ニ付キテハ之ヲ確知セズ明治三年三月二十日時分カシランヨク覺エズトテ微笑シ自分ノ婿入又ハ嫁娶ノ年月ヲモ知ラズ養家ノ父母等ノ名ヲ辨ヘズ

『今日は何月何日か』下問へ『十一月二十七日か八日です……あゝ二十八日です』(正)又ハ『今日は四日ですか五月か六月になりませう』ナド、云フ答ヲナシ住所ハ〇區〇〇町六番地ト稱ヘ東京ノ區名ヲ問フニ『芝口區、銀座區だの日本橋區、神田區、淺草區、麻布區、麴町區、牛込區』等ヲ答ヘ而モ一々次々ト促サレバ答フル能ハズ又橋ノ名ヲ問フニ淺草ノ方ヘ行クニ新橋、京橋、日本橋、今川橋、眼鏡橋ト考ヘナガラ一ツ／＼徐々ニ答ヘ『これきり位しか知りませぬ』ト云ヘリ

計算力ニ關シテハ單一ナル加減乗除モ出來ズ $10 \times 10$ ハ答ナク $100 \div 10$ ハ一分モ考ヘテ十六ト答ヘル如ク拙劣ナルモ問題ヲ實際的ニスレバ計算ヲナスコト稍容易トナル

問 『一日仕事をすれば何程になるか』

答 『棟梁の下で働くのです此頃は一日八十五錢位になります』

問 『一日八十五錢とすれば一月には何程になるか』

答 『一月に先づ五日休むと見て(五分許考ヘタル後)二十一圓五十錢になります』(否)

而シテ被告ハ記憶ノ悪キコト前掲ノ如クナルモ殊ニ悪キハ記録力ニシテ例ヘバ $10 \times 10$ ノ問題ヲ出スニ長ク考ヘテ後 $130$ デセウト云フ故何故 $130$ ニナルカト問ヘバ $15 \times 8$ ト云フ問デセウト云ヒ一日九十錢ヲ得レバ一ヶ月ニハ幾何圓ニナルヤト問フトキハ低聲連リニ口勘定ヲナシテ二分許ノ後ニ遂ニ $110$ ト答フル故何故か』ト問返セシニ『九圓宛三つでせう』ト云フ故何ガ九圓になるや』ト問フニ『今あなたガ九圓づゝ三つで幾何圓になると問はれたではありませんか』ト述べタリ

彼ハ自分ノ所持金及貸金ニツキテハ中々ニ詳細ヲ知り『國の方に百五十圓あつたことがあります町〇久〇〇へは四百圓貸しました左官には十五圓大工にも二十圓貸してあるが此二口は逆も取れぬ八丁堀の甲〇さ〇にも五十八圓貸して逃げられた』ト云ヒ猶様々ノ金錢上ノコトヲ陳述セリ而シテ又利子ノ計算モ可ナリニ出來テ『利子は一割五分か二割です』一割五分なれば日歩一錢二厘五毛』二割なれば一錢六厘六毛です』(正)ナリト答フ

思想甚貧弱ニシテ何故入監セシヤヲ問ヘバ誤マリテ妻ヲ切りシ爲ト云ヒ何故ニ其爲ニ入監セザルベカラザルカハ明辨シ得ズ只『上手に輕薄が言へない』故ナリト答フ

問 『罪とは何か』

答 『分りません』

問 『租税とは何か』

答 『分りません』

問 『戦争とは何か』

答 『下つ方の喧嘩です』

問 『勳章とは何か』

答 『働いた印です』

ト稱スルナド其思想ノ甚淺薄ナルヲ知ルニ足レリ



其他妄覺妄想ハ認ムベカラズ  
犯罪當時ノ記憶ハ大體存スレドモ仔細ニ互リテハ明確ナルヲ得ズ前夜歸宅ノ時間兇行ノ時間等ヲ記セズ

意志運動ノ方面ニテハ著シキ促進モナク著シキ阻止モナシ

説明

上來觀來レル所ニヨレバ被告ハ身體上ニ障礙ナク精神上ニハ叡智ニ一部缺損アリ之ニ伴フ感情發動ノ異常アル他ハ現在著シキ障礙ナシ而シテ智力ノ缺損ハ日常接スル事物ニ關シテハ著シカラズ自己ノ姓名住所等ヲ知り生活ニ必要ナル位ノ計算ニモ通ズルヲ以テヨク職業ニ從ヒ一家ヲ立テ妻ヲ娶リ生ヲ支フルヲ得タルモノナレドモ罪惡租稅等抽象的ノ事物或ハ自己ノ生活ニ直接ノ關係ヲ有セザル地理上ノ命名歴史上ノ事實等ニ至リテハ其感興ヲ惹クコト少ク從テ其智力ハ主トシテ範圍ヲ自己ニ直接利害ヲ及ボスモノニ限り其思想ノ燒點ハ金錢ニシテ自己生活ノ最要途ハ金錢ナルヲ感ズルコト甚深キモノナリ而シテ之ニ關シテハ自己中心主義ノ發現スルコト殊ニ著シキモノアリ此叡智ノ缺損ハ果シテ先天性ナリヤ將タ後天性ナリヤ是先ズ稽ヘ定メザルベカラズ  
抑叡智ノ發達ハ教育ノ程度方式ニ關スルコト最モ大ニシテ先天ノ素稟尋常ナルモノト雖モ教育ヲ受クルコト少ク或ハ全ク之ナケレバ叡智ノ發達不十分ニシテ止ムベシ今被告ノ既往歴ハ極メテ不完全ナレドモ教育ノ甚ダ不完全ナリシコトハ推測スベキ故此ノ如キ人ガ思想貧弱專ラ自己ニ密接セル形而下

ノ事物ニ限ルハ異ムニ足ラズト雖モ而モ被告ノ如ク其思想ノ貧弱智識不全ニシテ周圍ナル教化ノ影響セル痕跡モナキヲ見レバ其生來ナルコト明ニシテ兎ニモ角ニモ生活ノ競爭激シキ東京ニ一家ヲ成シ生計ヲ保ツモノニシテ此程度ノ智識ナシト云フハ尋常ニアラズ殊ニ被告ノ妻ガ「此迄口論をするに刃物を持出すことがある」と云ヘル通り些少ノ動機ニヨリ對手ヲ傷害セントスルガ如キハ無教育者トシテモ精神尋常者トシテハ餘リニ過激ナリ

明治三十七年中被告ハ久々ニテ異父姉ノ家ナル〇〇縣〇〇郡〇〇村大字小宅福〇要〇方ニ來リ膳皿二三枚ノタメ異父姉ト爭ヒ殆ド腕力ニ訴ヘントセルコトアリ(四十年十二月二十八日〇〇村長手〇房〇回答書)

三十九年中〇區〇〇町ニ住居中下宿人ト妻ト姦通セリト疑ヒ同年十月二十五日下宿人ト爭論ノ末立腹ノ餘小刀ヲ以テ微傷ヲ負ハシメタルコトアリ

此他日常些細ノコトニテた〇ヲ毆打セルハ調書ノ所々ニ見ユ

四十年九月三日東京監獄未決監ニアリテ激昂ノ狀アリ眼光爛々トシテ眼中潮紅シ突然看守ノ帶劍ヲ奪ハントシ同月三十日ニハ同房者ト激シク爭論セリ爾來平靜ニシテ構内草取等ニ從事ス

被告ノ養育史教育史生活史等記載ノ他ハ總テ不明ナリ但シ其家系ニ關シテハ左ノ諸件ヲ知り得タリ即チ其外祖父ハ縊死ヲ遂ゲ被告ノ父ハ其女ノ爲ニ殺害セラレタリ被告ノ異父姉ノ知レル所ニテハ其他ニ遺傳ノ徵スベキモノナク母ト外祖母トハ共ニ脹滿ニ罹リテ死シ母ノ妹二人ハ幼ニシテ天然痘ニ斃レ母

ノ弟ハ伐木ノ際負傷シテ死シ母ノ妹二人現存ス父方伯叔父母ニ就キテハ凡テ不明ナリ(四十一年三月十四日福〇ま〇調書)

由之觀是被告ノ病症ハ強チ之ヲ遺傳病トハ稱スベカラザルモ而モ生後ニ於テモ亦特ニ病困トナルベキ事由ヲ發見セズ要ハ被告人ガ精神病ニ罹リ居ルモノナリト診斷シ得ルニアリ而シテ上記ノ如ク先天性ニ睿智ノ缺損スル病症ハ之ヲ癡愚ト云ヒ輕キハ魯鈍ヨリ重キハ白癡ニ移行シ其程度ハ一定ナラザルモ其稍輕度ナルハ之ヲ癡愚ト云ヒ其症狀ニヨリテ又之ヲ遲鈍性癡愚激越性癡愚トニ區別ス今被告ヲ見ルニ是ハ即後者ニ屬スルモノナリ

被告人ガ罹ル病症ハ此ノ如ク所謂癡愚ナルモノトシテ扱次ニハ此病症ト此犯罪ト果シテ何等ノ關係アリヤト云フニ蓋シ被告ハ先天性癡愚者ガ常ニ然ルガ如ク自己中心主義ノ者ニシテ從テ又甚貪婪性ナル者ナレバ其思想ノ中心ハ貯蓄ニアル所妻ノ華奢ニシテ浪費ヲナス爲メ及ビ妻ノ疾病ノタメ頓ニ貯蓄ノ減少ヲ來タシ被告ノ衷心常ニ滿タザル所アルニ加ヘテ妻ガ金錢ヲ實家ニ送レルヤノ嫌疑ヲモアリシカバ金錢以外ニ思想ノ範圍極メテ狭キ被告ニトリテハ殆ド堪ユベカラザル所ノ苦惱トナリ被告ノ感情界ガ從來既ニ多大ナル動機ヲ受ケタル上ニ今又更ニ著キ震盪ヲ蒙リタルハ之ヲ想像スルニ難カラズ由來被告ハ妻ヲ〇ノ調書ニ「此迄口論をするに刃物を持出すことがある」ト云ヒ水〇市〇〇ノ證言ニ「怒る時は血相變へて怒り手が早い人です」ト云ヘル如ク異父姉ノ許ニテハ膳皿ノ爲ニ腕力ヲ揮ハントシ下宿人ト妻トノ關係ヲ疑ヒテハ小刀ヲ揮ヒ近クハた〇ガ宇都宮ニ趣ケル前日た〇ノ實家ニ強談ニ行キタ

ル際モ亦小刀ヲ懷中シテ主人ノ在ラザルニ暴行ニ及ベル等粗暴ノ舉動一再ニ止ラザルモノナレバ明治四十年八月二十七日一時ノ暴怒ハ既往ノ蘊蓄ニヨリテ更ニ烈ク爆發シタルナリ蓋シ被告ハ生來癡愚ニシテ睿智殊ニ美的道德的觀念ノ缺乏スル上ニ感情發動ノ異常ヲ伴ヒ感情轉換性大ナル上ニ一旦發動シタル感動ハ之ヲ適宜ニ制御調節スルコト能ハズ爲ニ乍チニシテ激怒トナリ乍チニシテ暴行トナルナリ被告ハ尙ホ一面妻ニ對スル未練アリ一面妻ノ實家ヨリ財政ノ缺陷ヲ補填セシメントノ念アリ由リテ以テ縱カニ堪忍シテ自ら抑制スルヲ得シガ周圍ノ狀況甚非ナルトキニ遇ヒテハ此ノ如キ性格ヲ以テシテハ事ナケレバ猶ホ幸トモ云フベキナリ然ルニ明治〇〇年〇月〇日被告ガ妻ノ實家ニテ暴行シ警察署ニ一夜ヲ送り放タレテ還ルヤ妻ハ被告ノ留守中被告ノ衣類ヲ入質シテ〇〇〇ニ赴ケリト聞キ被告ノ薄弱ナル自制力ハ忽チ其力ヲ失ヒ其跡ヲ追フテ〇〇〇ニ至リ積日ノ憤懣ハ一時ニ激發シテ之ヲ打擲シ歸京シテ後モ憤激ノ情益々燃エテ堪ユルコト能ハズ遂ニ翌朝ニ至リ本被告事件ノ如キ兇行ヲナスニ及ベルモノニシテ〇〇〇ニ宿レル夜被告ノ妻ガ夜中ニ不圖目ヲ覺セルニ被告ガ其「寢て居る後に座り居るか」ら驚き什麼したのですと聞くに此處に少し考へ事をして居るのだと申した丈けにて再び寢て仕舞」シガ如キ〇〇方ニテ妻ノ父ト會合シテ歸宅セル後午前四時頃「刃物ノ入り居る箆筒に手を掛けますから職人の〇に起きて呉れと私(妻)が言ますと五〇は人を起すに及ばないと申し私(妻)を二ツ三ツ撲ぐり」タルガ如キ豫メ殺意アリタルガ如クナレドモ此際兇行ハ畢竟暴怒ノ發現ノ一形式ニシテ暴怒ハ連續スレドモ殺意ハ連續セルニアラズ兇行當時「靴の中から小刀を取出し私(妻)の後より突如今日は活

かして置かぬと聲を掛け左手で私の(妻)髻を握み『シニ似ズ私(妻)は五〇の手に取継り拜んで置き是丈け遣たら氣が晴れたでせう諦めて下さい』ト云フヤ『小刀を持つた儘私(妻)を睨め』シノミ『これから親爺を殺しに行く』と申し他方を向き』テ妻ノ警察署ニ駈付クルヲ追ハントモセズ兇行後〇〇市〇〇ガ被告宅ニ至リ被告ガ蒲團ノ上ニ坐シ職用小刀ヲ手ニシテ警官ガ來レバ切腹スルト云居ルヲ見テ之ヲ止ムルヤ』止めるなら貴様を斬ると血相變へて云ひ』タル如キ何等條理ナク意思一貫セザルハ主トシテ是レ欲智ノ不完備ナル結果ニ他ナラズ又其感情ガ激發スルトハ云へ淺薄ニシテ永續セザルガ爲ナリ尙被告ガ未決監ニ收容セラレシ當時看守ノ佩劍ヲ奪ハントシ又ハ同房者ト争ヘルハ恐ラク興奮状態ノ尙連續セルモノナルベシ之ヲ要スルニ被告ノ兇行ハ欲智ノ薄弱ニ基キ感情ノ刺戟性増進ニ由リタルモノニシテ是等ハ即チ生來癡愚ト稱スル疾病ノ徵候ト看做スベキモノナリ

鑑定

以上ノ説明ニヨリ鑑定ヲ下スコト下ノ如シ

一。被告早〇五〇ハ明治四十年八月下旬精神ニ異狀ヲ呈シ居リタリ

此鑑定日數ハ明治四十年十月二十五日ヨリ同四十一年六月二十九日ニ至ル二百四十八日トス

明治四十一年六月二十九日

東京市小石川區關口臺町二十一番地

鑑定人 醫學博士 吳 秀 三

東京市小石川區原町十二番地

鑑定人 醫學士 齋 藤 玉 男

第四十一例 毆打致死被告人小〇末〇〇鑑定書

明治四十年三月十八日〇〇地方裁判所豫審庭ニ於テ豫審判事潮〇〇〇ハ余等ニ命ズルニ左記ノ事項ヲ鑑定スベキヲ以テセリ

一。被告人小〇末〇〇ガ明治四十年二月十一日ノ夜〇〇府〇〇郡〇〇村大字〇〇〇七百三十一番地鈴〇鐵〇〇宅地内ニ建設シアル小屋内ニ於テ鈴〇彌〇〇ヲ石丸太ニテ毆打シタル當時ノ精神状態殊ニ是非ノ辨別アリテ此兇行ヲ敢テシタルヤ否ヤヲ明カニスルコト

二。同人ガ現今ノ精神状態ヲ明カニスルコト  
是ニ於テ余等ハ親シク〇〇監獄ニ至リテ被告ノ心身狀況ヲ診査シ且豫審調書ヲ參考シテ此ノ鑑定書ヲ  
作ル

〇〇府〇〇郡〇〇村大字〇〇〇字〇〇〇二千四百四十  
六番地平民當時住所不定風車針商

被告人 〇 〇 末 〇 〇

當五十六歳

犯罪ノ事實

被害者鈴〇彌〇〇ハ〇〇府〇〇郡〇〇村大字〇〇〇七百三十一番地鈴〇鐵〇〇ノ實兄ニシテ同宅地内  
ノ小屋ニ起臥シ居ルモノナルガ明治四十年二月十一日午後十一時五十分頃被告人小〇末〇〇ハ無斷ニ  
テ該小屋ノ傍ナル物置ニ寢臥中己レノ甥ニ當ル徳〇〇及六〇〇ノ兩人ガ何人ニカ暴行ヲ加ヘラレ甥ハ  
『叶はぬ〜』ト叫ビタルヲ以テ畢竟殺サレタルモノト合點シ物置ヲ出デ、四周ヲ見廻スニ傍ナル小屋  
内ニ人ノ居ルヲシキ氣配アルヲ以テ是レ全ク甥ヲ殺害シタル敵ナリト思ヒ鈴〇彌〇〇ノ擽臥中不意ニ  
周圍一尺大ノ丸太ヲ振ツテ彌〇〇ヲ毆打シ後頭部中央ニ長サ二五仙迷突深ク骨膜ニ達スル打撲傷其他  
數箇ノ微傷ヲ負ハシメ被害者彌〇〇バ爲メニ生命危篤ニ陥リ一週間ノ後遂ニ死亡シタリ

被告ノ既往及其性行

被告ハ精神病ノ遺傳ヲ有セズ小兒期及ビ破瓜期ニ於テモ特ニ記スベキ疾患ニ罹リタルコトナシ二十四  
五歳ニシテ同村字〇〇、田〇善〇〇ノ婿養子トナリ二人ノ子ヲ擧ゲタルモ被告末〇〇ハ大酒家ナルヲ  
以テ常ニ家内ノ和合ヲ缺キタル爲メニ二十七八歳ノ折離縁サル、ニ至レリ被告ノ實兄仲〇ノ言ニ『何  
程飲むか分りませんけれども一升位は飲みますことゝおもひます元來が酒好きで金さへあれば夜でも  
晝でも飲みます金の盡きるまでは止めません』ト云ヒタルヲ見レバ被告ガ如何ニ酒好キナルカヲ察ス  
ルニ足ラン其後被告ハ幾何モナクシテ家ヲ飛ビ出シ歸宅セザルコト殆ド二十七八年ニ及ベリ然レドモ  
是迄強盜竊罪ヲ犯シタルコトナク偶々家ニ戻ルコトアルモ醉ノ覺ムルヤ否忽テ飄然トシテ家ヲ飛ビ出  
スヲ常トセリ近來被告ハ風車及ビ針ノ行商ヲ營ミ居タルモノ、如シ(警部古〇實〇意見書及證人小〇  
仲〇ノ言)

〇〇監獄醫ノ言ニヨレバ一日被告ハ二階ニ在テ診察ヲ受ケ居タルニ突然立ち去ラントスル故醫員ハ被  
告ニ向ヒテ『何故に立ち去るや』ト問ヘタルニ被告ハ答ヘテ『今階下で私の名を呼んで居ますから行く  
のです』ト云ヒタリ然レドモ當時何人モ被告ノ名ヲ呼ビシモノナカリシト云フ  
兇行ノ翌日(二月十二日)警視廳警察醫木〇助〇〇ハ被告ヲ診斷シテ酒精狂トナセリ

現症

身體徵候

被告ハ其身長五尺三寸九分頭髮疎ニシテ目窪、榮養不良ナリ手指及ビ足ニ於テ輕度ノちやのーセアリ

其頭形ヲ測定スルニ左ノ如シ

周圍	五五・〇仙迷	耳前頭圍	二八・〇仙迷
耳後頭圍	二一・五仙迷	耳頂圍	三四・五仙迷
耳下顎圍	二七・五仙迷	前後徑	一九・〇仙迷
左右徑	一五・〇仙迷	鼻根後頭圍	三四・五仙迷
耳孔徑	一二・三仙迷	前頭骨額突起徑	一一・〇仙迷
耳孔鼻棘徑	一二・〇仙迷	耳高	一二・五仙迷
橫徑示數	七八・九即中顛ニ屬ス		

胸部ハ打診上異常ナク聽診上大動脈第二音ノ亢進セルヲ見ル腹部ニ於テモ異常ナク脈搏一分間ニ六十八ヲ算ス右前膊及右下腿ニ於テ數箇ノ痲皮ヲ有ス是レ鈴〇梅〇〇ト格闘シタルノ際負ヒタル創痕ナリ肘腋ハ左右共ニ腫脹シ瞳孔ハ圓形ナレドモ縮小シ光線反應ヲ有セズ膝蓋腱反射ハ左右共ニ亢進セリ

精神徴候

被告ハ自己ノ原籍地、年齢ヲ知リ『今日は何年何月なりや』ノ問ニ對シテハ『三十九年か四十年です』ト答へ月日ニ關シテハ四月七日ヲ四月六日ト答へ五月二十三日ヲ五月二十二日ト答へテ略々誤リナシ『茲は何處なりや』ノ問ニ對シテハ『市ヶ谷なり』ト答へ『彌〇〇を殺したるは何日なりや』ト問フニ被告ハ笑ヒナガラ『殺しやしません先日遭つた時大分よくなりましたから今頃は直つて居ましょう』ト答へ

タリ『何故に彌〇〇を毆打せしや』ト問フニ『私が物置に臥つて居りますと甥の徳と六との話聲が聞こえ間もなく六が叶はぬ〜と云ふ聲がしましたから甥が殺されたものと思へまして仇を討つ積りで毆打しました』ト答へ『其れは何日か』トノ問ニ對シテハ『二月十日の晩です』ト答へ『鈴〇鐵〇〇宅地内の物置に寝る時に家人の許を受けたるや如何』トノ問ニ對シテハ『鈴〇梅〇〇さんに断りました』ト答へ第三回の診察ニ際シテ『余を見知りや如何』ト問フニ『あなたは三越のみちやんでせう〇區〇〇丁目二階に居た人に違ひありません』ト答へ東京監獄ニ於テ遭ヒタルコトハ決シテ記憶セズ被告ハ談話ノ際常ニ頭ヲ左右ニ搖リツ、口唇ヲ蠢動シ言ハント欲スルモ頓ニ言フ能ハズ言談ハ頗ル迂回的ニシテ煩ハシ例へバ『汝の職業は何なりや』トノ問ニ對シテハ掌ヲ指シツ、『此の皮の硬い所は鋤鍬を握つた痕です云々』ト答へ直ニ農業ナリト答フルコトナシ應答ニ先ツテ必ズ『さ様に御坐りました』ト言ハザルコトナシ考慮ノ進行ハ澁滞シ途切レ〜ニ話ス被告ノ計算能力ヲ檢スルニ平易ナル加算ニ於テスラ誤リアルコトヲ知レリ即チ『十八に十五を加へて幾何なりや』ノ問ニ對シテハ『二十九です』ト答へ『七に九を加へて何程なりや』ノ問ニ對シテハ『十七です』ト答へ更ニ『九に七を加へて幾何なりや』ノ問ニ對シテハ『十八です』ト答へタリ『汝は病人なりや』ト問フニ『何處も悪い所はない』ト答へタリ被告ハ終始微笑シ其感情爽快ナリ精神運動作用ハ静止シ常ニ同一姿勢ヲ持ス

説明

被告ノ身體徴候ヲ見ルニ兩側共ニ肘腋ノ腫脹著シク更ニ瞳孔ヲ檢スルニ縮小シ光線反應缺損ス抑々反

射性瞳孔強直ハ麻痺狂ニ來ル徵候ナレドモ老癡狂ニ於テモ亦光線反應缺損スルコトアリ  
 被告ハ自己ノ年齢及原籍地ヲ知ルト雖ドモ其指南力(今日ハ何月何日ナルカ此處ハ何處ナルカ等ヲ正  
 シク認識スルカ)ハ少シク侵サレ居ルガ如クニシテ東京監獄ヲ市ヶ谷監獄ト答ヘタリ又兇行ノ日ヲ二  
 月十日ト答ヘ余ヲ見テ『三越のみつちやん』ナリト答ヘ毫モ見覺エ置カザルガ如キ或ハ二月二日ノ夜久  
 ○○平○○方ニテ入浴シ寒氣強カリシニ拘ラズ襯衣、股引、煙管等ヲ置キ忘レタル事實ヨリ見レバ被  
 告ノ記憶力ノ不良ナルコトヲ知ルベシ被告ノ計算能力ヲ檢スルニ加算ニ於テスラ著シク障礙アルコト  
 ヲ知レリ觀念聯合モ亦平滑ナラズ言語ハ頗ル迂回的ニシテ途切レ／＼ニ談話スルモ言語蹉跌ハ毫モ之  
 ヲ認メズ考慮ノ進行頗ル遅々タリ、亦以テ智力ノ衰ヘタルヲ知ルベシ

被告ハ鈴○彌○○ト幼少ヨリノ友人ニシテ常ニ相往來セリト稱スレドモ鈴○煤○○ノ證言ニヨレバ被  
 告ト彌○○ハ往復シタルコトナク加之彌○○ハ五歳ノ頃疾病ニ罹リテ聾啞者トナリ他ノ童兒ト遊ビタ  
 ルコトナク且被告ト彌○○方トハ二里程離レタルヲ以テ被告ガ彌○○ト幼少ヨリ友トシ善シト稱スル  
 ハ追想ノ誤リニアラザルカ又被告ハ鈴○梅○○方物置ニ這入ル際許可ヲ得タリト稱スルモ梅○○ノ言  
 ニヨレバ被告ハ無斷侵入シタルモノニシテ兇行當時梅○○ガ現場ニ驅ケ付タルニ被告ハ『人殺し』  
 ト叫ビ『今人殺しが二人逃げ行つた』ト言ヒ居レリト云フ兇行ノ原因ニ關シテ被告ハ『私の甥の徳と六  
 とが叶はぬ／＼斯んな時には叔父さんが助けて呉れ、ばよい』ト言ヒタル聲ヲ聞キタリト稱スト雖モ  
 當時徳○○及六○○ハ鈴○梅○○方ニ至リシ事ナキヲ以テ被告ハ聲ナキニ之ヲ聞キタルモノナルベシ

○監獄醫員ノ證言ニヨルモ被告ハ受診中突然ニ『今下で私を呼んで居ます』トテ立ち去ラントシタル  
 コトアリト云フ此等ノ事ニヨリテ察スルニ被告ハ常ニ聲ナキニ之ヲ聞キタルコトアリシヤ明カニシテ  
 兇行當時朝ノ言語ヲ聞キタリト云フモ全ク同種類ノモノナルベシ斯カルコトハ精神病者ニ屢々見ル所  
 ノ徵候ニシテ吾人ハ之ヲ名ケテ妄覺ト稱シ其聲ナキニ之ヲ聞クモノヲ幻聽ト稱スルナリ

被告ハ本年二月十日實家ニ歸リシモ宿泊セズ却テ其近隣ナル長○金○○方ニ至リテ一宿ヲ求メタリ長  
 ○金○○ノ證言ニヨルニ『私は途中迄行て見ると末○○が煩冠りをして物置の前で一杯と何か言  
 つて手招きをする姿は少し變でした』ト云ヒ同日被告ハ又近隣ナル久○○平○○方ニ立チ寄りテ入浴  
 シ時節柄寒氣甚シキニ拘ラズ襯衣、股引等ヲ忘レタル儘甥ト共ニ立チ去リタリト云ヒ又久○○平○○  
 ノ言ニヨレバ『末○○は黙つてボンヤリ這入つて来て立つたり踞つたり頭を撫でたり腰を擦つたり手  
 を振り廻はしたりして餘程氣が變でした』ト云ヘルガ如キハ被告ガ兇行以前既ニ業ニ精神異常アリシ  
 ヲ證スルモノナリ警視廳警察醫木○助○○ノ診斷ニヨルモ被告ガ是時精神ニ異常アリシハ事實ナリ  
 之ヲ要スルニ被告ハ其指南力侵サレ記憶力悪ク人物ノ誤認アリ計算能力ハ著シク障礙セラレ言語ハ迂  
 回的ナレドモ言語蹉跌ナク考慮ノ進行遅ク智力衰弱シ精神運動作用ハ靜止セリ其他身體徵候トシテ反  
 射性瞳孔強直ヲ有シ老癡狂ト診斷スルヲ至當トス而シテ此病症ハ決シテ短月日ノ間ニ發來スルモノニ  
 アラザルガ故ニ被告ハ兇行以前ヨリ老癡狂ニ罹リ居タルモノニシテ其兇行ハ全ク其病中ニ遂ゲラレタ  
 ルモノニシテ本年二月十一日被告ガ鈴○彌○○ヲ毆打シタルハ其甥徳○○及六○○ガ『叶はぬ／＼叔

父さんが助けて呉れそうなのだ』トノ聲ヲ聞キタルヲ以テ被告ハ之ヲ救ハントシタルニ基キ精神病ノ徵候タル幻聽ニ基因スルモノナリ

鑑定

- 一。被告小○末○○ガ明治四十年二月十一日ノ夜○○府○○郡○○村大字○○○七百三十一番地鈴○鐵○○宅地内ニ建設シアル小屋ニ於テ鈴○彌○○ヲ毆打シタル當時被告ハ既ニ老耄狂ニ罹リ居タルモノニシテ是非ノ辨別ナク此兇行ヲ敢テシタルモノナリ
- 二。被告ハ今尙老耄狂ニ罹リ居ルナリ

此ノ鑑定日數ハ明治四十年三月十八日ヨリ同年七月二十五日ニ至ル百三十日間トス  
右鑑定候也

明治四十年七月二十五日

東京市小石川區關口臺町二十一番地

鑑定人 醫學博士 吳 秀 三

東京市本郷區森川町一番地土屋ヌイ方

鑑定人 醫學士 影 山 勇 藏

右被告ハ明治四十年八月十九日知覺精神喪失者トシテ免訴トナレリ

第四十二例 故殺及故殺未遂被告人瀨○清○○

精神狀態鑑定書

余等ハ明治四拾年三月五日瀨○清○○被告事件ニ付○○地方裁判所豫審庭ニ出頭シ河○豫審判事ヨリ左記事項ニ關スル鑑定ヲ命ゼラレ茲ニ診定ヲ了シタルヲ以テ其結果ヲ書面トシテ提出スルモノナリ

一。瀨○清○○ハ精神病者ナルヤ

一。明治卅九年十二月九日午後四時頃濱○○ヲ殺害シ、濱○○、濱○○、石○○ヲ殺害セントシタル所爲ガ其精神病ニ基クモノナルヤ

第一問 瀨○清○○ハ精神病者ナリヤ

第一問ヲ解決セン爲メニハ被告ノ遺傳及ビ既往症及ビ現在症ヲ記述スルノ要アリ

被告ハ明治十八年十月十二日生本年廿三歳ニシテ○○○郡○○○町大字○○○村四十三番地海陸物産商及ビ運送業者清○ノ長男ナリ

遺傳

被告ノ從兄即父方伯父ノ子釜○○ハ明治卅九年四月頃精神病ニ罹リ同九月中其兄ノ許ニテ死亡セリ平素沈黙ナリシモノガ饒舌トナリ誇大的言語アリシト云フ尙ホ被告ノ姉婿瀨○賢○ノ言ニ據レバ釜○○ノ兩親モ亦タ共ニ發狂ノ氣味ニテ死亡セリト云フ

既往症

胎生期ニ特記スベキコトナク小兒期ニ於テ左耳ニ病ヲ得十歳頃ヨリ同側聾トナル春機發動期ニ於テハ時々眩暈アリテ物ニ驚キ易ク且ツ屢々不眠症ヲ患ヒ醫師ノ診治ヲ受ケシコト度々ニシテ〇〇ニテハひすてりい或ハ神經衰弱ト診斷セラレタリト云フ其際及ビ其以後ニ於テ痙攣發作ハナカリシト云フ氣質極メテ小膽ニシテ體質亦タ脆弱ナリキ

經歷。被告ハ十八歳ノ四月頃迄〇〇縣ニ居住セリ其間ニ〇〇小學ヲ卒業シ成績中等以上ナリ十五歳ノ時〇〇ニ出テ中學ニ入り第三學年ヲ卒ヘテ後上京シ正則英語學校ニ入り僅ニ一年ニシテ明治大學ニ轉校ス是モ亦一年半ニシテ退學シ爾來獨學シツ、辯護士試験ノ準備ヲナサントシタレドモ居常極メテ放蕩ニシテ且意志薄弱耐忍勉學ノ氣力ナカリシモノ、如シ  
被告ハ上京シテ後チ一年許リ經テ〇〇區〇〇町在住ノ濱〇〇方ニ寄留シタリシガ程ナク同家ト共ニ〇〇ニ移轉シ更ニ半年許リ經テ〇〇區〇〇町〇〇丁目飯〇館ニ轉宿セリ即チ彼ハ一昨年三月ヨリ〇〇飯〇館ニ止宿シ其家ノ娘ト通シ同六月之ト結婚同棲シ今猶ホ同館内ニ起居ス又濱〇〇ハ本年ニ入りテ〇〇區〇〇町〇〇丁目三番地ニ轉住セリ  
今少シク濱〇、瀨〇兩家ノ關係ヲ陳述センニ上記濱〇〇ノ夫ト被告ノ父トハ同業ノ間柄ナルガ故ニ先代ヨリ懇意ニシテ常ニ出入シ且濱〇〇ノ嗣子甚〇〇ハ被告ヲ愛スルコト實子ノ如ク〇〇自身モ亦タ被告ヲ庇護セシコト一方ナラザリシト云フ

現在症

(一) 身體的症候。體格大、榮養中等

頭形測定

周圍	五五・〇仙迷	耳前頭圍	三〇・〇仙迷
耳後頭圍	二二・五仙迷	耳顛頂圍	三五・五仙迷
耳下顎圍	二八・〇仙迷	前後徑	一八・五仙迷
左右徑	一五・五仙迷	鼻根後頭圍	三四・〇仙迷
耳孔徑	二三・〇仙迷	前頭骨顛骨突起徑	一一・〇仙迷
耳孔鼻棘徑	一一・〇仙迷	耳高	一三・〇仙迷
橫徑示數	八三・七〇		

畸形ハ之ヲ認メズ

體溫常ニシテ脈搏七十六至緊張シテ整、舌ハ輕ク苔ヲ帶ビ挺出ノ際動搖ス顔面現象左右ニ存ス且ツ三叉神經ノ經路ニ壓痛點アリ眼球ニハ外方ノ一點ヲ凝視セシムル際水平ノ振盪症ヲ認ム瞳孔ハ左右同大ニシテ光線反應存シ調節反應亦存ス左眼視力尋常ナレドモ右眼ハ稍弱視ナリ時々複視アリシト云フ視野ヲ檢スルニ變常ヲ認メズ手指ニハ粗大震顫アリ試ミニ注意震顫ノ有無ヲ檢セシニ當初ハ著明ニ現ハレ後漸次薄弱トナリ或ハ全ク之ナキコトアリ診察ノ際ニ於テ著シク全身ノ動搖顫動スルヲ見レドモ廊



下歩行ノ際若クハ椅子ニ凭リタル際ハ著シカラズ筆蹟ハ常ニ多少震顛ス主訴ハ後頭部ノ疼痛眩暈及ビ不眠症ナリ其他下腹部及ビ手指足趾ノ部位ニ於ケル感覺減弱ナク卵巢痛ナシ腱反射及ビ筋反射ハ凡テ著ク亢進ス腹部諸臟器ニ異狀ナシ陰部異狀ナシ言語ニ於テハ著變ヲ認メズ

(二) 精神の症狀。被告ヲ診察スルニ當リテ最モ早ク余等ノ注意ヲ引クモノハ其一種異様ナル眼光ト疑悞スル如キ態度ト全身ノ震顛ト三者ナリ全身ノ震顛ハ余等ノ手被告ノ身體ニ觸ル、際ニ於テ最モ著シク然ラザル場合ニ於テハ甚ダ稀ナリ是レ精神感動ニ基クモノナラン其ノ疑悞スル如キ態度ト相俟ツテ發現スルヲ見ルモ之ヲ推知スルコトヲ得ベシ被告ニ於テ現ハル、所ノ注意震顛モ亦之ト同様ノ觀ヲ呈シ其著明ナルハ醫師ガ傾意診按スル當初ノミニ存シ數回診查ノ間醫ノ注意他ニ轉ゼル如ク裝ヘバ其際ニ於ケル被告ノ手ハ震顛著カラザルコト全身震顛ガ醫師ノ近接セル際ニ微少ナルニ似タリ次ニ注意スベキハ泣療時々現ハル、コトナリ殊ニ犯罪當時ノコトヲ深ク追及スル際ニ於テ著シ

意識ハ少クトモ現在ニ於テハ溷濁セズ  
領解モ亦タ現在ニ於テハ佳良ナリ

記憶ハ其追想シ得ル範圍内ニ於テハ概シテ正キガ如シ然レドモ被告事件ニ關シテハ濱○○ヲ殺害シタル事ハ記憶スレドモ之ニ續キテ爲シタル濱○○、濱○○及ビ石○○○ニ關スル故殺未遂ノ件ハ全ク之ヲ記憶セズト陳ス

妄想ハ少クトモ刻下ニ於テ之ヲ認ムルヲ得ズ妄覺ハ時々之アルモノ、如ク被告ハ監房内ニ於テお婆さ

ん(被告ガ殺害シタル濱○○)ノ聲デ自分ヲ呼バレル様ナ氣ガシテ思ハズ返事スルコトアリト稱ス  
觀念聯想ノ障礙ナシ強硬症候反響症候等ナシ

以上ノ記載ニヨリテ之ヲ考究シ被告ノ現在證ニ於ケル身體精神兩方面ノ症狀ヲ對照スルニ其病證ハ一見多發性硬化ニ類似セリ其症候中ニ於テ眼球振盪注意震顛等ノ症ハ即チ其主ナルモノナリ然レドモ眼球振盪ハ極度ニ外方ヲ凝視セシメタル際ニ於テノミ發呈シ注意震顛モ他人注目時ニ較著ナルモ然ラザルルキハ僅ニ其痕跡ヲ遺スニ過ギザルヲ以テ是等ノ諸症ハ機質性疾患ニ基クモノト看做スヨリモ寧ろ機能的疾患ニ因スルモノト思惟スル方至當ナルガ如ク機能的障礙トスレバ即チひすてり性障礙ナリ腱反射ノ亢進、筋肉ノ機械的興奮性ノ亢進、泣療、三叉神經路ノ壓點、妄覺等モ亦同様ノ障礙ト認メテ可ナラン彼ハ或ハ感動劇烈ニシテ全身爲ニ動搖スル如キ觀ヲナスカト思ヘバ忽ニシテ又靜平トナリ或ハ忽然トシテ哭泣止ムナク又忽然トシテ憤恨ノ相貌ヲナスガ如キ感情ノ倏忽轉變モ亦然カ認ムルニ足レリ然レドモひすてりニ固有ナル痙攣發作ハ既往症中ヲ視ルモ今日迄一回ダモ之アリシナシ

被告ハ入監以來一回ノ自殺企圖ヲナセリ○典獄ノ報告ニ據ルニ『本年五月三十日午前三時三十分頃同房裏窓ノ鐵ぼうとニ自己ノ兵兒帶ヲ懸ケ水桶ヲ足臺トシテ縊死ヲ圖リ將ニ絶息セントスル利那之ヲ發見シ直ニ解キ下シ應急手當ヲナシタル爲メニ蘇生シ遂ニ目的ヲ達セシメザリシ云々』其際被告ハ豫メ母親、親戚、及ビ妻等ニ宛テ認メ置キタル遺書四通ヲ袂ニシ居タリ就キテ檢スルニ裁判ノ結果ヲ憂慮シ天魔ニ魅入ラレタル己レノ所爲ニ對シ良心ノ苛責ニ堪ヘ兼テ不祥ノ事ヲ企ツル旨ヲ記セリ超エテ七

日余等ノ被告ヲ檢セシ際ハ頸部ニ索痕モナク咽頭部ノ疼痛モ已ニ退消セル後ニシテ其出來事ニ對スル被告ノ陳述ハ詳細ニシテ且ツ毫モ事實ト相違スル點ナカリキ畢竟スルニ被告ハ其病名ノ如何ニ拘ラズ智力ニ於テハ著變ナク感情ニ於テハ強ク障礙セラレタルガ如シ眼球振盪注意震顫全身震顫泣瘧不眠症妄覺及ビ自殺企圖等ノ諸症ハ余等ヲシテ被告ヲ健康者ト認ムルヨリモ寧ロヒすてりいと認メシムルニ至レリ

抑ひすてりいニ於テハ其精神狀態ノ猶ホ尋常範圍ニ入ルベキモノト既ニ異常ノ範圍ニ屬スベキモノトアリ今被告ノ病狀ヲ按スルニ其精神狀態ハ常調ヲ失フ可成強度ナレバ此ノ如キ患者ハ或場合ニハ精神尋常ト認ムベク或場合ニハ精神異常ト認ムベキモノトス而シテ被告ノ遺傳歴特ニ既往歴モ亦此關係ニ於テ價値尠少ニアラズ

第二問。明治三十九年十二月九日午後四時頃濱〇〇ヲ殺害シ濱〇〇、濱〇〇、石〇〇ヲ殺害セントシタル所爲ガ其精神病ニ基クモノナリヤ

被告ト濱〇〇トノ關係ニ付キテハ第一項ニ於テ略之ヲ敘ベタリ〇ノ實子濱〇〇甚〇〇ハ〇〇縣〇〇ニ住シ海陸物産商及ビ運送業ヲ營ムモノニシテ明治三十九年十月十六日妻キ〇ト共ニ當時七歳ナリシ一子〇ヲ伴ヒテ上京シテ〇方ニ寄寓セルナリ

被害者ノ尙他ノ一人石〇〇ハ幾方ニ召使ヘル女中ナリ

被告ト濱〇家トノ關係ニ就テハ濱〇甚〇〇調書中ノ一節ヲ抄記スレバ其間ノ事情ヲ明瞭ナラシムルニ

庶幾シ即チ甚〇〇調書中ニ左ノ問答アリ

問 『瀬〇清〇〇は母親に對して恨を抱く様な事があるのだろうか』

答 『斷じて恨はないと思ひます其譯は私は彼を子の如く愛するのみならず母親に於ても瀬〇がお婆さん今參圓入る五圓入ると云ふので快く貸して居りました』

問 『然すると其方から貸方(瀬〇に對して)になつて居るのではないか』

答 『私は貸すと云ふのでなくて常に呉れて遣るのであります今度上京して來て十月二十六七日頃に靴代として六圓呉れて遣りましたがそれも靴を買はずに他の方へ使ひ込んだ相です云々』

犯罪ニ關スル被告ノ陳述トシテ先ヅ左ニ明治三十九年十二月九日(犯罪當日)河〇豫審判事ノ調査ニ係ル被告第一回ノ調査ヲ抄記スベシ

問 『本日濱〇の老母を絞殺したか』

答 『はい』

問 『何せ左様な事を爲したか』

答 『腹が立たからです』

問 『何せ立腹したのか』

答 『主人甚〇〇が〇〇縣から出京しそれより〇〇へ行き兩三日前に歸京しましたが其

歸京の節は〇〇へ迎に参る考でありましたから其時期を通知して呉れと豫め頼で置きました處が其通知がありませんぬから迎には出ませぬでした其後歸京の通知に接し昨日訪問した處がお婆さんが居合して私に對し申すには嘗て甚〇〇の長男甚〇〇が肺病で死亡したがそれはお婆さんの看病が悪いのであるとか又はお婆さんは宅を留守にして〇〇の方へ遊に出懸けるとか云ふ事をお前が甚〇〇に讒言した爲めに非常に迷惑を受けたと申されましたが私は左様な事を云つた事は無いのだと云ひ昨日は其儘にして別れ本日甚〇〇が〇〇縣へ出發するに付ては買物があるから來て呉れと云ふに付午後三時過に参りましたがお婆さんは其當時不在でしたが歸て來て又昨日と同様な事を繰返しました折節お内儀さんは小供を連れて入浴に行き女中も留守でした私は餘り癪に障りましたから殺意を生じ其場に在た手拭を取てお婆さんを絞殺し口内より血が出ましたから其處に在たハンケチで血を拭ひ死體を押し入内に押込め煙草を一吹飲で居ると女中が歸て來ましたので又癪に障りお婆さんを絞めた手拭であつたか他の手拭であつたか忘れましたが女中の頸を締めましたがばた／＼苦んで私の足に纏ひ付きました其處へ小供が湯から歸て來ましたから又癪に障り遣付て了ふ積りで手拭で締めました其内にお内儀さんが又其場へ歸て來ましたから又お内儀さんを立ちながら後から締め様として手拭を懸けましたが女中が裏口から逃げまし

問 『老母を締めるには何云ふ方法で遣たか』

答 『お婆さんが坐つて居る處を右手から懸て締めたのです對坐して居る間は長火鉢を間にして居たのですお婆さんを締めるとき私は何か聲を懸けた様でしたが何を云つたか分りませぬお婆さんは何とも云ひませぬ』

問 『女中を締めるには何云ふ風に遣たのか』

答 『女中が臺所から歸て來ましたので私は臺所で女中に水を一杯貰て飲で居る内に女中は六疊室へ這入りました其後へ私が這入て來て女中の立て居る處を後から手拭で締めると女中は倒れて私の足に纏ふた様に思ひます』

問 『女中は六疊室へ這入てお婆さんは何ふしたとお前に尋ねはせぬか』

答 『其様な事を聞きませぬ』

問 『女中が來たのを見て癪に障つて殺さんとしたと云ふがそれはお前がお婆さんを絞めたのを女中に感付かれてそれで同人を殺す氣に爲たのではないか』

答 『左様ではありませぬ矢鱈に癪に障たのです罪跡を蔽ふ積りならば歸てお茶を飲た

り煙草を吹たりしませぬ』

問 『子供を締める時の方法は如何』

答 『子供の立て居る處を締めましたお内儀さんは勿論立て居る處を締め懸たのです』

次ハ同年十二月二十四日河○豫審判事ノ第二回調査書中ヨリ抄記セルモノナリ

問 『其方は本職に見覺が有るか』

答 『一向覺へが有ませぬ』

問 『先達て警察で調べを受けた時には如何なる人に調べられたのか』

答 『未だ調べられた事は有りませぬ』

問 『其方が先達て兇行した時に其夜警察で調べを受けて居るではないか』

答 『一向覺が有ませぬ』

問 『然らば其方が先達て○○を絞殺した事は覺へて居らぬのか』

答 『それは殺したに相違有りませぬ』

五 問 『どう云ふ譯で殺したのか』

答 『婆さんは甚○○の長男の病氣の節能く看病もせず○○方面へ遊びに出たと私が讒言したと婆さんが私を非常に誣告致し升たから殺したです云々』

右讀聞かせたる處被告は五の問題に對して左様には申立ませぬ婆さんを殺したのは私が怒つた

のでは有りませぬ婆さんが私を引掻き且つ私が起たんとして轉がりし處へ婆さんが乗り掛り拳丸を握み升たから止しなさいと申して居る節恰度上から手拭が私の肩の邊りに落ちて來升たから其手拭で婆さんの頸部へ巻き付けましたさうすれば婆さんが私の拳丸を握むことを止めると思ひましたが難て婆さんは拳丸の手を緩めましたから私は飛び起きました處婆さんは死んで了つたですから御訂正を願ひます云々

更ニ被告第三回調査書ヲ檢スルニ左ノ如キ問答アリ(明治四十年三月四日)

問 『其方は婆さんが拳丸を掴んだ爲め絞めたとして婆さん以外の者を三人迄絞めたこと云ふは如何なる譯か其三人もやはり其方の拳丸を掴んだのか』

答 『婆さんは絞め殺しましたが其他の人を絞めた覺はありませぬ』

問 『覺が無い筈は有るまい婆さんの次に女中それから甚○○子供其次に甚○○の妻を絞めて居るけれども是等の者は幸にして死ななかつた故と云ふ風に其方が絞めたこと云ふことが明細に判つて居るが如何』

答 『子供女中内儀さんを絞めた覺はありませぬ』

次ニ被告第四回調査書ヲ檢スルニ左ノ如キ問答アリ

問 『其方は婆さんを絞め殺し或は其内の者を絞め殺さんとしたことは何が原因か是迄申したることより他にあると思はるゝが如何』

答 『只今の濱〇〇の先代やはり甚〇〇が〇〇に居りました時分商業不振の爲め其妻即ち濱〇〇及現代の甚〇〇を後に残して〇〇縣〇〇の方へ稼に出たのださうですそれから〇〇縣の方で事業が段々盛になつて來たので先代甚〇〇は現代〇〇郎を引取つたのださうです先代甚〇〇は土地の藝妓を妻として居り升たのですが正妻〇〇は現代甚〇〇が〇〇〇〇の方へ引取られた後自分の舩舟商賣の爲め男手の必要を有つたのですか人足頭の渡〇安〇〇とか云ふ者と夫婦の様にして居つたのです處が先代甚〇〇は没し現代甚〇〇が世を繼ぐ様になり其母〇〇は〇〇へ引取らるゝことなり一旦は〇〇の方へ參つたのですが渡〇〇の關係が有る故長く居堪らず其後悴甚〇〇と喧嘩の末再び〇〇へ來て了つたのださうですそれは今より六年程前の事ださうです其後現代甚〇〇の悴甚〇〇が東京へ遊學するにつき〇〇は之が監督をすることになり東京へ來り大變眞面目に甚〇〇の監督をして居られたのですが其間〇〇は渡〇〇との關係はやはり持續して居りましたので現代甚〇〇は之を非常に苦にして居られたので時にそれとはなしに〇〇に小言を申して居つたことを甚〇〇から常に聞き及びましたそれで今度甚〇〇が東京へ來てからも〇〇に對して横濱へ時々行き家は明けつ放しにする甚〇〇が病氣の時にも碌な看病はしないから其死期を速めたと渡〇〇との關係とは云はずに種々小言を云はれたさうですそれで婆さんは私が何か甚〇〇へ讒誣した

とても思つたのですか私が兇行當日參つた時に種々難題を持ち掛けお前が甚〇〇へ云つた杯と無稽な事迄申す故私は其然らざる事を色々に辨解し升たが聞き入れませぬ私は婆さんに話したとて判らないと存じ吉〇〇さんの處へ行かうと思ひ立ち上らんとしたる途端に自分の穿ち居りたる袴の裾に足が引き掛かり後へに挫と倒れ升た然る處婆さんは勢に乗じ私の拳丸をいきなり掴み升た私は苦し紛れに其首を絞めたのでしよう後で氣が付いて見るに婆さんは息絶へ手拭が其首に捲き付けられて在つたのですそれより外に申上げる事は有りませぬ』

問 『第一回の取調の時婆さんは家を留守にし〇〇へ遊びに行くとか云ふ事を甚〇〇に其方が告げ口したと色々其方を詰りし旨申立つたが其〇〇へ遊びに行くとか云ふは只今申立つた渡〇安〇〇の處へ行くとか云ふ意味になるのか』

答 『左様ですが第二回に取調を受けたか何様かは覺がありません』

問 『第一回の取調の時には其方は明に女中子供内儀さんも絞めたと申立つて居るが如何』

答 『全く氣が顛倒して居つて知りませぬでした』

問 『其方が初め警察へ飛込んだ時一番初めに其方に接した〇〇警察署の巡查を取調べたる處其方はやはり其巡查に對し今人殺しをやつて來たと申し殊に女中も其時殺したりと申立つて居ると云ふが如何』

答 『一向覺へが有りませぬ』

之ヲ要スルニ被告ハ第一回ノ訊問ニ於テハ濱〇〇ヲ絞殺シタル事ヲ白状シ且ツ爾餘ノ三人ニ對スル絞首ヲモ自己ノ所爲ナル由陳述シ其執レル手段方法迄モ問ハル、ニ從ツテ頗ル明瞭ニ答ヘタリ然レドモ第二回ノ訊問ニ於テハ〇〇判事ヲ見覺エナシト答ヘ且ツ上記ノ如ク第一回ノ訊問ヲ受ケタル事ナシト語レリ然レドモ濱〇ノ老母ヲ絞殺シタル事實ハ之ヲ否マズ絞殺ノ動機ニ就テハ其際自己ノ憤怒ノ餘ナリト云ヒ念ヲ押サレテ自己ノ憤怒ヨリニハアラデ婆サンニ拳ヲ握ラレタルガ故其苦痛ヲ免レントシテ折ヨク落チカ、リ來レル手拭モテ婆サンノ頸部ヲ絞メ其手ヲ緩メントセシガ過ツテ死亡セシメタルナリト訂正セリ

次ニ第三回ノ訊問ニ際シテハ〇以外ノ三人ヲ絞リタルコトハ與リ知ラズト陳ゼリ第四回ノ際ニ於テモ〇ノミヲ否マズ其他ノ犯罪ハ皆自己ノ知ラザル所ト語レリ  
余等ニ對シテ被告ノ語リタル所左ノ如シ

答 『袴の端を踏んで後に倒れる途端後頭部を柱で打ちそれからお婆さんを絞殺する迄は夢中でしたはつと思つて見るともうお婆さんは息が絶えて居ました』

問 『はつと思つたら何故醫者の許に駈付けなかつた』

答 『今から考へると左様せねばならん所でした』

問 『はつと思ひ乍らそれを押入に仕舞込むといふのは餘り早計ではなかつたか』

答 『取逆上せて居つて分別がありませんでした』

其他ノ三人ニ關スル罪跡ハ全然之ヲ知ラズト陳ゼリ余等ハ精細ニ其事件ヲ語り其所謂全開黒ナル心境ニ於テ一點ノ追想ガモ露ハレ來ラザルヤト苦心捜究シタレドモ遂ニ無効ナリキ被告ハ他迄モ爾餘ノ三人ヲ絞殺セシ覺エナシト主張スルコト豫審調査ニアルガ如シ  
尙第一回ノ訊問ノ事ヲ以テ被告ニ問フニ其覺エナシト答ヘ應テ語ヲ繼ギテ若シ此ノ如キ事アリシトセバ當日ノ答辯ハ宛ニハナラズト云ヘリ然レドモ該訊問ハ單ニ犯罪事件ノ調べノミニアラズシテ其後半ハ自己ノ經歷ニ關シ自ラ濱〇家トノ關係ヲ述べ血族中ノ精神病者ヲ擧ゲテ差誤アルコトナシ余等之ヲ以テ被告ニ問フニ彼ハ只泣極ヲ以テ之ニ答ヘタリ

若シ被告ノ述ブル所ヲシテ眞實ナラシ、バ最モ能ク之ニ類似セル現象ハ朦朧状態ナラン然レドモ殆ンド同時ニ起レル出來事ノ一部ハ餘リニ明瞭ニ他ノ一部ハ又餘リニ闇黒ニ過ギ劃然分界セリ尤モひすてりト癲癇等ニ於テハ突然朦朧状態ヲ發シ又突然醒覺スルコト珍ラシカラザレドモ此ノ如キハ往々發作頻回ナル患者ニ於テ之ヲ見ルカ若クハ癲癇發作ニ相前後シテ發スルヲ例トス然レドモ被告ハ其以前及ビ入監後共ニ身體的ニ又精神的ニ發作様ノ現象アリシヲ認メズ被告嘗テ札幌ニ於テひすてりト診斷セラレシトイヘドモ其前後嘗テ一度モひすてりト的朦朧状態ヲ發セザリシニ唯一度犯罪當時ニ於テ此症ノ忽然發現シタルモノト思惟スベカラズ然レドモひすてりト等其他重症神經病者ニ在リテ何事カ些細ノ動機ノ爲ニ甚ク感動的ニ激昂シテ殆ンド自カラ我所爲ヲ勘辨明識スル能ハザルコトアリ故ニ第二

回調書以下ノ所載セル如ク被告ガ我以外ノ人々ヲ絞殺セントセシコトヲ知ラスト云フハ全ク虚偽ノ申立ニテモアラシカナルドモ第一回調書ニ載スルガ如ク下女以下ノ者ニ手ヲ下セシハ一時ノ機會的激憤ノ爲ナルヤモ知レズ

○巡查調書中左ノ如キコトアリ同巡查ハ被告ガ兇行後自首シ來レル際眞先ニ受付ケタル○警察署勤務ナリ

問 『何んと云ふて自首して來たか』

答 『足袋蹴足で署の玄関へ飛込で來てうろたふして居りましたから何か用があるのかと尋升た處己は今人殺をして來たと幾度となく繰返し申す舉動如何にも不審で私は初めは精神病者と思ひ升たそれから本人を留置所の被護人を入るゝ室に連行しましたる處本人は寝かして呉れ頭が痛み息が切れて堪まらぬと申す故寝かして又冷水が頭部を冷やして遣りましたそれから本人は袂の中からハンケチを取出し顔を拭きました其ハンケチに血痕が附著して居りますからどうしたのだと聞きましたる處實は今日晝過ぎに○區○○○三丁目三番地濱○と申す者の處へ行き種々談話を試みたる上其婆さんを手拭で其咽喉部を捲き付け絞殺しそれを戸棚の中へ抛り込みたる處下女が歸て來ましたから下女もやはり絞殺して其儘逃げて來たと申立ました』

問 『どう云ふ譯で殺したと申立たか』

答 『更に要領を得ませぬでした』

問 『要領を得ぬ内はどう云ふ事を申したか』

答 『今日濱○の處へ遊びに行き話中婆さんが癪に障つた事を云たから殺したと申す故どう云ふ事を婆さんが云たかと反問しました處どう云事を云たか今と成ては忘れて了つたと申しましたのです』

問 『婆さんが孫の病氣中看護の仕方が悪るかつたと婆さんの忤に清○が告げ口したと云ふ事を婆さんが怒つたのだとは申さぬか』

答 『左様な事は申しませぬ』

問 『然らば婆さんが他に情夫が有てそれへ常に行くと云ふ事をやはり其忤甚○○なる者に讒誣したと云ふ事を婆さんが怒つたのだとは申さなかつたか』

答 『左様にも申しませぬ』

問 『婆さんが幸丸を掴んだのだとも申さなかつたのか』

答 『左様にも申しませぬ只私の方からどう云譯で殺したのかとの間に對し頭が痛くて其原因を申す事が出來ないと云ふのみです』

問 『女中はどう云ふ譯で絞めたと申たか』

答 『それに付ては別段原因は申しませぬで只外から歸つて來たからいきなり絞め殺し

て来たど申立つるのみです』

問 『其他にも二人絞めて居るがそれは何んとも云はぬか』

答 『兎に角二人を殺して来たど申立たのみで其他には殺した事は少しも申しませぬ』

問 『其方が彼を精神病者と一應感得したのは如何なる原因で左様に観念したのか』

答 『足袋蹴足で飛込んで来たこと眼が變に据つて居る事乃至言葉が錯雜して一向に要領を得ぬ節等から精神病ではあるまいかと感じたのです』

問 『頭部を冷した事は何分間位か』

答 『約十分と思ひますそれも猶頭が痛いと思し要領を得ませぬ』

之ヲ一讀スレバ被告ノ周章狼狽セル狀況躍如タリ彼自ラ自己ノ所爲ニ對シテ殆ンド狂セン許リ驚キタルガ如シ犯罪ノ場所ハ〇區〇〇町三丁目三番地ナルニ其近傍ナル交番所ニ出頭セズシテ〇〇警察署ニ自首ニ出ヅルサヘアルニ其容貌舉作ニ尋常ナラヌ所アリ且頭痛ヲ訴ヘテ其爲殺害ノ原因ヲ語ル能ハズ〇氏ヲシテ彼ガ頭部ヲ冷スニ至ラシメ濱〇〇ヲ殺害セシトハ憤怒ニ堪エザルヨリ爲セシト訴ヘナガラ其憤怒ハ何ノ爲ニ挑發サレシニヤ忘却シテ答フルコト能ハズ又下女ヲ絞殺セントセシニ就キテハ明カナル理由ヲ言フ能ハザリシナリ

夫被告ハ札幌在住ノ頃ヨリ神經症ヲ患ヒ(神經衰弱又ハひすてりい)上京後放逸ヲ極メ不攝生ニ流レテ學事ヲ勵マズ且ツ平生刺戟性ニシテ憤怒シ易カリト云ヘバ其神經ハ被告ノ如キ生活狀態ニ於テハ寧ロ

助長セラルトモ輕快スルコトナク漸次病勢増悪シツ、アリシモノ、如ク遂ニ以テ現時認知スベキガ如キ輕カラザルひすてりい症狀ヲ獻呈スルニ至リタルモノナリ

抑被告ノ身體精神ノ狀況ハ此ノ如クナルガ故ニ彼ノ精神狀態ハ犯罪當時ニ於テ過敏ニ益過敏ヲ加ヘ其内部ニ存スル刺戟的狀態ガ著シク興奮シ抑ヘントシテ抑フルコト能ハザルニヨリ遂ニ多少ノ動機ニヨリテ劇烈ニ興奮シ其餘波ハ被告ヲシテ殆ンド無意味ナル暴行ニ出デシメタルモノ、如シ

是レ亦一部ハ被告ニ於テ此兇行ニ尋キテ後悔、苦悶、自殺企圖、相踵キデ起レルヲ以テモ之ヲ察スルヲ得ベシ監獄内ニ於ケル自殺企圖ハ其遺書ニ記セルガ如ク家名ヲ汚シ良心ノ責恐ロシキガ故ニ自殺ヲ企テタルモノニシテ被告ノ言ヲ借りニ言ヘバ『只今になつて見れば誠に飛んだ事をしました但其際には何だか逆上してつた』ルナリ

抑動機ト行爲トノ不均衡ハ高度ナル神經病症ニ於テハ蓋シ尠少ニアラズ何トナレバ此ノ如キ患者ニ於テハ其行爲ハ意志ノ支配ニヨルヨリモ寧ロ機會ニ制セラル、コト多ケレバナリ今被告モ兇行以前ヨリ輕カラザルひすてりいニ罹リ居タルモノナレバ亦之ニ類推スベキモノニシテ此場合ニ於テハ被害者中始メノ一人ニ對シテハ其兇行ニ多少ノ動機アリシニモセヨ殘リノ三人ニ對シテハ其行爲ハ只機會ノ爲ニ制セラレタル概アリ犯罪直後ニ於ケル〇巡查ノ口供ト相照シテ其ノ精神病狀態ニ近カリシコトハ明カナリ

抑被告ノ心身狀況ニ付キテハ其ひすてりい症狀ニ罹リ居ル爲ニ場合ニヨリテハ精神尋常ト認ムベク又



場合ニヨリテハ精神異常ヲ呈スルコトアルベキハ第一問ニ對スル説明條下ニ陳辨セル所ノ如クナリ今  
 第二問ニ對スル説明トシテハ被告ガ兇行當時ニ於テ其精神狀況如何ナリシヤヲ解決セザルベカラズ  
 前文條辨スル所ニヨリテ推論スレバ被告ハ其當時憤怒驚愕等一時ノ感動ニ激セラレタルガ爲ニ其知覺  
 精神ハ完全ナリシモノトハ云フベカラズ寧ロ精神異常ヲ呈シタルモノト謂フベキカ  
 濱〇〇以外ノ被害者ニ對スル行爲ニ就キテハ殊ニ然リトス  
 然レドモ之ニヨリテ被告ノ其當時ノ精神狀態ハ完全ナル知覺精神喪失ノ狀況ニアリタリトモ云フベカ  
 ラズ

鑑定

前文諸條ニ解説セル所ニヨリテ鑑定ヲ下スコト左ノ如シ

(一)被告瀨〇清〇〇ハ精神病者ニアラザレドモ場合ノ如何ニヨリテハ精神ニ異常ヲ呈スルコト  
 アルベシ

(二)被告瀨〇清〇〇ハ明治三十九年十二月九日濱〇〇ヲ殺害シ濱〇〇〇石〇〇ナ〇ヲ殺害  
 セントシタル所以ハ前項精神ニ異常ヲ呈シタル狀態ニ基クモノト推測ス

明治三十年八月十日

東京市小石川區關口臺町二十一番地  
 鑑定人 醫學博士 吳 秀 三

東京市小石川區堀籠町東京府巢鴨病院内  
 鑑定人 醫學士 石 田 昇

右被告ハ知覺精神喪失者トシテ明治四十年九月二十八日免訴トナレリ

第四十三例 放火犯被告人松〇良〇鑑定書

明治四十年六月二十九日〇〇地方裁判所檢事岡〇重〇ハ

〇〇市〇〇區〇〇町十四番地平民質商清〇〇弟  
 松 〇 良 〇

ニ對スル放火被告事件ニ付キ被告良〇ノ六月十八日前後ニ於ケル精神状態ヲ鑑定スベキコトヲ以テセ  
リ  
明治二十二年六月二十八日生

次デ明治四十年七月一日被告ハ余等ノ在職スル東京府巢鴨病院ニ入り同八月十七日マデ滞在セルヲ以  
テ余等ハ此間ニ於テ親ク同人ヲ診査シ關係者ニ訊問シ又同人ニ關スル調査ヲ參考シテ同人ノ精神状態  
ヲ鑑定スルコトヲ得タリ

遺傳歴

被告ハ健康ナル兩親ノ間ニ生レ七人ノ兄弟アリ一姉肋膜炎ニカ、リ死亡セシ他皆健存ス内祖父母ハ共  
ニ八十五歳ニシテ老衰ノタメ死シ外祖父亦老死セシガ病名年齢等詳カナラズ外祖母ハ今尙健存ス  
被告ノ曾祖父母系ニ就テハ一切明カナラズト雖ドモ血統中曾テ精神病者若クハ其疑ヒアリシモノアリ  
シヲ聞カズト云フ

以上要スルニ被告ニハ遺傳素因ナキモノ、如シ

既往症

被告ノ兩親ハ健康ノ方ニシテ共ニ飲酒セズ就中母ハ被告ヲ受胎セルキ酒精類ニハ指ダモ染メシコトナ  
ク身體精神モ健全ニシテ被告ノ出産ハ安易ナリシト云フ  
生來健康ニシテ五歳ノ折麻疹ヲ患ヒシモ極輕ク經過セシ他特ニ記載スベキ程ノ疾患ニ罹リシナシ

唯注意スベキハ小兒期ヨリ既ニ癩癬強カリシ一事ノミナルガ十四五歳頃ヨリ齡ヲ重ヌルニ從ヒ一癩  
癬ノ度ヲ進メ長上ノ命ニ反抗シ強情ニシテ自恣自暴ノ行爲多ク加フルニ生來過敏ニシテ些々タル小事  
ニ心ヲ痛メ小膽ニシテ憤怒シ易ク稍モスレバ爭論ノ結果暴行ヲナスニ至ルコトアリ

父母ノ膝下ニ養育セラレ養育方ハ慈愛寛厚ニ過ギタリト云フ  
十歳ニシテ小學校ニ入り(〇〇小學校)尋常三年マデノ課程ヲ修メシモ怠惰ニシテ學問ヲ好マズ學校ニ  
通學スト稱シテ途中ニ遊ヒ居ルコト稀ナラズ從テ學業成績モ不良ニシテ落第二回ニ及ベリ其他學校ニ  
アリテハ惡戯ヲ好ミ教員ノ命ニ反抗シ家庭ニアリテハ父母兄上ニ逆フ等年齢ヲ重ヌルニ從ヒ益々其度  
ヲ進メタリ此ノ如クニシテ學校ハ遂ニ退校處分トナリ家庭ニ於テハ自恣制シ難キニ至リ家族ノ議已ム  
ヲ得ズ他家ニ奉公セシムルコトニ一決シタルヲ以テ〇〇區〇〇ノ鯉節屋ニ入りキ次デ〇〇區ノ某粉  
屋ニ徒弟トナリシモ何レモ一ヶ月乃至六ヶ月ニシテ謝絶セラレタリ其故ハ少シナリトモ自己ノ意ニ障  
ハルコトアレバ赫トシテ怒リ賣物ヲ破棄シ或ハ器物ヲ投毀シ又ハ主人ニ柔順ナラザルガ爲メナリ依テ  
更ニ〇〇ナル親戚〇〇某ニ預ケシモ暫時ニシテ斷ハラレ次デ〇〇ノ砂糖屋ニ奉公セシメシモ是モ二三  
ヶ月ニシテ謝絶セラレ殆ド依托スベキ所モナク詮方盡キテ遂ニ再ビ自宅ニ引取リ〇〇〇塾ノ夜學ニ通  
學セシメシ一八凡ソ百八十日ニ及ビシモ眞ニ登校セシハ僅々三日ニ過ギザリキ其レヨリシテ又兄ノ支  
配下ナル某銀行ノ給仕ニ入レ兄ト共ニ〇〇役所ニ通勤シ日々すたんふ捺印ニ從事セシメシモ容易ニ倦  
ミテ終日其業ニ從事シ得ザリキ

現在證

(甲) 身體症狀

體長百五十二仙迷ニシテ體重四十八基瓦ナリ脈搏八十、正、緊強、體溫三十六度五分  
身體發育ハ年齡ニ相當ニシテ榮養狀態ハ寧ロ肥滿ノ方ナリ

血行尋常ニシテ顔色白ク鮮紅ヲ帶ブ眼光稍銳クシテ顔貌ハ活如タリ  
頭形ヲ測定スルニ左ノ如シ

周圍	五四・〇仙迷	耳前頭圍	二八・〇仙迷
耳後頭圍	二四・五仙迷	耳顛頂圍	三〇・〇仙迷
耳下顎圍	二六・五仙迷	前後徑	一八・〇仙迷
左右徑	一四・五仙迷	鼻根後頭圍	三四・五仙迷
耳孔徑	一二・〇仙迷	前頭骨顆突起徑	一三・〇仙迷
耳孔鼻棘徑	一二・五仙迷	耳高	一三・五仙迷
橫徑示數	八〇・五〇		

頭顛ハ正顛形ニ屬ス  
左顛頂部ハ右ニ比シテ扁平ナルヲ認ムル他頭部ニ異狀ナシ  
左顛額部ニ二錢銅貨大ノ禿髮部アリテ中央ニ切開ノ跡ラシキ癩痕ヲ認ム蓋シ幼時ニ於テ腫瘍ヲ患ヒシ

痕ナリト云フ頭髮ハ五分刈ニシテ其色黒ク且密生シ外傷等ノ痕跡ナシ  
眉毛ハ濃厚ニシテ左ハ右ヨリ稍低シ  
鼻ハ尋常 耳形モ普通ナリ  
聽能ハ右尋常左ハ時計ヲ耳ニ當ルモ尙其音ヲ聽取シ得ズ蓋シ十三歳ノ頃耳鳴耳漏等ノ症狀アリテ久ク  
赤十字社病院ノ治療ヲ受ケシモ效ナク漸次聽能ヲ失ヒシナリト云フ之ヲ診スルニ外聽道ニ黃色ノ漿液  
アリテ鼓膜潤濁セリ慢性ノ中耳炎アリテ鼓膜肥厚ノ結果聽能ヲ失ヒシモノト認ム  
口角ハ談話ノ際右ハ左ヨリ高シ舌ハ尋常ニシテ苔ナク又振顛ナシ味覺ハ殆ド尋常ナリ齒列ハ整然タル  
モ左右ニ各一枚宛ノ齶齒アリ銀ヲ以テ填充ス口蓋ハ稍深シ懸壅垂咽喉等ニ異狀ナク顔面神經ニ麻痺癱  
攣等ノ徵候ナシ  
瞳孔ハ左右均尋常大ニシテ光線反應アリ視力尋常ナルガ色彩ヲ區別スルノ能力極メテ不完全ナリ例ヘ  
ハ鶯茶ヲ黒ト云ヒ樺色ヲ桃色ト云ヒ紫色ヲ黒鶯色ヲ綠ト云ヒ正ク區別シ得ルハ白、赤、黃ノミナリ色  
ノ種類ヲ數ヘ上ゲシムンバ白黒赤青黃紫樺色等ヲ舉ケ得ルノミナリ同種類ノモノヲ選ハシムレバ略正  
シ但シ其名ヲトヘバ正カラズ是色盲ニアラズ色ニ關スル智識ノ乏シキ結果ナリ  
言語音聲歩行四肢ノ運動等ニ異狀ナシ膝蓋腿反射ハ活潑ナリ  
帽針ヲ以テ皮膚ヲ刺戟シ或ハ筆毛ヲ皮膚ニ觸レテ其感覺ヲ檢スルニ軀幹全部ヲ通ジテ左半ノ感覺ハ右  
半ヨリ過敏ナリ

胸腹諸器生殖器尋常ナリ但シ時々胃弱ノ傾向アリテ屢氣吞酸ヲ覺ユルコトアリト自告ス  
脊柱ニ異常ヲ認メズ脊柱ノ兩側ニ沿ヒ胸椎ノ第七八及ビ第十一十二ニ該當スル部ニ小豆大ヨリ豌豆大  
ノ點灸痕アリ又第一腰椎ノ所及ビ第三四腰椎ノ左側ニ壹厘銅貨大ノ暗褐色ニシテ光澤ナク僅ニ皮膚ノ  
表面ヨリ陥凹シタル二三ノ癍痕アリ幼時ニ患ヒシ腫瘍ノ跡ナリト云フ

乙。精神症狀

被告ハ自己ノ姓名ヲ知リ又自書シ得ルモ筆蹟ハ拙劣ニシテ多少振顛ス  
生年月ヲ記憶スルモ生レシ日ヲ知ラズ時ノ指南方ハ正シ例ヘバ入院ノ年月ヲ問フニ明治四十年七月二  
日(正)ト答ヘ本月本日ヲ問フニ七月二十五日(正)ト答フルノ類是ナリ  
自己ノ現住所及ビ從前竝ニ目下入院シ居ル病院名ヲ知リ醫員看護人又ハ自己ノ同室者ハ病人ナルコト  
ヲ識別シ得

以上ヲ要スルニ被告ノ指南方ハ十分ナリ

感情ハ入院以來別ニ異狀ヲ認メザルモ自己ノ陳述ニヨレバ『他人と談話中理由なく急に癩癢を起し激  
怒して自己の物品例へば書籍茶碗等を破壊することがあります』私は腹がたちますと直ぐ自分の命も  
何も惜しくなくなります』『私は毎常も短氣であります』『別に病氣といふことはありませんが少しでも  
氣にかゝると直ぐに腹がたちますから家内にて親兄弟と口争ひやら撲り合ひをなすことがありま  
す』『喧嘩は屢々いたしました但他人としたことはありません』(以上自首調書竝ニ入院後ニ於ケル

本人ノ言)『病院にありては皆て腹を立てたことはありません』ト云ヒ又實兄松○清○○ノ談ニヨレバ  
『幼い時から癩癢もちでありましたが十三四歳よりは益々強情自恣となり、憤怒性が深くなりまして親  
兄弟や學校の教師の言ふことに反抵し奉公先では主人の命に逆ひ殆ど手のつけようなき有様です』  
(實兄ノ直談)『家族に於ては良○を酷く折檻すると云ふことは決してありません彼の成りたちを一ト  
通り申上げますと十歳頃までは至つてボンヤリで温順でありましたが次第に亂暴ものになり○○學校  
に入れて置きましたたが遂に退校處分となりました其れも一回や二回ではありません三回程も御詫をし  
て許されましたが後には他の子供なり生徒なりに障はるから致しかたなしに奉公に出しました是も六  
ケ月と辛棒する處なくまた何か氣に障はることがあれば亂暴して直ぐと投げつけ或は取りこはす…  
又其れを口咎めすると直ぐ亂暴狼籍をするので殆ど手の付け様もありません』單羽織など着て居ます  
から母が何處へ行くと尋ねますと深川の親戚に行くと言へたる故其れは虚ならんと云ひたるに忽ち怒  
り出しこんな羽織など惜くないとて投げ捨てた次第で家内では腫物に手を觸るゝ如く恐れて居ます』以  
上被害者聴取書  
以上ハ被告自身ト其平素ノ性質ヲ最モ能ク知レル實兄トノ自白ナルヲ以テ十分信ヲ置クニ足ルモノナ  
リ是ニ依テ之ヲ見ルニ被告ノ感情ハ既ニ幼時ヨリ刺戟性ナリシ上ニ年齢ノ長ズルト共ニ一層憤怒性ト  
ナリタルモノト認ムルコトヲ得  
被告ガ記憶程度及ビ觀念經過ノ模様ヲ察スルニ概子左ノ如シ

問 『度々奉公先を轉するは何故なりや』

答 『自分は何か忘れやすく用のならぬことが多い故氣の毒ですから出て來ます三日前位のことをよく忘れます新らしいことは忘れ古いことは割合によく覚えて居ます又言はんとするときには口まで出るようですがうろ覚えでよく言へません子供の時奉公にやられたり何かしたのはよく知つて居ます』

問 『家出したるは何日にして又何のためなりしや』

答 『六月十四日即ち土曜日(實兄清〇〇)ノ言ニヨルバ六月十五日土曜ノ午後三時頃家出シタリト云フ)で散歩に行かふと思ふたら止められ〇〇の親戚へとまりに行かふと思ふたのも小言をいはれた故不平でたまらず二三日遊んで來ようと思ひかけたしました〇〇には居つたこともあり朋友もあるから其れを尋ねて鬱散に行かんと誘ひ出し所持の金圓は皆朋友にまかせ共々二日許あそびました』

問 『所持金は幾許なりしや』

答 『六十圓ばかりでした』(或ル時ハ七十圓許ト云フヘリ)(又自首調書によれば七十圓でありません五十圓だけ持て行きました種類は五圓札と一圓札であります云々)

問 『女には關係なきや』

答 『女の方は悪いと思ひます故手を出しません新聞を見ても女のために悪いことをす

るものが澤山あるから自分は堅くしようと思つて居ます』

問 『大〇の宿やは何と云ひしや』

答 『名は忘れて仕舞ました料理やの名も宿料も覚えなし』

問 『何故に放火せしや』

答 『家へ歸へるなと言はれたから歸つても何様しやうもないと思ひ火を付けたのです』  
又或ル時ハ『全く夢中で何故放火したのか分りません』ト答フ

問 『何日何時頃大〇より新〇につきしや』

答 『六月十七日の六時何分かの瀛車へのり新〇につき確か八時頃かと思ひます電車で〇〇一丁目まで行き〇〇へのりかへて〇〇下で下り其れより何の目的もなく諸處を徘徊し結局自宅へ歸りました其時は何時頃であつたか覚えません自宅の門はしまり木戸口あ開いて居ましたから其れより入て物置に潜みこみました小言をいはるゝのが恐くて』

問 『放火の際如何なる材料を用ひしや』

答 『家に居るときは煙草を吸つた故袖にマッチが残て居ましたソコで何の理由も目的もなく鉋屑を以て火をつけました其れより以後は夢中でした夢中で派出所へかけこみました、たしか〇〇〇の派出所と言はれたようです派出所で何を言つたか言はれ

たか分りません〇〇病院へ入れられて二日目に〇〇新聞を見て初めて自分が悪い事をしたと思ひました〇〇病院に居るとき兄が来り意見されし故さうであつたかと後悔してあやまりました』

七月九日検診ノ際ニハ自宅ニ放火セシ理由ヲ追想シ得ズ又巡査ニ問ハレテ種々思出セル節アリシモ今ハ知ラズト答ヘ只火ノ燃エ上レルコト、自殺ノ心ヲ起シ自ラ火中ニ投シタルコト、後ヨリ二ノ腕ヲ人ニ抱キ止メラレシコト、自身一ト廻リセルハツミニ其人ノ手ヲ離レタル故直ニ表へ出テシコト等ヲ物語レルモ以後ノ行動及ビ物置ニ潜メル理由等ハ知ラズト云ヘリ

又七月二十四日検診ノ際ニハ左ノ如クニ答ヘタリ

『平素より家のものが取扱ひあしくて酷いめにあはする故いつか復讐してやらんと思つて居たソコで火をつけ表へ出て火のもえ上るを見て居ると直に近所の人々が火事だ〜と怒鳴るから捕まるより自分で出た方がよからうと思ひ〇〇〇の派出所へ行つたそして私は夢中で「火をつけました」ととなりこみに巡査はソーカと云ふてすぐ内懐へ手を入れさせて縄をかけ〇〇〇の警察署へ連れてゆきました其夜は前に何とも言はれずに只四ノ布團一枚を貸して呉れ寝ると言はれたスグ寝ましたが其時は善く寝て居ました別に何も心配はしませんでした翌朝は六時頃自分で起きましたソシタラ板の間を拭ひてくれと云ひました其時私の前に十三歳位の子供と私と同年代の男が居ました其十三歳位の子供は「己は幾度も此處へ拘留されたことがある途こ

ないだも十日許前に許され今亦来たのだ」と云ひ同年輩の男と云ふは私の近所のもので賭博打で悪い奴です宅などへも度々質を持て来てゴダム〜したことがある故よく知つて居ます先も私を知つて居ますが前に話はしませんでした朝飯をくれたが食しません晝飯夕飯の菜は何であつたか忘れました』

問 『巡査や警部に問はれたことを記憶し居るや』

答 『知りません』

問 『派出所へかけ込んだ時巡査は何と云ひしや』

答 『私は火をつけましたと云ふたら巡査はソーカと云ふたきりで縄をかけました』

之ヲ巡査阿〇新〇ニ問クニ六月十八日午前一時二十分頃巡査派出所ニ一人ノ青年ガ腰ヲ端折リ足袋ハダシニテ彼ノ處ニ至リ『火をつけたのは私です』ト云フカラ彼ハ一歩ヲ進メテ『何故に放火せしや』ト反問セシニ青年ハ『家のものが弟たちを虐待するから金七十圓を持ち逃げしました』ト答ヘ尙ホ語ヲ續ケテ『外に一層善き手段はなかりしや』ト尋問セシニ『家出して死ぬ積りであつたが弟が可愛想だから金を盗で逃去し歸宅して家の大將をやつつけてやつた』ト云ヒ更ニ『何故ヤツクケタ乎』ト尋テシニ『惜くないからヤツクケタ親方野郎を』此ノ問答中青年ノ態度ハ至極沈著テ怖ル、色モナク又前ニ夢中シ居ル様子モナカリシト(巡査阿〇新〇ノ直談)

以上ニ依テ被告ノ記憶程度ヲ察スレバ左マデ著シキ障礙ヲ認メザルカ如キモ宿料ヲ忘レシコト

旅館名ヲ忘レシコト巡査ト對話シタル内容ヲ追想シ得ザルコト逃亡乃至放火ノ時日ヲ忘レシコト或ハ巡査ニ言ハレテ種々思ヒ出スコトアリシモ今日ハ更ニ其レ等ヲ追想シ得ザルコト等ハ明ニ彼ノ記憶ノ不確ナルコトヲ證明スルニ足ルノミナラズ彼ト直接對談スルトキハ一問ヲ發スル毎ニ頭ヲ傾ケ熟考スルガ如キ態度ヲナシ會テ即答シタルコトナク加フルニ注意シテ質問ノ順序ヲ正シ『それから』ト傍ヨリ徐クニ導クニアラズンバ決シテ連續セル談話ヲナスコト能ハズ偶出話スルコトアルモ狐疑逡巡シテ流暢ニ自己ノ思想ヲ語ルコト能ハザルノ事實ハ考慮ノ貧弱ト記憶ノ不良ナルトニ歸著スルモノト謂ハザルヲ得ズ余ハ尙其證據トシテ左ニ彼ガ有セル學校修得ノ智識程度如何ヲ窺ヒ見ン

問 『尋常小學校に於て讀みし書物名を數へ見よ』

答 『頭を傾け沈思すること稍久して後へ忘れてしまいました』

問 『十干十二支を言ひあらはせよ』

答 『知りません』

問 『七曜を數へみよ』

答 『七曜とは何ですか』

問 『日、月、火、水、木、金、土』

問 『日曜月曜等順次に言へ』

答 『日、月、火、水、木、金、土』

問 『富士山は何國にありや』

答 『忘れました』

問 『大井川は？』

答 『知りません』

更ニ尋常小學用ノ「修身教典第四卷」ヲ披キ其一節ヲ讀マシメシニ「近所」ヲ「このところ」ト讀ミ「私」とものみにて……ヲ「わたくし」とものみにて「ト音讀シ」集め』『持ちて』『御親切』『大御心』『御手元金』等ヲ讀下シ得ス只『皇后陛下』『皇太子殿下』『皇太子妃殿下』ト列記シアルヲバ正ク讀ミ得タルノミニテ漢字ハ日用見聞シ居ルモノヌラ讀ミ難ク假名モ切レ／＼ニシテ僅ニ發音シ得ルモ正ク連讀シ得ズ

問 『何が最も好きなりや』

答 『私の道樂は薩摩琵琶です讀書は好みません酒も好きで隠れて飲むこともあります學問は人よりも出来なくて口惜く思ふことかありますソして覺ゆるときはソット覺ゆるも又ジキに忘れれます福澤へも通ツたが出来ない凡そ一年許通ひましたが試験に落第しました』

被害者聽取書中ニハ實兄清〇〇の陳述トシテ『十四歳の頃自宅に引取り慶應義塾の夜學校へ通學させたか大凡そ百八十日許の間に僅か三日許しか出校せざる趣學校よりの通

知で知りました』ト云フ

又『本人は別に酒は嫌ひではありませんが自宅では少量であります』

計算ハ寄セ算タケヲ能クスルモ他ハ殆ド皆無ナリ例ヘバ

問 『七に八を乗せよ』

答 『七八……………五十六』(正)

問 『五十六に二を乗せよ』

答 『百二十六……………百二十二か……………』(不正)

問 『百二十二より七十五を減せよ』

答 『五十でしょう』(不正)

問 『新橋より大磯までの流車賃は?』

答 『知りません』

問 『尋常小學校の授業料は?』

答 『忘れました』

是ニ依テ之ヲ見ルニ彼ガ計算能力ノ不完全ナルハ寧ロ皆無ト云フモ不可ナキ程度ニアルノミナラズ學校修得ノ智識モ未ダ以テ日用ヲ辨ズルニ足ラザルモノナリ

其他四圍ヲ認識シ自他ヲ分別シ是非ヲ領解スルノ能力アルコトハ一時感情ノ刺戟性ナルニ制セラレテ

意外ノ出来事ヲ醸ササルニアラザルモ病院生活ニ於ケル彼ガ日々ノ舉動ヲ觀察スレバ決シテ目的理由ナシニ亂暴シ或ハ奇ヲ術ヒ或ハ盜心惡戯等ノ痕アリシヲ發見シ得ザルノミナラズ入院以來會テ憤怒抵抗暴恣等ノ形跡ナク寧ロ鎮靜ニシテ寡言ニ且ツ相應ノ禮節アリ加フルニ前非ヲ後悔シ談偶々彼ガ非行事ニ及ベバ他人ノ其ヲ聞キ或ハ追求セラル、ヲ恐レテ兩眼ニ涙ヲ浮ベ『そんなことをしました』ト云ヒ或ハ『女に關係してやりそこなつたことが毎日の新聞にありますから手を出しません固くしようと思ひます』等ノ自白ヲナスハ確ニ彼ガ意識ノ清明ナルヲ證スルニ足ル況ヤ意識ノ濁濁ヲ證明スベキ從命運動(トハ)檢診者ガ被檢者ノ面前ニ於テ手ヲ打チ足ヲ踏ミナラシ或ハ言語ヲ發スレバ之ニ應ジテ其舉動ヲ真似シ或ハ他動的ニ被檢者ノ四肢軀幹等ニ隨意ノ地位ヲ取ラシムレバ被檢者ハ永ク其位地ニ止マリ自ラ目的アル隨意ノ運動ヲナスヲ知ラザル類ヲ云フ)或ハ身邊ノ事物ヲ錯誤シ或ハ聲ナキニ聞キ實體ナキニ見ル等ノ五官感覺ノ誤リナキニ於テオヤ一言ニシテ之ヲ蔽ヘバ彼ノ意識ハ清明ナリト謂フヲ得ベシ

意志ノ方面ヲ觀察スルニ入院以來寡言ニシテ多クヲ語ラズ只二三ノ患者ト時々語ヲ交ユルノミ又日々ノ舉動ハ靜穩ニシテ多クハ自室ニ坐シ怠屈ヲ覺ユレバ廊下ヲ運動スルコトアルモ精神病者ニ見ルガ如キ不安多動等ノ症狀ハ之ナク又將來ノ希望ニ就キテ質セバ

『病院には永く居たくはありません退院したら家には弟が居ますから自分は小さな店でも出してもらつて一生懸命かせがうと思ひます家のものも検査がすんだら勝手なことをやれ』ト云ひま



すから

又自首調書ニヨルニ

『放火したのは五十圓をなくして宅に入ることが出来ぬため自分では誠につまりません故死ぬ積で放火したのであります』

以上ヲ要スルニ彼ノ行爲ニハ理由アリ無意味ニアラズ換言セバ彼ノ意志ハ薄弱ナルカ或ハ堅固ナルカ今俄カニ判断シ易カラザルモ現時ニ於テハ甚シキ障礙ナキモノト認メ得ラル、ナリ

色慾ノ發動如何ヲ察スルニ寧ロ其晩キヲ認ムルソミニテ生殖器ニ異狀ヲ認メズ手淫又ハ倒錯症等アリシ徵候ヲ發見シ得ズ尙之ヲ其家族ニ質スモ『平素は金錢に無頓著で女に關係したることなどは見聞いたしません』(被害者聴取書)ト云ヒ其他大金ヲ懐ニシテ二日モ〇〇ニ滞在セシニモ拘ハラズ途中ハ涼車ニテ一直線ニ上下シ又料理屋ニ藝妓ヲ招キシノミニテ敢テ漁色ノ行爲アリシト認ムベキ痕ナキヲ以テ見レバ色慾ノ發達ハ猶遲々タルモノ、如シ妄想妄覺等モナシ

説 明

遺傳ノ關係ニ就テハ知ルトコロ極メテ僅少ニシテ其詳細ヲ悉スニ由ナシト雖ドモ現存セル家族ノ記憶ニヨレバ其血統中ニ曾テ神經病精神病等アリシヲ聞カズト云フ

既往症中殊ニ注意スベキハ父母ノ健否飲酒ノ程度微毒ノ有無出産ノ難易小兒期ノ腦症狀若クハ外傷ノ有無等ナレドモ前ニ其條下ニ詳記セル如ク何レモ陰性ニシテ殊ニ指摘スベキ一ノ證據ヲ得ズト雖モ被

告ガ既往症ヲ一貫シテ顯著ナル事實ハ既ニ小兒期ヨリ痲癩強ク長ズルニ從ヒ愈其度ヲ増シ自暴、自恣、頑愚、小膽ニシテ憤怒シ易ク長上ノ命ニ反抗シ出テ、ハ數回其居ヲ轉換シ學問實業一モ其終リヲ全フシタルコトナキ事ナリ

現在症中ノ主要ナル部分ヲ摘録スレバ頭顱ハ正顛ニ屬シ眉ハ左右稍其高サヲ異ニシ聽能ハ右尋常ナルモ左ハ慢性中耳炎アリテ鼓膜肥厚ノ結果全ク聽能ヲ失ヒ口角ハ談話ノ際左右其高サヲ異ニシ視力ハ尋常ナルモ色彩ヲ實地ニ就テ區別シ若クハ其色名ヲ正答シ得ズ感覺ハ全身ヲ通シテ左半ノ稍右ヨリ過敏ナルヲ認メ頭部ノ左顛顱部ト腰椎ノ附近ニ古キ腫瘍ノ痕跡二三アル外全身ニ外傷ノ跡若ハ畸形ナシ精神症狀ニ於テハ感情ノ著シキ刺戟性憤怒性アリテ長上ニ對シ喧嘩反抗シ又器物破壊等ヲナスコト殆ド毎日ニシテ家庭ノ教訓モ學校ノ教育モ更ニ改悛ヲ促スノ效ナカリシハ『家族のものは腫物に手を觸るる思ひして何事も意のままにし置くよりしかたが御座いません』トノ實兄ノ言及ビ『十歳頃よりは愈亂暴ものになり南山學校や慶應義塾の夜學校に入れましたが不勉強で教員に逆ひ朋友に嫌はれ二三回も學校より處分を受け其都度御詫をしましたが遂に退校處分となり詮斷つきて奉公に出せしも六ヶ月乃至一年たゝぬうちに亂暴のため謝絶され...』(被害者ノ言ニ徵スルモ明ニシテ其感情ノ刺戟憤怒性ナルハ殆ド生來ニ屬スルモノト斷言スルニ憚ラザルナリ

又考慮ノ貧弱ニシテ記憶ノ不確ナルコトハ出話ノ際思想ノ連續セザルコト内容ノ單純簡短ニシテ他ヨリ之ヲ輔導スルニアラズンバ要領ヲ悉シ得ザルコト及ビ『古いことは覚え居るも新しいことは二三日

前のことも忘れ奉公に出ても用が足らぬため歸へされます』トノ自白ノ外學校ニ於ケル成績不良ニシテ落第二回ニ及ビ學問ヲ嫌ヒ計算能力學校修得ノ智識ノ殆ド皆無ニシテ日用ノ文書スラ讀書シ得ザル等ノ事實ハ之ヲ證明シテ餘リアリト謂フベシ

道義心ノ薄弱モ亦頗ル之ヲ認ムベク既往ニ於ケル父母教員旦那等ノ命令ニ逆ヒ喧嘩亂暴ヲ働キ家ニアリテハ隠レテ酒ヲ飲ミ或ハ夜學ニ行クト稱シテ登校セズ在學百八十日間ニ僅々三日許出席セシノミニテ多クハ途中ニ空ク消光シタリト云ヒ又今回ノ事件後ニ於テモ放火後派出所ニ至リ『親方をヤツツケテやつた情くないから』ト言ヒツ、自若トシテ縲繼ヲ受ケ其夜ヨク熟睡セシガ如キハ尋常ナル少年ノ決シテ能クスル所ニアラズ況ヤ大金ヲ窃取シ逃亡シテ二日間流連ノ後チ歸來自宅ニ放火セシニ於テヤ以テ彼ガ道義心ノ甚薄弱ナラザルヤヲ疑ハズンバアラズ

然レドモ感情ノ激スル所或ハ殺人或ハ放火或ハ自殺亂暴狼籍ヲナスモノ又決シテ精神健康者ニ見ルコトナキニアラズ

若シ然ラバ吾人ハ此場合何ヲ以テ被告ノ精神ノ健否ヲ判斷スベキヤ他ナシ被告ガ犯罪ヲナシタル當時ノ行爲ニ十分ナル而モ明清ナル意識ト意志ト現存シタリヤ否ヲ知ルニアリ請フ左ニ少シク之ヲ論ゼン今被告ガ既往症ヲ按ズルニ其幼時ヨリノ行爲ハ皆彼ガ痼癖ニシテ過敏ニ自恣ニシテ粗暴ナルヨリ出テタルモノニシテ之ガ爲ニハ學問修ラズ數奉公先ヲ轉ジテ一業モ成就セシナク又現在ニ於テ『徵兵検査でもすんだら勝手などをやれ』と家人が申しますから山へでも行き又弟があるから自分は小さな店でも

出してもらつて一生懸命かせがうと思ひます』ト語ルモ他ニ希望ナク又深ク自身ノ前非ヲ悔ユル模様モナク『放火したのは家に居るとき煙草を吸つた故袖にマツチが残て居た故ソコデ何の理由も目的もなく鉋屑を以て放火しました其れより以後は夢中でした』ト云ヒ或ハ又『平素より家のものが取扱ひ悪いからいつか復讐してやらうと思つて居たソコで火をつけ表へ出で居るとジキに近所の人が火事〜とどなる故捕へらるゝより自分で出た方がよからうと思ひ〇〇〇の派出所へかけこんだのです』ト云ヒ又『放火したのは五十圓をなくしく宅に入るとが出来ぬから自分では誠につまりません故死ぬ積でやつたのです』ト云フ等ヨリ考レバ『夢中でした』復讐するつもりで『死ぬ積で』捕へらるゝより自分で訴へた方がよからう』ト言ヘルハ決シテ意識濁シ居リタルモノト思ヘズ何トナレバ明ニ放火ノ理由ヲ説明シ居レバナリ況ヤ彼ガ〇〇〇派出所ニカケ込ミシ際當番巡查阿〇新〇ガ何故ニ放火セシヤト問ヒシニ答ヘテ『家のものが弟達を虐待するから金七十圓を盗み出して逃げました』家出して死ぬつもりでしたが弟が可愛想ですから金を盗て逃げ出し歸宅して家の大將をやツツケタ惜くないからヤツツケタ親方檀那を』ト辯明シ狼狽セル様子モ恐怖セル模様モナカリシト語ル處ヲ以テ察スルモ其當時彼ガ『夢中でした』ト言ヘルハ記憶ノ不確ヲ蔽ハンガ爲メ一言ニ斯ク辯解シタルモノニテ意識濁濁ハナカリシモノ、如シ尙之ヲ證明センニ彼ハ『派出所より手を懐にし其上から繩をかけて〇〇〇〇の警察署へ連れて行かれ其夜は別に何とも云はれずに只四の布團一枚を貸して呉れ寝ろ』と云はれたから寝ましたその夜はよく睡りました別に何も心配はしませんでした翌日は六時頃おきましたら板

間を拭けと云はれたからその通りしましたその日の晝前でしたらうか警部が来てしらべましたから兄と喧嘩して放火に至る迄の顛末を語りました』此ノ陳述ヲ自首調書ト對照スルニ能ク符合スルノミナラズ巡查阿○新○ノ余ニ語りシ處ト一致スルヲ以テ見ルモ犯罪當時ノ彼ハ決シテ夢中ニテ事ヲナセシニアラズ明カナル意識ヲ有セシモノタルコト疑フベクモアラザルナリ若シ癲癇病者ニアルガ如キ夢中狀態(專門語ニテハ朦朧狀態ト云フ)ナリセバ意識清明ニ復セシ後モ追想ノ誤リ多ク或ル部分ヲ記憶シ居ルモ或ル部分ハ全ク考へ起シ得ザルモノナリ其狀態ハ恰モ夕景日没ノ際ニ於テ明トモ暗トモ名付クベカラザル所謂朦朧ノ時期ト等キ意識ノ狀態アリテ明カナルガ如ク又濁レルガ如ク外界ノ認識明カナラザルモノヲ朦朧狀態ト名付ケ多クハ癲癇ひすてりー等ニ來ル症狀ナリ今被告ガ犯罪當時ニ於ケル意識狀態ハ稍之ニ類スルガ如キ感アリ且現症中半身ノ感覺減却ノ如キ異常アルモ本人ノ自白巡查ノ陳述及ビ檢診ノ際ニ得タル證言ヨリ考フルトキハ被告ノ精神狀態ハ當時清明ナリシコトヲ斷言スルコトヲ得ベシ

現在ニ於ケル被告ノ意志ニハ障礙ヲ認メズ即チ起居動作ハ尋常ニシテ多辯ナラズ多動ナラズ至極靜穩ニシテ粗暴ナル行爲ハ入院以來ニ回モナシ然レドモ翻テ既往症ヲ案ズレバ學問ヨリモ遊戲ヲ好ミ亂暴シテハ數々奉公先ヲ轉ジ身ニ一藝ヲ覺得セントハ思ハズシテ家庭ノ説諭學校ノ教訓ニ戻リ容易ニ感情ニ支配セラレテ長上ニ反抗シ將來ノ希望ニ就テハ口ニ『一生懸命かせごうと思ひます』ト云ヒナガラ僅カ口舌ノ上ニ巧言ヲ弄スルノミニテ何故ニ人ハ勉強スベキカ何ニヨリテ生活ノ基ヲ立ツベキカ又何故

ニ父母兄弟ニハ孝悌ヲ盡スベキヤノ高尚ナル觀念ハ更ニナク從テ口ニハ前非ヲ悔ユト語りナガラ放火ノ理由ヲ説明スルニ『家のものが平素虐待するから』腹がたつと何も惜しくなくなり』ナト主張シテ前非ヲ他人ノ罪ニ歸セントシ深ク自ラヲ省ミ其非行ヲ改メントハセズ彼ガ思想意志ノ薄弱ナルコト恰モ七八歳ノ頑是ナキ小兒ガ難題ヲ言ヒテ父母ヲ苦メントスルノ狀況ニ類似ス

以上ヲ綜合シテ考フルニ被告松○良○ノ精神狀態ハ

- 第一 感情ガ先天性ニ刺戟憤怒性ナルコト
- 第二 叡智作用ノ發育極メテ幼稚ナルコト
- 第三 意志薄弱ニシテ感情ニ動サレ易キコト

即チ被告ノ精神發育ハ不十分ニシテ殊ニ智情意ノ三ツニ著キ障礙アリ此ノ如キハ精神病者ノ殆ド凡テニ通有ナリト雖ドモ意識清明ニシテ感情ノ鈍麻ナク叡智作用ノ發育不良ト意志ノ薄弱トヲ主症トスル疾病ハ所謂ル精神發育ノ制止ニ屬スベキモノニシテ其最モ重キヲ白痴ト云ヒ精神身體ノ發育ニツナガテ制止セルモノナリ然ルニ被告ニアリテハ其身體上ノ發育ハ佳良ニシテ變質徵候モ殆ドナク只僅ニ左耳ノ聾セルト視能上色彩ヲ區別スルノ能力ニ乏キ缺點アルノミ然レドモ後者ハ色盲ニアラズシテ色彩ニ關スル觀念ノ乏シキ結果ナルコト既ニ上ニ辯シタルガ如シ獨リ左耳ノ早クヨリ中耳炎ニカ、レルハ聊カ注意スベキコトニシテ耳鼻ノ疾患アルヨリ精神ノ薄弱ヲ來タスコトモ屢アリト雖モ此場合は等身體症狀ハ被告ノ精神障礙ニ與ツテ重要ナルモノト謂フベカラズ其主要ナル障礙ハ精神方面ニアリテ而

モ其度白痴ノ如ク重症ナルモノニアラズシテ唯精神發育ガ一般尋常程度ニ達スル能ハズシテ中止シタルノミ此ノ如キモノ之ヲ名ケテ痴愚ト謂フ而シテ其症ハ被告既往症ヲ案ズルニ幼時ヨリ痴癡強カリシト云フノ外別ニ證左ナシト雖ドモ生後ニ於テ何等疾病外傷等受ケシコトナシトセバ或ハ先天性癡愚ナルニ近カラシカ

癡愚ハ精神病ノ一種ニシテ社會ノ危險トナルコト多ク此ノ如キ危虞アル病人ハ之ヲ病院ニ監置シテ保護スベキ必要アリ何トナレバ叡智足ラザルガ故ニ是非善惡ヲ口ニスルモ實地ニ臨デハ容易ニ判斷ヲ失ヒ意志薄弱ナルガ故ニ意識清明ナルニ拘ハラズ他人ニ使喚サレ易ク殊ニ感情ノ刺戟性ナルモノニアリテハ一時ノ激越ニ乗ジテ意外ノ凶行ヲ敢テスルコト稀ナラザレバナリ今被告ノ放火ヲナセシ動機ヲ按ズルニ全ク些々タル感情ノ刺戟ニ他ナラス被告ノ精神ハ之ガ爲ニ激セラレ叡智ノ發育幼稚ナリシガ故ニ是非ノ分別ヲ誤リ意志薄弱ナルガタメ感情ニ動カサレテ遂ニ放火シタルモノナリ以上ノ理由ニヨリ左ノ如ク鑑定ス

鑑定

被告松○良○ハ先天性痴愚者ニシテ知覺精神ヲ喪失シ是非ノ辯別ナキ者ナリ此病症ハ生來ニシテ今日マデ持續スルモノナルガ故ニ被告ガ明治四十年六月十八日午前一時ニナシタル放火行爲モ亦其結果ニ外ナラス

明治四十年八月二十日

右被告事件ハ中止トナレリ

東京市小石川區關口臺町二十二番地

鑑定人 醫學博士 吳 秀 三

東京市麴町區内幸町一丁目三番地

鑑定人 醫學士 山口 高三郎

\* \* \*

第四十四例 謀殺犯被告人布○正○精神狀態鑑定書

○市○○區○町六番地士族布○鑄○○父

當時東京監獄入監中

布 ○ 正 ○

弘化二年正月二十七日生

事 狀

右布○正○ハ明治四十年二月一日午後三時過キ突然其筋へ出頭シテ「私は只今我が孫正○を殺害せり」トノ自首ヲナセリ於此○地方裁判所豫審判事北○良○ハ同裁判所書記岩○爲○竝ニ○○○醫渡○○○ヲ從ヘ同日午後五時三十分○○市○○區○○町六番地布○鑄○○居宅ニ出張シテ現場ヲ臨檢スルニ其狀況ハ則チ同家ハ一軒建ノ平家ニテ門ヲ入り直ニ左折シテ建家ノ横手ニ出レバ被害者布○正○ハ炭俵ヲ以テ蔽ハレ地上ニ横ハリアリ其炭俵ヲ取除クニ死屍ハ木綿拾羽織ニテ蔽ハレ更ニ之ヲ除キ死屍ヲ檢スルニ年給七八歳ノ男兒ニシテ飛白筒袖綿人羽織ニ同綿入筒袖著物ヲ著其下ニハ白綿木綿襦袢及ビふらんねる襦衣ヲ著シ尚ホふらんねる股引ヲ穿テ鼠茶唐縮緬兵兒帶ヲ締メタリ而シテ兩足ハ東ニシ兩手ハ伸バシテ仰臥シ體温ハ今猶ホ三十六度ヲ保テルモ既ニ絶命シ居レリ屍體ノ周圍ヲ檢スルニ頭部ニ接スル傍ノ羽目板ニハ飛沫逆リテ血痕淋漓タリ死屍ノ右腋下ニハ兇行ニ供セリト認ムベキ長サ約三寸三分巾約五分ノ鞘ヲ失ヘル小刀アリテ少シク其刀身ヲ歪メテ血液ニ塗レタルマ、投棄シアリ尙ホ玩具ノ肝煎玉ノ殘片一個死屍ノ傍ニ落チ及被害者ノ穿テ居リタル下駄ハ死屍ノ左右ニ脱ギ棄テ兩足ニハ泥土ヲ附著セルヲ認メタリ更ニ家宅内ヲ搜索スルニ被告人正○ヨリり○トけ○兩人宛ノ書面一通同ジク鑄○○宛ノ書面一通ヲ發見セリ(以上檢證調書)ニテアリキ。

○○○○○醫渡○○○ハ現場ニ於テ北○豫審判事ヨリ該死屍ニ就テ(一)損傷ノ部位大小及ビ兇器ノ種類ト(二)致死ノ原因及ビ死亡ノ時期トヲ鑑定スベク命ゼラレタリ是ニヨリ渡○警察醫ハ右死屍ニ就キ限ナク檢診シタル結果大要次ノ如キ變化アルヲ發見セリ乃チ「下顎部ヨリ頸部ニ掛ケテ二十一個ノ創傷ヲ被リ該部分ハ恰モ

蜂窩狀ヲ呈シ更ニ左中指第二節部ニ於テ半圓形ノ瓣狀創アリ尙ホ左環指第三節部ニ於テモ圓錐形ノ瓣狀創アリ且此等創縁ハ何レモ銳利ナリ」ト云フニアリ同警察醫ハ如上ノ所見ニ基キ第一問ヲ説明スラク「損傷ノ部位大小ハ所見ノ條下ニ詳述シタルガ如クナルガ主トシテ下顎部ヨリ前頸部ニ互リ十九個ノ創傷ヲ被ヒ最モ大ナルハ左下顎部ニ於ケルH字狀瓣狀創ニシテ舌骨ト共ニ喉頭軟骨ヲ損傷シテ深ク頸髓前面ニ達シ又頸部創傷中二個ノ創傷ハ一ハ頸動脈ヲ切斷シテコレガ致命傷ヲナシ一ハ上氣管枝ヲ切斷シ爾他ノ各創傷ハ創口比較的小ナルモ創底相錯綜連合シテ却テ皮下ニ於テ大創底ヲ形成セリ、兇器ノ種類ハ各創傷ガ創縁甚ダ銳利ニシテ創口移開シ最深キハ舌骨竝ニ喉頭軟骨ヲ損傷シテ頸髓前面ニ達シ或ハ頸動脈及ビ氣管枝ヲ切斷シ又各創傷ハ創口比較的小ナルモ皮下ニ於テ互ニ相通ズルヲ以テ考フレバ最モ銳利ナル小有刃刀ト推定ス」ト更ニ第二問ヲ説明スラク「致死ノ原因ハ頸動脈ヲ切斷シタルヲ以テ一時ニ多量ノ乏血ヲ來シ加フルニ上氣道ヲ損傷シタルヲ以テ呼吸竝ニ心臟ノ機能ヲ停止シタルヲ以テ終ニ鬼籍ニ入レリ死亡ノ時期ハ屍體ニ就テ未ダ死後強直及ビ死斑ヲ認メズ各創傷ハ創面新鮮ニシテ凝血ノ狀態竝ニ周圍ノ關係狀況ニ依レバ死後四五時間ヲ經過シタルモノト推定ス」ト(以上渡○鑑定書)。

右被告事件ニ付明治四十年四月二十六日○○地方裁判所豫審判事櫻○○駒○○ハ同豫審廷ニ於テ同裁判所書記寺○○立會ノ上余等兩人ニ命ズルニ左ノ件々ヲ鑑定スベキコトヲ以テセリ

一。被告布○正○ガ明治四十年二月一日午後三時頃○○區○○町六番地布○鑄○○方ニ於テ孫正○(明治三十四年八月五日生)ヲ殺害シタル當時被告ノ精神ニ障礙アリシヤ否ヤ

二。若シ障礙アリシトセバ被告ハ知覺精神ヲ喪失シ居タルモノナリヤ

右ノ鑑定命令ニ基キ余等ハ同日ヨリコレガ鑑定ニ著手シ兩來數次東京監獄ニ臨ミテ被告人正〇ノ心身狀況ヲ檢診シ且豫審調書竝ニ被告人ノ妻リ〇同悴録〇〇ノ口供等ヲ參考シテ此鑑定書ヲ作成セリ

被告犯罪ノ顛末

被告正〇ガ孫正〇ヲ殺害スルニ至ル理由ヲ尋ヌルニ被告ハ其子録〇〇ノ家ニ同居中初メハ嫁モ遠慮シ居リシガ次第ニ我儘トナリ次孫ノ芳〇ガ稍成長セシ頃ヨリ折合悪クナリシモ被告ハ成ルベク我慢シ居リシガ平生ノ遠慮勝モ酒ニ酔ヒテハ思惑ヲ口ニ出シテ嫁ト口論スルコト屢アリ其家ニハ下婢モナク被告ハ子守ヲナシ其妻リ〇ハ下女同様ニ働クモ嫁ハ時々之ニ對シテ酷ク罵詈訕スルコトアリ被告ノ子守中子供ガ漏尿シ又ハ跳足トナルトキハ被告等ニ畜生トカざまを見ろトカ云ヒリ〇ガ子供ニ湯ヲ使ハセル順序ヲ違ヘシトテひどい婆々だトテ怒リ罵リシコトアリ本年一月以來妻ハ僕麻質斯ニテ辱ニ就キ被告ハ嘗テ幾分ノ手傳ト思フテ食事後ニ茶碗類ヲ洗ヒシガ嫁ハ炬燵ニテ新聞ヲ見テ居リ被告ガ面當テニ茶碗ヲ洗フモノト思ヒシカ皿小鉢ヲ投ゲシコトアリ被告等夫婦ハ是等ニテ大ニ嫁ニ對シ憤慨シ居レリ其子録〇〇モ之ヲ憂ヒ親子別居ヲ可トシ昨年頃ヨリ其話アリ本年一月リ〇ガ病氣ニナリシヨリ愈別居ヲ實行スルコトトナリ被告ハ其娘ナル〇〇區〇〇〇町十番地煙草小賣商布〇〇〇方ニ引移ラント既ニ同人ニモ此話ヲナセシガ孫正〇ガ可愛サノ餘リ延々ニナリ居レリ録〇〇ニハ二人ノ子アリ正〇ハ長男ニテモアリ老夫婦ハ幼少ノ頃ヨリ手ニ掛ケテ可愛ガリシ者ニテ勢次男ヨリモ愛情深カリシニ嫁ハ其反對ニ次男ヲ愛シテ長男ヲ憎ムヤウナリテ嫁ト被告夫婦トノ間ハ喧嘩ノ絶ヘシ間ナク正〇モ自然ニ母ヨ

夫リモ被告等夫婦ヲ慕フヤウナレリト云フ是レ主トシテ被告ノ告グル所ナリ  
悴録〇〇ノ證言ニヨレバ次男芳〇ハ幼年ナレバ妻ヲた〇ガ餘計ニ手ヲ掛テ長男正〇ハ父母ガ世話ヲシテ居ルノデ妻ヨリハ兩人ヲ平等ニシテ居ル様ナルモ老父母ハ長男正〇ヲ可愛ガリ芳〇ヲ左程ニ取扱ハズ寧ろ遠ケル如クニテ從テた〇ガ正〇ニ當リ前ノ小言ヲ云フテモ父母ノ眼ヨリハ之ヲ虐待スル如クニ見ンモ是レ一口ニ云ヘバ年寄ノ僻ミナラン又父正〇ハ自カラ別居スレバ孫正〇ニ別レルヲ惜ミ母ノミ別ルレバ自分ノ世話ノ仕手ナキヲ憾ミ方々兩親間ノ意見決定セヌ故ニ録〇〇ハ折衷説トシテ兩親ヲ近傍ニ別居サズルコトヲ勸メシガ母ハ之ヲ賛成セズ父ハ思ニ窮シ母ガ娘ノ方ニ行ケバ自分モ共ニ行カテバナラスト考ヘシモノ、如ク其事ヲ大ニ苦ニシテ居リタリト云フ  
娘〇〇ノ言ニヨレバ『母の申すのに餘り大勢同居し居りて手が届かず且少しく家内に不折合があることにて私の近傍に家を持つ筈でありました』云々  
上記ノ如ク被告ハ別居スルトセバ當然其愛孫正〇ニ別レザルヲ得ズ若シ亦悴ノ方ニ獨リ留ランカ斯クテハ此不自由ナル老ノ身ヲ世話スルモノナシトテ被告ハ大ニ此コトヲ苦慮シタルモノ、如ク一旦ハ悴録〇〇ニ對シテ別居ノコトヲ拒ミタルガ悴ハ此コトヲ承知セズ且嫁トノ不折合ノ爲メ別居スルコトナレバ其後ハ折合ガ宜シカラントノ悴ノ言モアリ實際被告ハ此コトヲ拒ムヲ得ザリシガ故ニ被告ハ其不如意ナルニ困ゼシノミナラズ益々嫁ニ對シテ惡感ヲ抱クニ至リシモノニシテ現ニ被告ガ豫審廷ニ於テ『嫁は私に向ひて畜生とか馬鹿とか申して私も武士であり實に腹に堪え兼ねて居ましたが亂暴な振舞を

しては一家の滅亡ですから我慢を仕買いて居りましたが先月に入りてより益々嫁が酷くありますから別居の考も一層募り其れに付きては孫正〇に別れることが悲しいのでありました』トノ陳述ヲ爲セシニヨリテモ明カナリ斯クスル間ニ明治四十年一月三十一日嫁ガ所用アリテ里方ニ行キ其不在中り〇ガ正〇ヲ抱キテ『お爺さんやお婆さんは都合あつて煙草屋の方へ行かねばならぬから今まで可愛がつて居つたが違者に居てこれから父母の云ふことを聽いて穩しくして居てお呉れ』ト云ヒシニ正〇ハ『お祖父さんもお祖母さんも行くのなら私も一所に連れて行つてお呉れ』ト云ヒテ泣キシカバリ〇モ共ニ泣キ出セシヲ以テ被告ハ其時胸ガ張り裂ケル如クナリテ若シ自分等二人ガ他ニ行カバ正〇ハ如何ナル目ニ遇フモ知レズ寧ロ正〇ヲ殺シテ自分モ自殺セントノ考ヲ起シ二月一日午前ニ小刀ヲ懷中シテ機會ヲ待チ居リ尙ホ午前十時頃ニ焼酎八錢ヲ飲ミシガ午後二時頃ニ正〇ガ祖母ヨリ小遣ヲ貰ヒ玩具ヲ買フニ同行シ〇町ニ出テ肝癩玉ノ紙ト竹鐵砲鼠花ヲ買ヒ其ヨリ家ノ方ニ歸リ門内へ入り急ニ彼所ニ面白イモノガアルト云ヒ左ニ付イテ庭ニ廻ル羽目ノ隅ノ所へ連レ行キ突然小刀ヲ以テ正〇ノ咽喉ヲ突キ驚テ倒レル處ヲ無暗ニ突キタリ時ニ午後三時頃ニシテ其時被告ノ耳ニハ『許して呉れよ』ト云フ如キ聲ヲ聞キシトモ思ハレシガ正〇ハ直チニ斃レタリ被告ハ次テ自殺セント思ヒシモ往來ハ近シ小刀位ニテハ自殺シ兼ヌルヨリ遂ニ氣運レテ一層自首セントシ自分ノ着用セル絆纏ヲ正〇ノ死體ニ被ヒ炭俵ヲ其上ニ掛ケ臺所ニ居リシ妻ニ對シ『正〇は外に遊んで居るよ俺は外へ一寸行つて来る』ト云ヒ放チテ被布ヲ着テ表へ出デ取附ノ酒屋〇〇ニテ葡萄酒ノ二合瓶ヲ買ヒ傍ヲ石ニテ儼ノ口ヲ缺キ之ヲ飲ンデ儼ハ其最

寄ノ溝へ棄テ其レヨリ麻布ノ交番へ自首シタリ

斯クテ被告正〇ノ自首後其家宅ヲ搜索セシニ遺書二通ヲ發見セリ是レ實ニ被告ガ其犯罪ヲ決行セシ二日前ニ認メシモノナルコト後ニテ知ラレタリ

當時正〇ガ認メシ遺書ノ内容ヲ記スレバ乃チ左ノ如クナリ  
其一、婦〇〇ニ宛テタルモノ(題名、老の稗言)

一。別居論に對して正〇文旨なるも故福澤先生女大學(故貞原益軒著)及び新女大學其他諸書も散見せり況や先考妣も別宅せられたるに於ておや何ぞ頑然反對せんや只既往の事情より將來より深愛感するなり殊に不性者の余保護の恩入り〇(妻ヲ指ス)ニ別るれば若夫婦に氣の毒の事のみ多からんまして自分の不都合は非常なり〇〇同行せんか同人の足手まじひもなり小〇等も邪魔者なり進退極まれり尙他にも事情あり、曰ク、いゝ難し

一。苟〇則勞働を厭ふより内にこびりつく何ぞ然ん明治十年より三十二年に至る迄炎暑雨雪を冒し勉勵今に賞書あり退隱後も遠隔の地に通勤せり其不成立は先天的不才ニ一は酒の料なり嗚呼禹王の名言今更に感伏せり

一。年來兩孫の守り大に不行届申譯なけれ余の身になりては別れの哀情生樹をさくが如し(り〇〇正〇〇の親情も含めり)爰に於て遊は既往を追憶し夜は夢裡に強襲せられ身心憂亂せり少しく察せられよ何卒今後共正〇の如き氣分よわければ過失あるも吐責せずよく説諭の程伏て御兩人に御頼み申候也

一。り〇事老年頑固なるも四十三年來貧富非常布〇家に有功の婦人なれば是迄の事は宥恕して何卒やさしく

折々通路して兩孫もしたしくさせるやう涕泣御兩人に御頼み申上候也

一。尙一二の書付け○に預けあり萬一の用なれば

其二、妻り○娘け○ニ宛テタルモノ(題名、老の繰言)

一。正○少しは書類も見たり別居論に反對するものにあらずいづれ別居するつもりなれど今の處いろく言かたきこもあり一月四日以來なれぬ火たき水仕事大に手足をいためたれど何卒り○の全快今一兩年正○も同居世話たのみ度それのみたのしみにすいぶん氣に入らぬ事もがまんしてはたらき年の初め鐺がもし此後子ができれば芳をおばアさんに渡し正(嫡孫を云ふ)を引取さいへり然ればなをり正○も一所に居らるゝかご飛立うれしさも夢も過ぎさりいよいよ○正わかれ話となり此先じつに心配せり或人は兩親のそばぢぢがよけいな世話なりこそそれはふかく正○の心中をしらぬなり○につき行は本人の足てまきびの上正の事わすれず此先ぐちの正○さうなるも頼み度はり○が是迄の事は水にながし折々は本宅もたづね正にもしたしく(た○はんたいあれば氣を永く)菓子の一つかおもちやにてもつかはしせて老人の頼みをききごまけもらい度これはけ○さんでもよくくなだめてもらいたしながく本宅わじゆくのゐる

一。此品々はまごにおじやまながらごほげぢぢの心まかせにしばらくおるて下さい

一。先祖書ミ半紙帳は取置アトはやぶりすてよし他見無川

一。此おもちやはごこかへしばらくおるて下さい捨てもよし北原へはあづけぬやう願候

一。若菜の書付は未納もあれさいづれ面談のつもり萬一の爲御あづけ置候もし老人ごんなごもあるも此ためにはあらず

一。長久のやけ酒申譯なしもちろんおひく小づかい(本日よりくれぬかしらす)も集金にてかへすつもりもし死せば香でんに籍ミ兩人に御頼申候也恐るべきは酒なり

被告ノ既往事歴

甲。被告ノ成育及ビ生活史

被告人布○正○ノ家ハ舊幕臣ニシテ食祿七百石ヲ領シ世々武術指南役タリ其弓術ハ日置流槍術ハ大島當流劍術ハ心形刀流ヲ標榜シ祖父ハ隼○○父ハ藤○○(後ニ夢○○)ト稱セリ正○ハ此家ノ嫡男ニシテ幼時父母ノ膝下ニ愛育セラレ八歳ヨリ十四五歳マデ漢籍ヲ學ビ十一歳ヨリ十四五歳マデ祖父ニ就テ水練ヲ又富○某ニ就テ馬術ヲ稽古セリ同ク十一歳頃ヨリ十八九歳頃マデ家門ニ於テ弓術槍術竝ニ劍術ヲモ稽古シタリ

二十一歳兩親監督ノ下ニ當時對等ノ幕臣タル丹○強○ナルモノ、次女リ○(于時十八歳)ヲ娶レリコレヨリ漸々父祖ノ役目ヲ繼承スベキ筈ナリシガ二十三歳ノ時(慶應三年)○○氏○○ヲ奉還シテ新ニ○○ニ移住スルヤ正○モ亦父ト俱ニ扈從シテ同地ニ留ルコト一ケ年ノ後更ニ○○ニ轉ゼリ(○○在留ノ際實弟鐵○○ハ同地ノ原○源○ナルモノ、智養子トナリシモ後不縁トナリシヲ以テ同人ハ出京ノ上布○正○ト稱シテ手遊品竝ニ塗物商ニテ渡世センガ明治十四五年頃精神病ニ罹リ一兩年ノ後チ死亡セリ)其地ニ於テ食祿ハ僅ニ七人扶持ニ減ジ父ハ漸ク老衰シ正○ハ不肖ニシテ父ニ及バザルヲ以テ家運稍傾キ加之二十六歳ノ時(明治四年)廢藩置縣トナリテ愈食祿ニ離ル、コト、ナリ止ムナク出京センガ○○



國○○郡○○村(今ハ○○村ト稱ス)ハ布○家ノ舊菜地ナレバトテ父ノ不賛成ナルニ拘ラズ兩親ヲ○○ニ遺シ妻及ビ二人ノ子ヲ携ヘテ同地ナル名主竹○平○○ナルモノニ寄り正○○ハ手習師匠妻ハ針仕事ヲナシテ多少ノ收得アリ又奉還金(二百四五拾圓)ニヨリテ生活ヲ助ケタリ翌年父母ヲ○○ニ迎ヘシニ父ハ六十六歳ヲ一期トシテ間モナク同地ニテ歿シ竹○氏ハ財政上ノ失敗ヨリ家産ヲ傾クルニ至リ同人ニ寄ルモ心許ナキヲ以テ遂ニ再ビ出京スルコト、ナレリ此間ノ歲月ハ明治六年ヨリ八年ニ互リ正○○ノ年齢二十九歳ヨリ三十一歳ノ間ナリ出京後ハ官衙ニ奉職シテ身ヲ立テントシ志ヲ得ズ明治九年(于時三十二歳)○○○縣巡查トナリシガ職務ノ重キニ堪エ得ズ三四ヶ月ニシテ辭職シ又々○○○ニ戻リ多少文字ヲ解セルト且書心アルトヲ利用シテ活版屋ノ校正掛リ或ハ提灯團扇ノ書書トナリ妻ハ裁縫ヲ爲シツ、細クモ渡世セリ明治十九年(于時四十二歳)他ヨリ勸ムルモノアリテ東京三田郵便局ノ集配人トナリシガ此職ニハ永ク能ク堪エ得テ去明治三十二年悴鑄○○ガ一家ヲ立ツルニ至ルマデ實ニ十有餘年間勤績シ二三ノ賞狀ヲモ受領セリ此歳正○○其妻ト共ニ鑄○○ノ養所トナルニ至リシガ家ニアリテ他ニ用事モナケレバ某新聞ノ校正掛ヲナシ次デ○○新聞社ノ集金掛トナリシガ其社ノ間モナク廢止セシ爲メ閑散ノ身トナリ(此間僅ニ二二年)其後ハ老年ニテ物事ニ根氣ナシトテ敢テ他ニ就職セザリシガ曾テ新聞社時代ノ知人若○○貞○○ナルモノヨリ他(貸金ノ催促方ヲ依頼セラレ最近ニ至ルマデ毎月債務者某方ヨリ債金ヲ取立テ多少ノ報酬ヲ貰ヒ居レリコレヨリ先キ娘○ハ漸々成育シテ十八歳(明治十七年ノ頃)ニ達セシヲ以テ某所ニ嫁セシガ二十四歳ノトキ遂ニ辛抱出來ズトテ離別シ其後一旦奉公ニ出デシガ今ヨ

リ八九年前某所ニ再縁セシモ一年餘ニシテ離別シ更ニ六七年前太○○某ノ許ニ三タビ嫁セシモ夫ノ眼疾(黒内障)ノ爲メ我儘ニテ離別シ爾來ハ獨立生活ヲ思ヒ立テテ去明治三十七年(け○○ノ年齢二十八歳)以降東京市○○區内ニ於テ煙草小賣商ニ従事セリ又實母ハ明治二十四年病ノ爲メ歿シ悴鑄○○ハ明治十三年齡十一歳ノ時正○○ノ見込ニテ某煙管職ノ許ニ丁稚トシテ住込ミシガ十五歳ノトキ『卷煙草ノ流行する世に煙草職の如きは將來に見込がない』トテ奉公ヲ思ヒ止マリ更ニ活版ノ拾字生トナリ數ヶ年ニシテ明治二十三年ニ至リ東京築地ナル工手學校ニ入り同二十五年電工科ヲ卒業シ二十七年更ニ器械科ヲ卒業シ間モナク東京電燈會社ニ雇ハレシヨリ以後ハ多少正○○ニ貢グコト、ナリシガ後累進シテ○○局(電力科)技手トナリ稍餘裕ヲ生ジ父母ヲ扶養シ得ルニ至レリ明治三十三年主トシテ自己ノ意志ヲ以テ嫁ヲ迎ヘ翌年嫡孫正○○出產シ越エテ三十七年更ニ次孫芳○○出產セリ正○○夫婦ハ近年閑散ノ身トナリシヲ以テ共ニ嫡孫ヲ手ニ掛クルコト多ク殊ニ次孫ノ出生後ハ夜モ亦正○○ノ妻ガ附添フコト、ナリシヲ以テ一際之ヲ鍾愛セリ

乙。被告ト一家ノ關係及ビ他家トノ交際

被告正○○ハ其父ヨリ家督相續ニハ物足ラズ認メラレシニヤ其父嘗テ之ヲ廢嫡シ弟ニ家ヲ繼ガセントセシガ被告ノ反對ニヨリテ中止シタリ其後父及ビ弟共ニ被告ニ先ダテテ死シ被告ハ時勢ノ變遷ニ逢フテ具ニ困苦ヲ嘗メ屢生計ヲ支フルコトモ危カリシガ氣丈ナル妻リ○○ノ内助ニヨリテ纔ニ世界ノ風波ヲ凌ギ世帯ヲ維持シ實母○○ハ辛フジテ奉養セシモ長男鑄○○ハ十一歳ノ時ヨリ他(出シテ殆ンド保護ヲ

與ヘズ長女け○モ再三ノ結婚モシ奉公ニモ出デシカバ是又殆ソド被告ノ厄介トナラズ加之近年ハ獨立シテ煙草屋ヲ營ミ多少被告ニ貢グ位ナリ去ル明治三十二年倅鑄○ガ一戸ヲ構ヘテ以來被告ハ之ト同棲シ鑄○ニ對シ多少遠慮スル様ナルモ酒ノ嗜好ハ止マズ時々失體ヲ演ジ屢鑄○ヨリ切ナル諫言ヲ受ケシモ碌々節酒ダモナス能ハズ倅ノ留守ヲ機會ニ飲酒スルヲ例トセリ然レドモ被告ト鑄○トノ間ハ不和合ニハアラザリキ

正○ト妻リ○トノ間柄ハ多年間敢テ不和ノ様子モナク時ニ正○ヨリ些細ノコトヨリ怒リヲ發シテ小言ヲ云フコトアルモリ○ハ正○ノ氣質ヲ能ク吞ミ込メルコト、テ更ニ反抗セントモセズ主トシテ正○ノ意ヲ迎ヘシコト多シ殊ニ近年ハ正○ノ根氣漸ク衰ヘ妻ノ手ヲ借ラザレバ不便ナル場合少ナカラザルノミナラズ妻ノ精神的庇護ナクバ家ニ居惡キ風アリシヲ以テ妻ヲ當ニシテ日常コレニ信賴スルコト多ク妻ハ亦良人正○ノ爲メ成ルベク自由ト満足トヲ得サシメ常ニ嫁ニ對スル要領トナリ居タルヲ以テ妻ト嫁トノ間ハ日常ノ衝突コソナケレ互ニ隙壁アリシモノ、如シ

嫁ト○ハ其氣質稍、痴癡ニシテ怒リ易キ風アリ而カモ家ニ對シテハ要スルニ忠實ナル方ナリ學校教育ハ餘リニ多カラザルモノ、如ク僅ニ日常ノ葉書文位ハ之ヲ能クセリ家庭ノ教育ハ寧ろ不足ニシテ其家ニハ下婢モナク母リ○ハ女中同様トナリテ嫁ヲ助ケ被告ハ孫ノ守ヲナス嫁ハ舅姑ニ酷ク言ヒ又惡口ヲナスコトアリ兩親ノ如キ長上ニ對シテモ餘リ敬意ヲ拂ハザルノ風アリ且同人ハ妊娠ノ初期ニ於テ少シク氣分勝レズシテ容易ニ憤怒ヲ催スノ癖アリ去明治三十六年次孫芳○ヲ妊娠セルトキノ如キハ稍著シ

カリシカバ其頃ヨリ或ハ孫ノコトヨリ被告ト互ニ論難攻撃スルコトアリ或ハ正○ガ酒後ノ不作法ヲ言ヒ咎ムルコトアリ兩者ノ間謹慎ノ懸絆破レテ互ニ無遠慮トナリ來リテ共ニ口輕ク俗ニ『賣リ言葉に買ヒ言葉』ヲ爲ス場合多カリシモノ、如シ

嫡孫正○ハ同様以來初メテノ男子ニテアリシコト、テ一家ノモノヨリ愛撫セラレ殊ニ正○夫婦ハ親ニ讓ラズ之ヲ愛セリ尙次孫芳○ノ生産後ハ嫡孫ハ勢ヒ正○夫婦ノ手ニ掛ルコト多クナリシヲ以テ常ニ正○ヤリ○ニ追ヒ繼ルアリ從テ被告等ノ愛情ハ濃厚トナレリ次孫芳○ハ哺乳以來嫁ノ手中ニアリテ自然其愛撫ヲ受ケシモ正○ヤ其妻リ○ヨリハ其親愛ナル情ノ互ニ感傳スルコト到底長子ニ及ブベクモアラザリキ

正○ハ壯年ノ頃ヨリ交際少ナク現ニ親戚トノ間スラ碌々交際スル程ノ念ナシ故ニ親戚間ニハ多少疎ンゼラレタル傾向アリ又多年間自己ノコトニノミ急ナリシ關係モアリシカド人ノ爲メニ世話スルノ念ナク隨テ人ノ爲メニナリヤリシコトナシ右ノ如クナレバ自然社會的關係ハ絶無ト稱スル程ニテアリキ

丙。被告ノ氣質及ビ嗜好史

一。被告ノ氣質。幼時ヨリ壯年ニ互リテ小膽怯懦ニシテ家外ノ人ニ對シテハ多クハ唯々諾々敢テ自己ノ主張ヲ伸ベシコトナシ然レドモ家内ノモノニ對シテハ短氣ニシテ邪推ノ心嫉妬ノ念深ク之ガ爲ニ屢擲擻ノ言罵詈ノ言ヲ放ツコトアリ更年期ニ及ンデ言語舉動無作法トナリ家人ノ嫌フモ介意セズシテ白晝ヨリ室内ニ大ノ字ニナリテ臥シ清潔ニハ構ハザルノ風トナリ又些事ヲ匿シテ空嘯クコトアリ虛構ノ

言ヲナシテ平然タルコトスラアリ又注意ヤ克己ノカハ減弱シテ時々家ノ手助ケヲナスベキ場合ニテモ其所行ハ何時モ纏リ兼ヌルコト多ク從テ孫ノ如キニ對シテモ只々其愛ニ溺レテ前後ノ關係ヲモ考ヘズ妄リニ暴食セシムルガ如キ手拔リヲ爲スコトモアリキ

二。被告ノ嗜好。弱冠ノ頃ヨリ相當ニ武術ヲ稽古セシモ此趣味ハ割合ニ少クシテ其爲ニ常ニ實弟ニハ及バザリキ然レドモ或種ノ記憶ハ比較的強良ニシテ漢字ノ如キハ他ノ割合ニ能ク讀ミ文章モ之ニ準ジテ先々上手ノ方ナリ又畫心アリテ師ニ就キテ習ヒタルニモアラザルモ團扇ヤ岐阜提灯ニ繪ヲ畫キ得ル程トナリ食物トシテハ兎角異味ヲ好ムノ癖アリ例之常人ノ食スルヲ厭フ所ノ海豚狼猿赤蛙の肉ナドヲ時々生食シ其他種々ノ魚肉ヲ好シテ生食セリ尙ホ鯨の醃肉ヲソノマ、喫シ蝨ヤ蜂の子ヤむつこの眼球ナドヲモ平氣ニテ口ニスルコト屢ナリ又食事ハ平常ヨリ良好ナルモ新聞社通勤時代以來ニ食ノ習慣トナレリ又飲酒ノ關係ハ左ノ如シ

丁。被告ノ飲酒史

正〇ハ弱冠ノ頃ヨリ酒ニ堪エ易キ性質アリテ來客ノ時ナド多少多量ニ飲酒セリ三十三歳以後ハ自己不遇ノ鬱悶ヲ散サントシテ屢清酒ニ合許ヅ、頓服(ぐいのみ)セリ當時飲酒スレバ顔面潮紅シ氣分モ多少快潤トナレリト云フ三十五六歳頃ヨリ毎日常酒五六合時ニハ一升許ヅ、飲用セルコト多年間打續キシガ其後ハ酒價ノ騰貴ト飲酒ノ習慣ノ爲メ強キ酒ヲ選ビ飲ムコト、ナリ爾來ハ日々燒酎一合許ヅ、時ニハ二三合位モ傾ケタリ其頃飲酒時ニハ氣分荒々シクナリ大ニ家人ニ當リ散ラシ果テハ器物ナドヲ投ゲ

付ケ或ハ近隣ノ者ニあてこすりヲ言ヒ又ハ直接ニ罵詈シテ外聞ヲ憚ラザリシコトアリ五十五歳以來ハ悴ニ對スル手前モアリ直接悴ノ諫言モアリ成ルベク節酒スルコト、ナリ大概隔日ニ燒酎一合許ヅ、傾ケ居リシガ本年一月ヨリハ飲酒スルコト多クナリテ毎日ノ如ク燒酎一合乃至一合五勺許ヲ仰キ其飲酒スル多クハ家ニ於テセズ出入ノ酒店ニ至リテ財布ヲ傾ケ娘〇ノ呉レル僅ノ小使金及ビ鏝〇〇ヨリノ小使一ヶ月七拾五錢及ビ若菜ヨリノ集金ノ報酬二十三錢位ハ皆ナ飲ンデ仕舞ヒ若シ足ラザレバ店借リシテ飲ミ尙ホ不用衣類ヲ賣却シテ酒ニ代ヘシコトアリ又自ラ燒ケ酒ト稱シテ嫁ナドヨリ惡口セラレン際急ニ酒屋ニ赴クコトモ往々コレアリキ(鏝〇〇)り〇參考訊問調書並ニ豫審調書尙ホ本人自身ノ言ニヨルモ『若び盛りには燒酎を日に三合位飲みましたが昨年中は一回に一合位一週間に四五回呑みました本年に入りては毎日大抵一合位宛呑みました』正〇第三回豫審調書ト云ヒ居レリ

被告ノ既往病歴

甲。被告ノ血族遺傳史

一。父系。父ハ其氣質嚴格ニシテ着實ナリシガ年來酒ヲ嗜ミ六十六歳水腫病(腎臟病カ)ヲ病ミテ死シ其一人ノ異母妹精神病ニ罹リ十六歳ニテ死セリ祖父ハ痢癖且大酒家ナリシガ七十餘歳ノトキ老衰ニヨリテ死シ晩年四五年間著シク老衰ヲ呈セリ其二人ノ弟ハ老衰ニテ死シ一人ノ妹ハ夭折セリ祖母ハ父ヲ産ミテ後チ他ニ嫁キシカバ其遺傳關係ハ不詳ナリ

二。母系。母ハ勝氣ニシテ容易ク怒リヲ現ハス氣質ナリシガ七十二歳ノトキ老衰ニテ死シ其姉某ハ何

ノ病ニテ死セシヤ詳ナラズ弟某ハ老衰妹某ハ下痢症ニテ死シ(三十餘歲)妹二人ハ今猶生存シ其一人ハ氣質荒ク勝氣ナルモ一人ハ柔和ノ方ナリ祖父ハ氣質柔和ナリシガ何病ニテ死セルヤ不詳ナリ祖母ハ輕躁ノ氣質ナリシガ七十歳ノトキ老衰ヲ以テ死シ其兄松平外記ト稱スルモノ江戸西丸書院番ヲ勤メ居リシガ日常短氣ニシテ某日殿中ニ於テ同僚ノ爲メニ侮辱サレシトテ憤激ノ餘リ拔刀シテ七人斬ヲナシ次テ割腹シテ死セリ

三。子系。長女ハハ潔癖且癩癩ニシテ自恣ノ方ナリ長男鑄〇〇ハ多少飲酒スルモ酒後狀態ハ尋常ナリ氣質其他ニモ特別ナル異常ナシ嫡孫正〇ハ小膽且内氣ニシテ柔和ノ方次孫芳〇ハ活潑ニシテ多少癩癩アリ共ニ平素健康ノ方ナリキ

四。兄弟。正〇ハ兄一人弟二人アリ異母兄一人夭折シ長弟正〇(又鐵〇〇)ハ三十一二歳ノ頃精神病ニ罹リ三十三歳ニテ死シ次弟ハ三歳ノ時馬脾風ニテ死セリ

五。兄弟ノ子。弟正〇ニハ其子五人アリ一女ハ健存セルモ鈍キ方一男ハ十九歳ノ時脚氣ニテ死シ其他ハ皆ナ夭折セリ。

乙。被告ノ既往病史。

被告ハ幼時身體脆弱ナリシモ著キ疾病患ニ罹リシコトモナク精神的ニハ其感情過敏ニシテ或ハ些細ノコトヲ氣ニ掛ケテ悲憂シ或ハ物事ニ感激憤怒シ易ク怯懦ニシテ亦癩癩強ク或場合ハ從順猫ノ如クナルモ或場合ニハ自恣ニシテ執拗ノ傾向アリ二十歳頃ニ及ビテ其智力儕輩ニ若カズ屢悲觀的感情ニ絆サレ

厭世の觀念ニ驅ラレ僅ノ動機ヨリシテ忽チ自殺考慮ヲ起シ亦些細ノ疾病ヲモ悲觀シ大ニ苦惱スル風アリ(ヒボコンデリー)二十三四歳頃ヨリ一家浮沈ノ境ニ沈淪シ一際精神ノ刺戟ヲ増セシニヤ癩癩甚ダ多ク且其際胸元ニ張り裂クル心地ストテ屢器物ヲ投擲彼棄シ後ニテ胸ガ晴々セリト訴ヘシコトアリ三十歳ノ頃〇〇ニアリテ偶然聖天ノ像ヲ見テ俄ニ敬虔ノ念起リ此畫像ニ對シ我家ノ祝福ヲ祈願セントテ常ニ之ヲ禮拜信仰スルノ餘リ佛壇ニ安置セル日蓮畫像ヲ取外サントシテ妻ト争ヒ其極之ヲ破棄シ終レリ又佛壇ナル父ノ位牌ニ僧侶ノ謬リニテ薨ノ字ヲ刻メルヲ認メ我家ニハ不似合ナリトテ妻ノ止ムルヲ肯ンゼズ火ニ投ジテ燒却セリ又曾テ妻ニ裁縫ヲ依頼セル某少女ガ正〇ノ意ヲ迎ヘントテ一日酒ヲ瀝シテ自ラハ三弦ヲ彈キテ興ヲ添ヘシコトアリシガ此コト何時シカ間人ノ評判トナリ『殿様ガ女にはまつた』ト噂サル、ニ至リシヲ以テ正〇ハ痛ク之ヲ慚悔シ果テハ厭世ノ念ニ驅ラレテ自殺セントシ『黄金蟲を食えば死ぬ』トノ俗説ヲ信ジ一日該蟲六箇ヲ餅ニ包ミテ嚙下セシガ死ニ至ラザリシヲ以テ自ラ望ミテ座敷牢ニ入り猶鬱悶ノ念ニ勝ヘズシテ兵兒帶ヲ以テ縊首ヲ企テシニ其切斷ニヨリテ幸ニ死ヲ免レタリ其後ハ家内ヨリ嚴ニ監視サレンガ自己ノ鬱悶モ亦漸ク平ギシヲ以テ三ヶ月ノ後チ牢ヲ出タリ時ニ三十歳ナリキ其後半歳ヲ經テ元氣漸ク恢復セシガ猶同地ニアルハ何トナク味氣ナシトテ三十一歳ノトキ出京セリ

正〇ハ又三十歳ノ頃ヨリ往々夜眠不安トナリテ夢ニ魘ハル、コトヲ覺ヘ爾來殆ンド習慣性トナリテ引續ケリ尙更年期ノ頃ヨリ稍際立テテ智力減弱ヲ來シテ判断力耗弱トナリ且道德的及ビ審美的感情缺乏